

令和4年9月定例会 目次

令和4年9月1日（木曜日）

議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出欠席議員氏名	3
説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	4
会期日程表	5
開 会	6
開 議	6
議会報告 議会運営委員長報告	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	7
報第7号 令和3年度南陽市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	7
提案理由説明 市 長	7
質 疑	7
諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	8
提案理由説明 市 長	8
質 疑	8
採 決	8
同意第6号 南陽市教育委員会委員の任命について	8
提案理由説明 市 長	8
質 疑	9
採 決	9
同意第7号 南陽市監査委員の選任について	9
提案理由説明 市 長	9
質 疑	9
採 決	9
議第40号 財産の取得について	10
提案理由説明 市 長	10
質 疑	10
討 論	10
採 決	10
議第41号から議第43号まで計3件	10
提案理由説明 市 長	10

総括質疑	11
議案付託表	12
議第35号から議第39号まで計5件	13
提案理由説明 市長	13
予算特別委員会の設置について	14
議案付託表	15
認第1号から認第8号まで計8件	16
提案理由説明 市長	16
決算特別委員会の設置について	19
議案付託表	20
散 会	21

令和4年9月2日（金曜日）

議事日程第2号	23
本日の会議に付した事件	23
出欠席議員氏名	24
説明のため出席した者の職氏名	25
事務局職員出席者	25
一般質問表	26
開 議	43
一般質問	43
山口裕昭議員	43
1. 全国的な人口減少に伴う対応策について	44
高橋 弘議員	54
1. 南陽市の防災行政について	55
2. 南陽市の道路行政について	55
3. 日本の食料自給率37%について	55
片平志朗議員	63
1. 鳥獣被害対策のあり方について	63
2. 災害時の避難支援のあり方について	64
島津善衛門議員	70
1. 「南陽市まち・ひと・しごと創生総合戦略」	71
2. 「2022全国一斉学力テスト」の結果	72
散 会	80

令和4年9月15日（木曜日）

議事日程第3号	81
本日の会議に付した事件	81

出欠席議員氏名	82
説明のため出席した者の職氏名	83
事務局職員出席者	83
開 議	84
議会報告 議会運営委員長報告	84
議案の訂正について	84
一般質問	85
高岡亮一議員	85
1. 正常な世の中に戻すために	85
高橋一郎議員	94
1. 非核平和都市宣言に関する事業について	95
2. 旧統一教会に関する事業について	96
3. 災害対策について	96
佐藤 明議員	104
1. 白岩市政 3 期目の市政運営全般について	104
散 会	114

令和4年9月21日（水曜日）

議事日程第4号	115
本日の会議に付した事件	116
出欠席議員氏名	117
説明のため出席した者の職氏名	118
事務局職員出席者	118
開 議	119
議会報告 議会運営委員長報告	119
(総務常任委員長報告)	
議第41号から議第43号まで計3件	119
質 疑	120
採 決	120
(予算特別委員長報告)	
議第35号から議第39号まで計5件	121
質 疑	121
採 決	121
(決算特別委員長報告)	
認第1号から認第8号まで計8件	121
質 疑	122
採 決	122
委員会報告書	123

議案審查結果表	124
市長挨拶	125
閉 会	125

令和 4 年 9 月 定例会
予算特別委員会 目次

令和4年9月16日（金曜日）

出欠席委員氏名	127
説明のため出席した者の職氏名	128
事務局職員出席者	128
本日の会議に付した事件	129
開　　会	129
議第35号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第6号）	129
採　　決	143
議第36号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	143
採　　決	143
議第37号 令和4年度南陽市財産区特別会計補正予算（第1号）	143
採　　決	145
議第38号 令和4年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第1号）	145
採　　決	145
議第39号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	145
採　　決	146
閉　　会	146

令和4年9月定例会
決算特別委員会 目次

令和4年9月20日（火曜日）

出欠席委員氏名	147
説明のため出席した者の職氏名	148
事務局職員出席者	148
本日の会議に付した事件	149
開　　会	149
委員長の互選	149
副委員長の互選	150
認第1号から認第6号まで計6件	150
採　　決	173
認第7号及び認第8号の計2件	174
採　　決	175
閉　　会	176

令和4年9月定例会

南陽市議会会議録

(第405号)

南陽市議会事務局

令和 4 年 9 月 1 日（木曜日）

本 会 議

令和4年9月1日（木）午前10時00分開会・開議



議事日程第1号

令和4年9月1日（木）午前10時開議

議会報告 議会運営委員長報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報第 7号 令和3年度南陽市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第 5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 6 同意第6号 南陽市教育委員会委員の任命について

日程第 7 同意第7号 南陽市監査委員の選任について

日程第 8 議第 40号 財産の取得について

日程第 9 議第 41号 南陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議第 42号 南陽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 11 議第 43号 南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 12 議第 35号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第6号）

日程第 13 議第 36号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 14 議第 37号 令和4年度南陽市財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 15 議第 38号 令和4年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 16 議第 39号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 17 予算特別委員会の設置について
- 日程第 18 認第 1号 令和3年度南陽市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 認第 2号 令和3年度南陽市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 認第 3号 令和3年度南陽市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 認第 4号 令和3年度南陽市育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 認第 5号 令和3年度南陽市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 認第 6号 令和3年度南陽市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 認第 7号 令和3年度南陽市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 25 認第 8号 令和3年度南陽市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 26 決算特別委員会の設置について

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（17名）

1 番	伊 藤 英 司	議員	2 番	佐 藤 憲 一	議員
3 番	山 口 裕 昭	議員	4 番	島 津 善 衛 門	議員
5 番	高 岡 亮 一	議員	6 番	高 橋 一 郎	議員
7 番	舩 山 利 美	議員	8 番	山 口 正 雄	議員
9 番	片 平 志 朗	議員	10 番	梅 川 信 治	議員
11 番	川 合 猛	議員	12 番	高 橋 弘	議員
13 番	板 垣 致 江 子	議員	14 番	高 橋 篤	議員
15 番	遠 藤 榮 吉	議員	16 番	佐 藤 明	議員
17 番	殿 岡 和 郎	議員			

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白 岩 孝 夫	市 長	大 沼 豊 広	副 市 長
吉 田 茂 樹	総務課長補佐	嶋 貫 憲 仁	みらい戦略課長
佐 野 毅	情報デジタル 推進主幹	高 橋 直 昭	財 政 課 長
矢 澤 文 明	税 務 課 長	高 野 祐 次	総合防災課長
竹 田 啓 子	市 民 課 長	尾 形 久 代	福 祉 課 長
大 沼 清 隆	すこやか子育て 課 長	嶋 貫 幹 子	ワクチン接種 対策主幹
島 貫 正 行	農 林 課 長	寒河江 英 明	農村森林整備主幹
長 沢 俊 博	商工観光課長	川 合 俊 一	建 設 課 長
佐 藤 和 宏	上下水道課長	大 室 拓	会 計 管 理 者
長 濱 洋 美	教 育 長	鈴 木 博 明	管 理 課 長
佐 野 浩 士	学 校 教 育 課 長	山 口 広 昭	社 会 教 育 課 長
土 屋 雄 治	選挙管理委員会 事 務 局 長	青 木 勲	代 表 監 査 委 員
細 川 英 二	監査委員事務局長	安 部 浩 二	農 業 委 員 会 事 務 局 長

事務局職員出席者

安 部 真由美	事 務 局 長	太 田 徹	局 長 補 佐
江 口 美 和	庶 務 係 長	丸 川 勝 久	書 記

~~~~~

## 開 会

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いします。

おはようございます。

御着席願います。

去る8月25日告示になりました令和4年南陽市議会9月定例会を開会いたします。

~~~~~

開 議

○議長 ただいま出席されている議員は全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

なお、当局より、説明員、穀野純子総務課長が都合により欠席する旨通知があり、代わりに吉田茂樹総務課長補佐が出席しておりますので、御報告いたします。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第1号によって進めます。

~~~~~

## 議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ここで、本定例会の運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 山口正雄議員。

〔議会運営委員長 山口正雄議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

私から、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました令和4年9月定例会の運営について、去る8月29日午前10時より議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告いたします。

本定例会に提案されます議案は、報告1件、諮問案1件、同意案2件、条例その他議案4件、補正予算案5件、決算案8件の計21件であります。

当局より総務課長及び財政課長の出席を求め、提出議案の説明を受け、議案数及び一般質問の通告を考慮し、協議いたしました結果、本定例会の会期を本日から21日までの21日間と決した次第であります。

この21日間の会期において、お手元に配付してあります日程表に従い、本会議、常任委員会及び各特別委員会を開催し、御審査くださるようお願い申し上げます。

次に、議案の審査について申し上げます。

まず、報告1件につきましては、説明を求め、質疑、了承の順で行うことといたしました。

次に、諮問案1件につきましては、提案理由説明、委員会付託省略、質疑の後、討論省略、表決の順で行うことといたしました。

次に、同意案2件につきましては、1件ずつ議題とし、提案理由説明、委員会付託省略、質疑の後、討論省略、表決の順で行うことといたしました。

次に、事件案1件については、提案理由説明、委員会付託省略、質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

次に、条例案3件につきましては、一括議題とし、提案理由説明、総括質疑の後、所管の総務常任委員会に付託といたしました。

次に、補正予算案5件につきましては、一括議題とし、提案理由説明、質疑省略、予算特別委員会設置、同委員会に付託の上、それぞれ審査していただくことにいたしました。

次に、決算案8件につきましては、一括議題とし、提案理由説明、質疑省略、決算特別委員会設置、同委員会に付託の上、それぞれ審査していただくことにいたしました。

最後に、一般質問であります。通告議員は

7名でありますので、御報告いたします。

以上、本定例会の運営について、議会運営委員会において協議、決定いたしましたので、各議員の御賛同と御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長が指名いたします。

会議録署名議員は、3番山口裕昭議員、15番遠藤榮吉議員の両議員を指名いたしますので、よろしくようお願い申し上げます。

~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日より21日までの21日間といたしたいと思ます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日より21日までの21日間と決しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長 日程第3 諸般の報告であります。

本定例会に説明のため出席を求めた者の職、氏名、議員派遣の報告、議会庶務報告、定例監査報告について、別冊諸般の報告のとおりでござ

いますので、御了承願います。

~~~~~

### 日程第4 報第7号 令和3年度南陽市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長 日程第4 報第7号 令和3年度南陽市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

この際、市長に対し説明を求めます。  
市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

ただいま上程されました報第7号 令和3年度南陽市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて御報告いたすものでございます。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率が各会計とも黒字でありますので、比率算定の対象外となり、実質公債費比率は12.0%、将来負担比率は127.1%となりました。

資金不足比率につきましては、各会計とも資金不足額がございませんので、比率算定の対象外となったものでございます。

以上でございます。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、御了承をお願いいたします。

~~~~~

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長 日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本委員の伊藤豊一氏が本年12月31日をもって任期満了となりますので、議案書記載のとおり、同氏を適任と認め、法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

御審議の上、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がございませんので、質疑を終わります。

お諮りいたします。諮問第2号は討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、諮問第2号は討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、これを同意したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号は同意することに決しました。

~~~~~

**日程第6 同意第6号 南陽市教育委員会委員の任命について**

○議長 日程第6 同意第6号 南陽市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました同意第6号 南陽市教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本委員の鎌田一郎氏が本年9月30日をもって任期満了となりますので、議案書記載のとおり、同氏を適任と認め、再任いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により御提案申し上げます。

御審議の上、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第6号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意

第6号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。同意第6号は討論を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第6号は討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。同意第6号 南陽市教育委員会委員の任命については、これを同意したいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第6号は同意することに決しました。

~~~~~

日程第7 同意第7号 南陽市監査委員の選任について

○議長 日程第7 同意第7号 南陽市監査委員の選任についてを議題といたします。

この際、青木 勲代表監査委員の退席を求めます。

〔青木 勲代表監査委員 退席〕

○議長 この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました同意第7号 南陽市監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本委員の青木 勲氏が本年9月30日をもって任期満了となりますので、議案書記載のとおり、

同氏を適任と認め、再任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により御提案申し上げるものでございます。

御審議の上、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第7号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第7号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。同意第7号は討論を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第7号は討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。同意第7号 南陽市監査委員の選任については、これを同意したいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第7号は同意することに決しました。

ここで、青木 勲代表監査委員の復席を求めます。

〔青木 勲代表監査委員 復席〕

○議長 ここで、監査委員に同意されました青木 勲代表監査委員より、登壇の上、御挨拶願います。

〔青木 勲代表監査委員 登壇〕

○代表監査委員 おはようございます。

ただいまは、監査委員の御同意いただいたことに感謝申し上げます。

近年、コロナ禍、そして自然災害ということで、大変緊急的な財政の出動、そして会計処理も大変複雑化しているように、常に見せていただいております。やはり今後、財政については大変厳しい状況ということ踏まえまして、監査のほう、さらに力を加えて見せていただく状況を鑑み、今後も努めてまいりたいと思います。本日はありがとうございます。

~~~~~

#### 日程第8 議第40号 財産の取得について

○議長 日程第8 議第40号 財産の取得についてを議題といたします。

○議長 この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました議第40号 財産の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る各学級における多様な学習形態の工夫や臨時休業時のオンライン授業の実施等、効果的な学習環境を確保する電子黒板を購入したく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、御提案申し上げるものでございます。

なお、取得金額、取得の相手方などは、議案書記載のとおりでございます。

以上、提案理由を申し上げますが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第40号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第40号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の希望はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第40号 財産の取得については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第40号は原案のとおり決しました。

~~~~~

日程第9 議第41号から

日程第11 議第43号まで計3件

○議長 次に、日程第9 議第41号 南陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第11 議第43号 南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案3件を議事の都合により、一括して議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました議第41号 南陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一

部を改正する条例の制定についてから議第43号 南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案3件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議第41号 南陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議第42号 南陽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、併せて提案理由を申し上げます。

提案いたします2案は、いずれも地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことを受け、本条例に関して所要の改正を行うものでございます。

次に、議第43号 南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、厳しさを増す財政状況に鑑み、自ら行政コスト低減の必要性を示すことで持続可能な行政運営の基盤をつくることを目的に、市長の給料支給額の一部を減額するため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、議案3件につきまして、一括して提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案3件について、総括して質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、会議規則第37条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり、所管の総務常任委員会に付託いたします。

~~~~~

**日程第12 議第35号から**

**日程第16 議第39号まで計5件**

○議長 日程第12 議第35号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第6号）から日程第16 議第39号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの補正予算議案5件を議事の都合により、一括して議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました議第35号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第6号）から議第39号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの補正予算案5件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議第35号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

補正の主な内容は、庁舎省エネ設備等導入改修工事の追加、人事異動等に伴う職員人件費及び特別会計への人件費繰出金の整理、令和4年度の普通交付税の決定に伴う歳入の補正、令和3年度決算に伴う繰越金の確定とそれに伴う基金積立金の補正、その他、国県補助事業の採択、県総合交付金の確定、事業の進捗に伴い必要となった事業費の補正などであり、財源につきましては、国県支出金、繰越金等で措置いたします。

また、年度内に完了することができない庁舎省エネ設備等導入事業費などを明許繰越するほか、債務負担行為及び地方債の変更等をいたします。

次に、議第36号 令和4年度南陽市国民健康

保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定におきまして、人事異動等に伴う職員人件費の補正のほか、決算確定に伴う財政調整基金積立金及び償還金の補正を行うものでございます。財源につきましては、繰入金及び繰越金で措置いたします。

次に、議第37号 令和4年度南陽市財産区特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の主な内容は、決算確定に伴う繰越金の補正と一般管理費及び浴場管理費等の補正を行うものでございます。財源につきましては、公衆浴場使用料、繰越金等で措置いたします。

次に、議第38号 令和4年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は、人事異動等に伴う職員人件費の補正、決算確定に伴う償還金及び基金積立金の補正を行うものでございます。財源につきましては、国県支出金、繰入金及び繰越金で措置いたします。

次に、議第39号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は、決算確定に伴う予備費の補正を行うものでございます。財源につきましては、繰越金で措置いたします。

以上、補正予算案5件につきまして、一括して提案理由を申し上げますが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。質疑は予算特別委員会において行うこととし、この際、質疑を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 御異議なしと認めます。よって、この際、質疑を省略することに決しました。

~~~~~

日程第17 予算特別委員会の設置について

- 議長 日程第17 予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議第35号から議第39号までの補正予算議案5件を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 御異議なしと認めます。よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決しました。

議第35号から議第39号まで補正予算議案5件は、ただいま設置いたしました予算特別委員会に付託いたします。

なお、予算特別委員会は、日程に従い委員会を開催し、審査願います。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第18 認第1号から

日程第25 認第8号まで計8件

○議長 日程第18 認第1号 令和3年度南陽市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第25 認第8号 令和3年度南陽市下水道事業会計決算の認定についてまで、決算認定議案8件を議事の都合により一括して議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました認第1号 令和3年度南陽市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認第8号 令和3年度南陽市下水道事業会計決算の認定についてまでの8会計につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査をいただきまして、御提案を申し上げるものでございます。

第6次南陽市総合計画、第2期南陽市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた目標を達成すべく、子育て支援、防災対策、産業振興など、市民生活に直結する事業を最重要施策に位置づけて事業を実施するとともに、財政規律の堅持に努めてまいりました結果、一般会計の実質収支は11億8,314万4,000円、また、特別会計の実質収支合計は2億3,659万7,000円の黒字決算となりました。

歳入につきましては、地方交付税や地方債が増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により個人市民税をはじめとする市税が減少し、また、コロナ対策の国庫支出金が減少したことから、前年比で2.3%の減となっております。

歳出につきましては、新温浴施設整備事業や認定こども園施設整備事業により普通建設事業費が増加し、また、コロナ対策により扶助費が伸びたものの、同じく大型のコロナ対策事業である特別定額給付金給付事業などが終了したことにより補助費等が大きく減少したことから、前年比で4.4%の減となりました。

経常収支比率につきましては、経常一般財源である普通交付税が増加したため、88.2%と前年度より5.6ポイント減少しました。

地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率は、先に御報告を申し上げましたとおり、実質公債費比率につきましては12.0%と前年比0.1ポイントの増加となりましたが、将来負担比率につきましては127.1%と、基金残高の増加などにより前年比で4.4ポイント減少いたしました。

両数値とも早期健全化判断基準を大きく下回っておりますが、引き続き歳入の確保、歳出の削減に努めながら、将来にわたって持続可能な財政基盤の強化を図ってまいります。

また、水道事業会計におきましては、1億269万1,000円、下水道事業会計におきましては615万7,000円の純利益を計上しております。

なお、令和3年度における主要な施策につきましては、決算附属資料として別冊を配付させていただいておりますので、御高覧をいただきたいと存じます。

以上、決算の概要を申し上げましたが、御審議の上、御認定いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員から決算の審査結果について報告を願います。

青木 勲代表監査委員。

〔青木 勲代表監査委員 登壇〕

○代表監査委員 改めて、おはようございます。

私から、令和3年度各会計の決算審査意見を

申し上げます。

審査の対象は、一般会計、特別会計5件、財産に関する調書、基金の運用状況、企業会計2件、健全化判断比率及び資金不足比率でございます。

審査の結果につきましては、各会計の決算及び基金の運用状況を示す書類の計数は正確であり、また、予算執行及び会計処理等は全般的に適正と認められました。

なお、詳細につきましては意見書に記載のとおりでございますが、概要について申し上げます。

初めに、一般会計についてでございますが、歳入歳出決算額は、歳入が194億2,794万2,000円、歳出が182億3,291万4,000円で、前年に比べ、歳入で4億5,770万4,000円、歳出で8億3,476万3,000円の減少となっております。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた剰余金から繰越明許費等として翌年度に繰越すべき一般財源を差し引いた実質収支は11億8,314万4,000円の黒字となっており、前年度の実質収支7億9,812万1,000円を差し引いた単年度収支額も3億8,502万3,000円の黒字となっております。

一般会計の歳入については、自主財源は67億5,790万4,000円で、歳入全体では34.8%となっております。前年度と比べ0.9ポイント増加しております。これは、前年度に比べ、市税と繰越金が合計3億1,167万5,000円減少いたしましたが、その他の分担金及び負担金、使用料及び手数料、寄附金、諸収入など自主財源科目の総計が829万7,000円増加したことによるものであります。

依存財源の決算額は126億7,003万8,000円と、前年度と比べ4億6,600万1,000円の減少となっており、歳入全体では65.2%となっております。

減少の主な要因は、1人当たり10万円支給された特別定額給付金給付事業費補助金が皆減したことによるもので、国庫支出金は前年度に比

べ20億4,598万4,000円の減額となっております。

次に、市税における不納欠損処分の額は、前年度に比べ769万5,000円増加して1,564万3,000円となっております。

また、収入未済額は、前年度より1,890万7,000円減少して8,837万2,000円となっており、現年度課税分の収納率は前年度と比べ0.3ポイント上昇し、99.3%と高水準で推移しております。

今後とも滞納者の実態に即した適切な措置を講じ、未収金の解消になお一層の努力を望むものであります。

次に、一般会計市債残高は、平成28年度から令和2年度まで減少してきましたが、令和3年度末の残高は154億6,518万5,000円と、前年度に比べ3億7,534万円の増加となっております。

市債発行は、累積により財政の硬直化が一層進むおそれがあることから、将来における償還能力を考慮しながら、今後ともその適切な運用に努めていただきたいと考えます。

次に、歳出についてでございますが、目的別に見ると、構成比の高い科目は民生費が35.4%、総務費が20.8%、土木費が10.8%、教育費が7.9%となっております。

性質別に見ますと、義務的経費が全体の42.4%、任意的経費が57.6%となっております。義務的経費のうち扶助費は、前年度より6億7,914万3,000円増加しておりますが、これは主に新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、市民の生活、暮らしの支援などを目的とした住民税非課税世帯等臨時特別給付金2億2,850万円や18歳以下の子供を対象とした子育て臨時特別給付金4億2,930万円などが支出されたことによるものでございます。

次に、特別会計でございますが、特別会計は5会計で、うち国民健康保険特別会計が2勘定となっております。特別会計全体で、歳入決算総額が74億4,120万2,000円、歳出決算総額が72

億460万5,000円と、前年度に比べ歳入が4,823万円増加し、歳出では1億1,041万2,000円増加しております。また、5会計全体の実質収支は2億3,659万7,000円の黒字となっておりますが、前年度実質収支額2億9,877万9,000円を差し引いた単年度収支額は6,218万2,000円の赤字となっております。

特別会計の不納欠損額は1,658万5,000円となっており、前年度比と比較しまして356万6,000円と増加しております。これは、主に国民健康保険特別会計で337万9,000円増加したことが原因となっております。

収入未済額は前年度より1,272万円少ない1億899万7,000円となっております。今後とも納付指導等を通じて収納率向上を図り、保険事業の健全化に努めていただきたいと存じます。

次に、公営企業会計に係る水道事業会計と下水道事業会計でございますが、審査に付された決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業法その他関係法令に準拠して作成されたもので、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算の計数については適正なものと認められました。

初めに、水道事業の決算状況は、事業収益は7億9,207万7,000円で、事業費用は6億8,938万6,000円と、差引き1億269万1,000円の純利益を計上しております。

水道料金の現年度収納率は97.8%と、前年度より0.2ポイント向上しておりますが、過年度収納率は26.1%で、前年度と比べ10.5ポイント低下しております。今後も継続して、未収金の一層の収納対策強化を要望するものでございます。

続いて、有収率が平成28年、平成29年と低下しましたが、老朽管の更新や平成30年度からの漏水調査等により向上し、令和3年度は84.2%と、前年度より2.4ポイント改善しております。今後とも有収率の向上に努めていただくようお

願いいたします。

給水件数は76件増加した反面、給水人口は416人減少しております。少子化等の人口減少に加え、節水型社会の進行などにより、水需要については今後さらに厳しい状況が続くものと思われませんが、安全で安心な水の安定供給を事業の柱に据えて、よりよいサービスの提供に努められるよう望むものでございます。

次に、下水道事業でございますが、事業収益は9億6,205万4,000円で、事業費用は9億5,589万7,000円となり、615万7,000円の純利益を計上してございます。処理区域内の人口は前年度と比べ259人減少しておりますが、水洗化率は毎年向上し、令和3年度は87.0%と、前年度よりも0.7ポイント上昇しております。今後とも居住環境の改善や公衆衛生の向上を図り、快適な生活環境の確保に努めていただきたいと存じます。

最後に、財政指標、健全化判断比率についてでございますが、実質公債費比率は前年度と比べ0.1ポイント上昇し12.0%、将来負担比率は前年度より4.4ポイント改善して127.1%となっております。今後ともさらなる指標改善に向け、努力していただきたいと存じます。

以上、決算審査意見といたします。

以上です。

○議長 青木 勲代表監査委員の報告が終わりました。

お諮りいたします。決算についての質疑は決算特別委員会において行うこととし、この際、質疑を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、この際、質疑を省略することに決しました。

~~~~~

## 日程第26 決算特別委員会の設置について

○議長 日程第26 決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。認第1号から認第8号まで決算認定議案8件を審査するため、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置いたしたいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決しました。

認第1号から認第8号まで決算認定議案8件は、ただいま設置いたしました決算特別委員会に付託いたします。

なお、決算特別委員会は、日程に従い委員会を開催し、審査願います。



~~~~~

散 会

○議長 以上をもちまして、本日の日程は全て
終了いたしました。

これにて散会いたします。

御一同様、御起立願います。

どうも御苦労さまでした。

午前10時48分 散 会

令和 4 年 9 月 2 日（金曜日）

本 会 議

令和4年9月2日（金）午前10時00分開議



議事日程第2号

令和4年9月2日（金）午前10時開議

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（14名）

1 番	伊 藤 英 司	議員	3 番	山 口 裕 昭	議員
4 番	島 津 善 衛 門	議員	5 番	高 岡 亮 一	議員
6 番	高 橋 一 郎	議員	7 番	舩 山 利 美	議員
8 番	山 口 正 雄	議員	9 番	片 平 志 朗	議員
1 1 番	川 合 猛	議員	1 2 番	高 橋 弘	議員
1 3 番	板 垣 致 江 子	議員	1 4 番	高 橋 篤	議員
1 5 番	遠 藤 榮 吉	議員	1 6 番	佐 藤 明	議員

◎欠席議員（3名）

2 番	佐 藤 憲 一	議員	1 0 番	梅 川 信 治	議員
1 7 番	殿 岡 和 郎	議員			

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
吉田茂樹	総務課長補佐	嶋貫憲仁	みらい戦略課長
佐野毅	情報デジタル 推進主幹	高橋直昭	財政課長
矢澤文明	税務課長	高野祐次	総合防災課長
竹田啓子	市民課長	尾形久代	福祉課長
大沼清隆	すこやか子育て 課長	嶋貫幹子	ワクチン接種 対策主幹
島貫正行	農林課長	寒河江英明	農村森林整備主幹
長沢俊博	商工観光課長	川合俊一	建設課長
佐藤和宏	上下水道課長	大室拓	会計管理者
長濱洋美	教育長	鈴木博明	管理課長
佐野浩士	学校教育課長	山口広昭	社会教育課長
土屋雄治	選挙管理委員会 事務局長	細川英二	監査委員事務局長
安部浩二	農業委員会 事務局長		

事務局職員出席者

安部真由美	事務局長	太田徹	局長補佐
江口美和	庶務係長	丸川勝久	書記

~~~~~

## 開 議

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

ただいま出席されている議員は14名で、定足数に達しております。

なお、本日の会議に欠席する旨通告のあった議員は、2番佐藤憲一議員、10番梅川信治副議長、17番殿岡和郎議員の3名であります。

よって、直ちに会議を開きます。

なお、当局より、説明員、穀野純子総務課長が都合により欠席する旨通知があり、代わりに吉田茂樹総務課長補佐が出席しておりますので、御報告いたします。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第2号によって進めます。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長 日程第1 一般質問であります。

本定例会に一般質問の通告のあった議員は7名であります。

一般質問においては、発言される議員、答弁される執行部とも簡明に行い、その成果が十分得られるよう、そして市民の負託に応えられるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

それでは、順序に従い一般質問に入ります。

山口裕昭議員質問

○議長 最初に、3番山口裕昭議員。

〔3番 山口裕昭議員 登壇〕

○山口裕昭議員 おはようございます。

3番、倫政会の山口裕昭です。議場がこんな

に人がいないような状況で一般質問するのは初めてですので、多少緊張していますが、よろしくお願いいたします。

ここ最近、やっとな夏の暑さが和らいできており、夕方には虫の声も聞こえるような状況となってまいりました。今年の夏は、農作物にも大きな影響が出るほどの異常な高温が続き、そして、先月3日には、県内全域に大きな被害があった豪雨災害があり、近隣では西置賜地方に甚大な影響がありました。被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。

本市においても、西部地域に被害が集中したものの、近隣自治体と比べれば、比較的被害が小規模だったことは不幸中の幸いであったと言えるとともに、平成26年の豪雨災害を教訓に、近年実施してきた河川改修や洪水対策が実を結んだ結果とも言えると思います。関係各所と御尽力いただいた皆様全員の御努力に対して、心から敬意を表したいと思います。

また、3年目に入った新型コロナウイルス感染症は、第7波の収束の傾向が見えてこない中、経済指標の悪化に伴うコロナ疲れが散見される状況となってきました。今後は、経済活動と感染症対策のバランスをいかに取っていくことができるかが、より一層大切な社会となっていくと思われる中で、行政としてどのようなかじ取りを行っていくのか、大変難しい判断が必要な局面になっていくと思います。

白岩市長は、7月に無投票で再選を果たされ、3期目がスタートされました。今回は、今までの2回と比較して、格段に難しい船出が予想される厳しい状況だとは思いますが、無投票での再選ということは、広く市民の信任をいただいたことだと御推察いたしますので、ぜひ市民の負託にお応えいただき、この難局に立ち向かっていただきたいと思います。

それでは、通告していた内容について質問を行いたいと思います。

先日、とうとう東京都も人口が減少し、全国の自治体で人口が減少傾向となったとの新聞報道がありました。これは、今までの首都圏への一極集中による人口減少の傾向が、今後は全国一律での人口減少という新たな局面に入ったことだということだと考えられます。

このような全国一律に人口が減少していく社会では、今までの対応策のみでこの傾向を改善することは困難であり、まさに総合的で、これまでの固定観念を脱した考えと対策が求められると思います。

本市が、住みたくなるまち、多くの移住希望者や市民に選択されるまち、また訪れたいまちになるためには何をすべきかといった方向性が、今後必要な視点であるとの観点から、以下の質問を行います。

まず最初に、空き家の活用についてお伺いします。

全国的に空き家の増加傾向が続き、各自治体では空き家の活用に大いに知恵を絞って施策を展開しています。そのような中での本市の取組をお聞きします。

1、現在の市内の空き家の件数及びその内容について。

2、現状の空き家活用に関する施策とその成果について。

3、最近、全国的に、空き家シェアリングという形で空き家を活用する事例があるようですが、本市での取組の状況についてお伺いします。

4、同じように、空き家を利用したシェアオフィスなども全国的に多くの事例があるようですが、本市の取組と考えはどうでしょうか。

5、世界的な資材高騰により、新築住宅の建設費は高くなる傾向で、それに伴い、中古住宅の需要が高くなっているように思います。特に移住希望者は、中古住宅を好む傾向があると思われかもしれませんが、どのような対応を行っているのかお聞きします。

次に、市民サービスの向上について伺います。

通常、市民は、市役所に来る頻度が年に数回程度であり、その中で自分の希望するサービスを適切に選択し、手続を行うことは、ハードルが高い場合が多く、実際にストレスを感じた状態で市役所を訪れる市民は多いと思います。

市民サービスの向上は市民満足度の向上につながり、選択されるまちには不可欠の要素であると考えられることから、以下の質問を行います。

1、最近、県内でも、ワンストップ窓口を設け、市民の利便性を高める対応を行う自治体が多く出てきていますが、本市ではそのような取組は行っているのでしょうか。

2番目に、市役所を訪れる市民の中には、昼休みなどの時間を利用して手続などをしたいと考える方も一定数おられると思います。しかし、前述したように、市民が市役所を訪れる機会は年に数回であるため、必要な窓口を選択するまで手間取るケースがあり、時間内に必要な手続ができない状況も散見されます。

自分の必要なサービスを迅速に受けるためにアドバイスをする存在がいれば、利便性が向上すると思いますが、そのような職員を配置することはできないでしょうか。

3、障害者特別控除など申請が必要な手続は、前提として、制度の存在を知る機会がなければ申請そのものを行うことができず、このことが原因で不利益を被っている場合が多いように思います。多くの市民が正しく必要な行政サービスを享受するために、制度の該当者に対し、行政から事前に通知をするなどの対応は取れないでしょうか。

次に、コロナ禍による所得減少のために、住宅ローンの支払いに支障を来している世帯が増加している件についてお伺いします。

縁があつて本市を選んでいただき、住宅を購入され居住されている方が、コロナ禍のために

所得減少という外的要因で本市を離れざるを得ないようなこの状況は非常に残念であり、その対応について、何らかの対策を行っていただきたく、以下の質問を行います。

1 番目に、コロナ対策の交付金などを財源に、コロナ禍で住宅ローンの支払いに支障を来している世帯に補助などはできないか。

2 番目に、住宅ローンの支払いに支障を来している市民を対象に、相談窓口等を開設することはできないか。

以上を壇上からの質問といたします。御回答よろしく願いいたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

3 番山口裕昭議員の御質問にお答え申し上げます。

マスクをつけたままで失礼いたします。

初めに、空き家の活用についての御質問の1点目、現在の市内の空き家の件数及びその内容でございますが、市独自の空き家調査によれば、前年度末時点において、空き家の総数は758戸となっており、利活用できる可能性が高いA・Bランクが648戸、利活用が難しい可能性が高いC・Dランクが110戸となっております。この調査は平成24年度から継続しており、令和3年度までの9年間で324戸、年度当たり36戸ほどの増加となっております。

この間、人口は3,400人弱の減少となった一方、世帯数は320世帯ほど増加し、平均世帯員は1世帯当たり3.0人から2.6人へと減少するなど、核家族化・単身化が進んでおります。

このような世帯数の増加に伴い、住宅総数も増加しておりますが、今のところ、空き家の減少には結びついていない現状となっております。

さらに、国の統計によりますと、65歳以上で構成される高齢者世帯が2,500世帯ほどとなっ

ており、世帯数の減少への転化と併せ、今後さらなる空き家数の増加が懸念されるところでございます。

次に、2点目の現状の空き家活用に関する施策とその成果の御質問でございますが、南陽市空家等対策計画におきましては、利活用可能な空き家は住宅としての再利用を促進することとしており、平成30年度より南陽市空き家バンクを設置し、これらの流通促進に努めております。これまで46件を掲載し、うち25件が契約に結びついております。

また、移住者向けの住宅取得補助制度である子育て世代定住促進交付金により、中古住宅取得に対して、平成23年度から14件、550万円の補助金を交付するとともに、リフォームに対する補助制度である持家住宅建設助成金等により、空き家または移住者住宅の改修に対して、平成27年度から4件、約120万円の補助金を交付するなどの支援を行っております。

次に、3点目の空き家シェアリングに対する取組及び4点目のシェアオフィスに対する取組につきましての御質問でございますが、近年のICT技術の発展、コロナ禍によるリモートワークの一般化、これらと関連した多拠点居住の広がりなどにより、住宅やオフィスの在り方に対する意識は変革を迎えつつあります。空き家シェアリング、シェアオフィス、シェアハウスといった新たな空き家の利用方法が広がりを見せており、市内においても空き家をシェアハウスに改修した事例があると伺っております。

これらは、これまでになかった新規需要として期待される一方、特殊建築物への用途変更等が必要であることも多く、必ずしも低廉な改修費用等で済むとは限らず、また、これらに取り組む事業者を新たに必要とします。

今のところ、これらの事業化に対する相談はほとんどありませんが、周辺の自治体の取組等を参考とし、どのような支援策が必要か検討し

たいと考えております。

次に、5点目の中古住宅の需要増及び移住希望者に対する対応の御質問での中古住宅の需要が高くなっているとの御指摘でございますが、ウッドショック等、ここ数年の資材の高騰の影響について、市内の不動産事業者及び建築事業者から伺ったところでは、新築から中古住宅への切替えが明らかに進んでいるといった状況にはないようでございますが、今後も注意深く情報を収集してまいります。

また、対応策でございますが、2点目の質問に対する答弁で御説明いたしましたとおり、南陽市空き家バンクによる情報提供や子育て世代定住促進交付金による住宅取得費補助及びリフォーム費用に対する補助等により、支援に努めているところでございます。

次に、市民サービスの向上についての御質問の1点目、本市のワンストップ窓口の取組についてでございますが、新規就農や農地の貸し借りなど、農業に関しての相談窓口として、農業支援ワンストップ相談窓口を農林課に設置しております。

また、事業者の皆様に対しましては、支援制度の相談や関係機関の紹介など、課題解決までのフォローアップを行っている事業者向けのワンストップ相談窓口を商工観光課に設置して、相談のワンストップ化に努めております。

また、市民課、税務課、すこやか子育て課、上下水道課、学校教育課など、通常の業務でも連携を取っておりますが、3月末と4月初旬の異動の時期においては、休日に窓口を開設し、市民の方の異動に伴う手続をできるだけ迅速に対応できるようサービスに努めております。

次に、2点目の窓口を選択するためのアドバイスを行う職員の配置についての御質問でございますが、現段階では、費用対効果も考慮しまして、新たにアドバイスを行うための職員の配置までは考えておりません。来庁者に親切で丁寧な対応を行うため、窓口業務の職員は他課との連携を図りながら、申請業務の対応チラシを必要に応じて改正するなど、日々業務の向上に努めているところでございます。

次に、3点目の障害者特別控除などの申請に関する事前通知についての御質問でございますが、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上で一定の条件を満たす方は、障害者手帳を持っていなくても、市町村が交付する障害者控除対象者認定書により、税の申告において障害者控除等を受けることができます。

現行の手続では、福祉課の窓口で申請を受けて、対象高齢者の心身の日常生活自立度に係る情報に基づき、どのような障害の程度に相当するのか審査した上で認定書を交付しております。

審査において、認知症高齢者の日常生活自立度と障害高齢者の日常生活自立度の各指標の組合せにより個別の審査が必要であり、対象者によっては汎用性の高い障害者手帳の取得をお勧めするなど、一人一人窓口で丁寧に対応しておりますので、一律に通知するなどの対応は取っていないものでございますが、必要な方が情報を得られるよう広報等で周知しております。

今後引き続き、関係各課と連携を図るとともに、市報やホームページでの周知徹底と介護事業等での情報提供にも努めてまいります。

次に、コロナ禍による所得減少のための住宅ローン支払いについての御質問の1点目、コロナ対策の交付金を財源にコロナ禍での住宅ローンへの補助についてでございますが、住宅ローンの返済は長期間にわたるものであり、抜本的な課題の見直しがない中で一時的に補助を行ったとしても、問題の解決には至らないと考えられますので、補助については考えておりません。

次に、2点目の住宅ローンの支払いの相談窓口を開設することについての御質問でございますが、住宅ローンの返済については、まずは借入れしている金融機関に返済条件の見直しなど

について相談することを御案内することとなりますが、専門家への相談を希望される場合は、東北財務局山形財務事務所が実施している借金返済に関する相談窓口も利用できることを市報でも御案内しているところがございます。金融機関や専門窓口への相談が効果的であると考えられますので、市では住宅ローンに特化した相談窓口の設置は検討しておりません。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 最初に、空き家活用についてから再質問を行いたいと思います。

市長のほうもマスクをしてということなので、私も一応マスクをしてお話ししたいと思います。

空き家の活用について、いろんな活用方法があると思うんですけども、A・Bランクが648戸で、Cランク、Dランクが110戸ということで、まずC・Dランクの110戸、こちらについては、早急に対応が必要な部分もあると思います。例えば、解体が必要な部分もあると思いますし、これらについて、例えば泉佐野市というところでは、空き家の解体が資金的に困難な所有者からその土地建物を市に寄附していただく形を取って、空き家を解体する事業を展開しています。

市内でも同様に、解体費用の捻出が難しいということで、解体できないので、どうしてもそのままになっちゃっているという部分がある方もいらっしゃると思います。一つのやり方だと思っんですけども、このようなやり方というのを検討したことはあるんでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

川合建設課長。

○建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

市内においては、うちのほうはDランクの空き家の所有者に対して、空き家の除却の補助の

御案内といたしますか、そういうのを出しているんですけども、今までそれで、資金がなかなか困難で取壊しが難しいといったような相談は、そんなに受けているような状況ではございません。

以上です。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 今のところ、あまりそういうのではないという話なんですけれども、税制上、住宅が建っていたほうが税金が安いということもあって、解体をなかなかしないという場合が結構あるという話も聞いています。そうすると、近隣のほうに、危険だということで、いろいろ問題があるということで、あると思いますので、そのような、今のところはないとは言っておりますけれども、もしもそういう状況にあるのであれば、その辺のことを考えてもいいのかなと私は思うんですけども、市長、どう思われますか、その辺については。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 議員御指摘の件につきましては、庁内で検討した経過もございまして、特に冬場の除雪時の雪押し場に活用できるような中古住宅がございましたら、そういったところについてはぜひ御寄附を頂いて、市で解体をして雪押し場にするということで、市全体の市民の利便性が向上するということがあるかと思ひまして、そういったものについては積極的に受け入れてもいいのではないかというふうに考えております。

一方で、全ての中古住宅、多くの中古住宅の所有者の方から市のほうに寄附の申出があつて、本来であれば個人の財産のままであるものが、なかなか活用方法を見いだすことが難しい場所に市の所有地が増えていくと。そして、解体費も、本来個人の財産ですので個人で支弁すべきものを、市民の税金で支弁しなければいけない状況がどんどん増えていく可能性があることに

については、慎重に対応しなければいけないなどというふうに思っております。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 ありがとうございます。

当然、やっぱり限られた財源の中で、何でもかんでも市のほうに任せて解体というわけにはいかないと思うんですけれども、市長が今言われたように、活用する可能性があるようなところであれば、ぜひ積極的に活用していただきたいなと思いますので、ぜひその辺はよろしくをお願いします。

あと、空き家シェアリングについてですけども、いわゆる空き家をシェアハウスとして再利用するという場合とは別途に、短期滞在型の定住、住み放題サービスなどを提供する企業もあるようなんですね。短期滞在型での利用の場合だと、観光とか、そちらのほうにも波及効果があると思うんですけれども、そのような企業との連携等は考えたことないのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 短期滞在型の活用の場合の事業者の方との連携というのは、まだ考えたことがございませんので、今後研究してまいりたいと思います。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 こちらは2019年くらいからの企業らしくて、まだそんなに実績もないんですね。ぜひ先駆けて、お話聞いていただいて、もしもやれるのであれば、やるといろんな魅力もあるのかなと思いますので、ぜひ研究していただいて、もしも活用できる面があれば、ぜひ活用していただきたいなと思います。

次のシェアオフィスのほう、リモートワーク用の。これ前に、何かの機会に言ったことがあったと思うんですけれども、例えば、からころ館の2階の今倉庫に使っている空きスペースとかあると思うんですけれども、ああいう赤湯の

町なかのスペース、いわゆる町なかですね、ああいう部分に対して、リモートワーク用のシェアオフィスとか造れば、そこに来た人が、例えば昼ときには近くで御飯食るとか、飲食業とかにもいろんな波及効果があるんじゃないかなと思うんですよね。

ぜひ、そういう空きスペース、全然活用していないようなスペースがあるのであれば、そういう活用の方法もあるんじゃないのかなと思うんですけれども、それについては検討されたことはありますか。

○議長 答弁を求めます。

長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

今、からころ館の名前が出ましたので、お答えさせていただきます。

現在、からころ館の2階は、先ほど山口委員のほうからもございましたとおり、通常、倉庫といえますか、物置としての利用だけになっております。あと、たまに展示会とかする場合に、2階を活用したりというふうな事例もございます。

からころ館というのは、赤湯温泉旅館協同組合のほうの指定管理ということで、1階の和室については利用できるように、条例等も設置しているわけがございますけれども、先ほどあった2階の活用については、これまで研究、検討したこと、あまりございませんので、今後ちょっと検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 まだあまり検討されたことないということなんですけれども、市長の自宅の近くにあると思うんですけれども、すごくあそこ、もったいないと思うんですよね。赤湯の町なかのスペースで、近くに飲食店も結構ありまして、特に最近コロナで、飲食店もなかなか入る人がいないような状況で、ああいうところ

に人が来る施設があれば、そういう部分にも使えるのかなと思いますので、もったいないと思うので、ぜひ利用していただきたいなと思います。

からころ館に限らず、近くに何かそういうスペース、例えば赤湯公民館の部分でも、全然使っていないようなスペースがあれば、ぜひ考えていただきたいと思いますし、その辺は、その辺の利用状況が分からないので何とも言えませんけれども、もしもあれば、ぜひ考えていただきたいなと思います。

あと、中古住宅のほうの移住についてですけれども、先日、実は首都圏から移住の希望者が来られまして、市内のほうを案内して回ったんですね。その際に移住の希望者の方は、定年退職されたぐらいの年代の方で、友人と一緒に暮らすんだということで、ぜひ南陽市でということで案内させていただいたんです。

そのときに、私も興味があったので、何で南陽市なんですかと聞いたんですね。すると、一番言われたのは、食が豊かだと言われたんです。ここは、肉もおいしい、果物もおいしい、米もおいしいと。何か一つだけおいしいところはよくあるんだと、肉がうまいところはあると、果物がうまいところもあると、米がうまいところもあると。でも、みんながおいしい、全てのものがおいしいというのは、置賜地区というのはすごく素晴らしいところなんだと言われたんですね。

実際自分が住んでいると、なかなか分からないんですけれども、そうやって首都圏の人に言われると、特にその方は山形県に全然縁のない方で、生まれが静岡県の方と東京都の方、全く関係ない方なんですけれども、そういうふうに言われるんですね。その中で、置賜地区の中で何で南陽市かという話になったときに、ここは置賜地区の中では雪は少ない、比較的。電車1本で2時間半で首都圏まで行けると、そういう

交通の利便性も非常にいいよというような答えが返ってきたんです。

これ、今回、たまたまその方だけだったんですけれども、その方、3人ぐらいでということでは言われたんですね。

今までどちらかという、子育て世代とか若い世代の移住の方、どうなんだという話で進めてきている部分が多いと思うんですけれども、今回のようなリタイアされるような方が、今後南陽市のほうでゆっくり暮らしていきたいと、温泉もあるしということでは言っていたらであれば、市長がよく言われる子育て世代だけじゃなくても、そういうリタイアされたような年代の方もターゲットにという部分も考えていいんじゃないかなと思うんですけれども、それについては、市長、どうお考えになりますか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 議員御指摘のとおりだというふうに思います。

先ほども壇上で申し上げましたけれども、市内の不動産事業者の方のところには、まだそういう中古住宅の需要が非常に高まっているという感触はあまりないというような御回答だったわけでありまして、そういった山口議員が御案内されたような事例なども事業者の方に紹介して、そういった住宅をより売り出せば、売上げも上がりますし、移住者も増えるということを事業者の方と情報を共有しながら、よりよい方向に進めていければなというふうに思います。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 ありがとうございます。

そうですね、今まであまりなかった視点だと思いますので、ぜひその辺についても考えていただいて、特にリタイアされたような方だと、今後、福祉サービスとか、その辺についても不安に思っていることもあると思いますし、今回

私が案内した方が一番心配されていたのは、やっぱり雪の問題なんですね。雪片づけどうしようかとか、除雪はどうかという話をされていて、たまたま今回、その方が興味を持って見られていた物件がそんなに、この辺の言葉で言うと錠口長くないとか、玄関から道路までそんな長くないので、そんなに雪かきするのは大変じゃないと思いますよとは言ってはいたんですけども、その辺についても、玄関から道路までの距離があまり長くないような物件をリタイアされた方のために紹介できるような、そういう窓口なんかもあれば、すごく面白いことになるんじゃないのかなと思いますので、ぜひその辺についても研究して、できれば検討していただいて、施策に反映いただければと思いますので、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

あと、ノンストップ窓口についてに移りませうけれども、ワンストップ窓口という、どちらかという総合窓口みたいな感じの受け止め方だと思っておりますけれども、私が考えていたのはそういうのじゃなくて、どちらかという、もっと別な感じなんですよ。

例えば、よく1階フロアへいくと、課をまたいで、どうしても相談する場合があると思っております。そうすると、自分や市長のように話しするのがあまり苦にならない人だと、例えば税務課で30分話して、その後福祉課に行って、もう一回話しするのも、また同じ話しするのと言いながら、全然苦にならず話してできると思っております。ただ、話が苦手な方が30分間、こちらの課で話したことをまたそっちの課で、その30分間こちらの課で、やっと担当の方と、人間関係じゃないですけども、話ができる状況になったのに、また別なところに行って、また同じ話しするのは苦痛だと思っております。

今、市長のほうからも、例えば、こちらの課で何かあって、そちらのほうに行くときには御

案内していただいて、こういう相談ですので、よろしくお願ひしますみたいな形で引継ぎするという話はあったんですけども、そういうのじゃなくて、それも確かに大事だとは思いますが、例えば、今これから、市役所の中でも定年等で退職される方が結構出てくると思っております。再任用されたような職員の方、再任用職員という定年だった方ですので、市役所の中のことって結構何でも分かっていると思っております。行政のプロですよ。そういう方が、例えば窓口で迷っている方に対して、お声かけさせていただいて、一緒に窓口のほうを回ってサービス受けるようにされれば、すごくいいんじゃないのかなと思っております。

総合窓口で、例えば、この辺だと米沢市しかないと思っておりますけれども、ああいう感じで受付を置いて、若いお姉ちゃんを置いてととなると、見栄えは確かにいいですけども、そういうのじゃなくて、やっぱりベテランのどんな行政のことも分かっているような方に御案内いただいて、安心して市民がサービス受けられるような状況をつくっていただくというのが、私、すごくいいと思っております。再任用職員の方にも職場が提供できるわけですし、あまりそんなに費用もかからないんじゃないかと思っておりますけれども、市長、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 あまり費用がかからないんじゃないかということなんですけれども、やっぱり数百万円はかかるというふうに思います。

私、この御質問いただいたときに思ったのは、ベテランの方がいろいろ知識も豊富で、例えば入ってからあまり年数がたっていない職員の方の対応よりも、もちろんベテランの方は経験に基づいて、スムーズに対応されるだろうなというふうには思いました。ただ、そのベテランの方も新人時代があって、いろいろ経験したから

そういうふうになったわけなので、そういった機会を、入庁間もない職員の方がする機会が減ってしまうことは、ちょっとその点は、職員のスキルアップという点では、デメリットが出てくるのかなというふうに思ったところです。

議員のおっしゃっている御趣旨についてはよく分かります。ですので、ベテランの方かどうかに限らず、やはり最初に受付をする職員の方ができるだけスムーズに市民の方のニーズに応えられるように、各課との連携を日頃から深めていくことが大事なのかなというふうに思ったところです。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 確かにお金は、一人一人雇えばその分かかりますので、当然かかると思いますが。市長が言われたように、若い方に経験積んでいただく、覚えていただく機会を奪うというのも確かにあると思います。

私は思うんですけれども、以前私が会社員やってたときに、品質保証とかやったんですね。そのときに、標準書というのをよく作ったんです。標準書を作ったときに上司から言われたのが、誰でもできるようなものを作りなさい。言い方悪いですが、猿でも理解できるぐらいのもの作れと、よく言われたんですね。

手順書を作っては、全然仕事に関係ないパートのおばさんに手順書を見て仕事をやってもらって、できなかつたらまた直して、別のパートのおばさんに手順書を見て、もう一回やってもらうというのを繰り返したんですね。そういう形で手順書を作れば、多分若い人でもできるようなものができると思うんです。

ベテランの職員の方にそういうものを作っていて、新しく入ってきた新しい職員の方に、そういうものを見ながら業務のほうをやってもらおうということを繰り返していけば、多分、その辺のことも解消できるんじゃないのかなと思うんです。

そういうフローチャートというのは、多分もうあると思うんですけれども、多分各課、例えば福祉課なら福祉課、市民課なら市民課という各課で別にあると思うんですね。それじゃなくて、例えば全庁型のものもあってもいいんじゃないかなと思いますし、例えば、先ほど言ったような、人が案内するような形だけじゃなくて、市役所の窓口のところにフローチャートを作っておいて、こういう手続をするときにはここに、ここにここにみたいな、それで全部見れば動けるみたいなものがあれば、逆に言えば、人なんか要らないよという話になると思うんですよね。

そういうことも考えてやっていただきたいんですけれども、それについてはどうですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 議員のおっしゃっていることについては、そのとおりというふうに思います。

壇上で答弁させていただいた、申請業務の対応チラシを作って対応しているわけでありませけれども、それについては、必要性があった都度、こうしたほうが市民の方をスムーズに御案内できるというような手直しを常々行って、対応しているものというふうに思っておりますが、将来的には、やはりICTあるいはDXということで、何度も同じ話をせずに、1回話をいただければ必要な書類が全て作成されていくような、そういった方向になると思います。

また、AIの発展によって、それこそ、その部分は人間ではなくて、チャートに従って行えるような業務についてはAIが代替して行うことで、御来庁もせずに済むようになるのではないかなというふうに思いますが、その過程においては、やはり人対人でありますので、議員がおっしゃったようなフローチャートなども参考にしながら、よりよいサービスに努めてまいりたいというふうに思います。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 今市長が言われたように、デジタルトランスフォーメーションで、行かなくてもいい市役所というのも、すごく大事だとは思いますが、特に年配の方ですよね、一定数、デジタルとかICTとか、そちらが苦手な方もいらっしゃるわけですね。そういう方も当然市民なわけで、そういう方の利便性を奪ってはいけないと思うんです。

それについて、当然、私も最近ちょっと年いってきただけで、だんだん目が見えなくなってきたり、老眼が激しくなってきました、例えばチラシを作っていたくのもいいんですけども、あまりちっちゃい字で書かれると見えないんですね。なので、できれば大きな字で、看板じゃないですけども、でかいやつで作っていただければ、見れば、ここへ行けばいいんだ、あそこへ行けばいいんだというのがあればいいのかなともちょっと思ったんですね。

そういうものも、どこまでやればいいのかというの、全部が全部そんなものを作ったら、市役所の壁、全部なくなっちゃいますので、無理だとは思いますが、特に需要があるものだけでも、そういう形も考えてみていいんじゃないのかなと思うんです。

確かにデジタルは大事なんですけれども、将来的にはそうなると思います、確かに市長が言われたように。ただ、ここ10年、20年、まだまだデジタルが得意じゃない方は世の中にいっぱい残っていると思うんです。そういう方のために、まずは今の段階で、そういう方たちにも理解できるようなものを作っていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 議員おっしゃっているのは、職員に一々話をしなくても、何らかの用事がある市民の方がそのチャートを見れば、ここへ行って、

ここへ行って、ここで手続をすればいいんだなというようなものだというふうに理解しました。

まず最初に、人が対応したほうがいいのか、それとも、そういうフローチャートをお使いいただいたほうがいいのかというのは、多分その市民の方の用事によって、いろいろ違うと思いますので、その辺はどういった対応が適切なのか、状況に応じて考えてまいりたいなというふうに思います。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 どうしても一人一人違うと思うので、特にデジタルが苦手な方もいらっしゃいますし、それについてもいろいろ考えていただきたいということです。ぜひその辺は検討していただいて、やれることからやっていたらいいのかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。

次に、控除などの申請についてなんですけれども、補助金や交付金に限らず、税金の控除とかというのは、どうしても申請式だと思うんです。申請しないと駄目だということで、その制度自体があることが分からないと申請できないわけです。

実際、先ほどからデジタルの話になりましたけれども、ホームページというのもしっかりあるし、市報とかもあるんですけども、市報を一遍見逃がしちゃうと、毎回毎回載っているわけじゃないですし、ホームページといっても、ある程度年配の方、ホームページなんか見ませんので、その辺どうするんだという話もあると思うんです。

何でもかんでもやればいいのかというわけじゃないとは思いますが、現実問題、障害者の特別控除については、県内の複数の自治体で通知している事例があるんです。いろいろ難しい状況があるということ、先ほどのいろんな審査ですとか認定とかの問題があるというのは分かるんですけども、ぜひ、よそでできている

ことは南陽市でもできるんじゃないかと思いたすので、ぜひともその辺については検討していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

尾形福祉課長。

○福祉課長 それでは、議員の御質問にお答えをいたします。

障害者控除対象者認定書におきましては、税の申告においてのみ利用されるものですので、それを必要とされる御本人または御家族の方からの申請に基づいて、現在、審査・交付をしているところでございます。

先ほどの市長の答弁にございましたとおり、要介護認定とは異なる認定基準が設けられておりまして、個別な審査が必要でございますし、場合によっては、申請に来られた際、状況をお聞き取りしまして、障害者手帳の取得をお勧めしたり相談をお受けするなど、窓口で丁寧な対応に努めているところでございますので、どうぞ御理解を賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 窓口に来られれば一番いいと思うんですけれども、なかなか来られない方もいらっしゃるんですね。そういう方についての話なんですよ、実際は。

何回も言いますが、よそでやられていて、ここでできないわけではないんじゃないかなと、個人的には思うわけです。いろいろ制度上の問題があるとか、認定とか、いろいろあるというのは分かるんですね。なので、今々できなくてもいいので、その辺はぜひ検討していただきたいなど。

よそでやっているのであれば、よそさんのほうに話を聞いて、どういうやり方でやっているのかとか、その辺も確認していただいて、やれることからやっていただければいいのかなと思

いますので、難しいから無理よじゃなくて、難しいけれども、よそでやっているんだったら、うちでもそういうサービスできるように検討してみますみたいな感じのお答えが、できればいただきたいかなと思うんですけれども、いかがでしょうか、市長。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 まず前提となるのは、必要な方が申請できずにいるという事実があるのかどうかということだろうというふうに思います。そういう事実が多いと、憂慮すべき状況だということであれば、それは改善が必要です。

一方で、必要な方がきちんと申請していただいて、適切に認定が行われているということであれば、それはよしとすべきだというふうに思います。

議員がおっしゃっている、よその自治体でできていることということについては、ぜひ福祉課のほうに情報を教えていただいて、ここでこういうことをやっているということについては、ちゃんと真面目に、検討・研究いたしますので、その研究した結果、うちで足りないもの、補うべき点があるとなれば取り入れてまいりますし、ここについては問題なくスムーズに業務が行われているなということであれば、現状のサービスを行っていくということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 ぜひ、お話しさせていただきますので、検討していただきたいなと思います。

最後の住宅ローンの件について、住宅ローン、こちらについては、最近コロナで、週休3日とか4日という会社も結構あるみたいなんです。そうすると、給料自体がどうしても少なくなっちゃうんです。そうすると、住宅ローンがどうしても支払いが大変だということも結構あるみたいで、先ほど市長が言われたように、長

期的なものなので、一時的にお金を手当てしたから何とかなる話では確かにないんですね。

金融機関に相談してとか言われるんですけども、金融機関に相談するのが確かに一番いいんですけども、金融機関に相談した時点で、支払いに問題があるんじゃないかということで、金融機関のほうで結構いろんな動きするんですよ、実際のところ言うと。なかなか相談しにくいんですよ、金融機関には、本人的にはね。そういうときに、ほかのところに相談する部分があればいいのかなと。

例えば、収入が減少しても、固定費とか教育費とか、どうしても減らせない部分であるじゃないですか。そうすると、また人間、一遍生活の水準を上げちゃうと、なかなか下げられないという部分もあると思うんですよ。そういうときに、例えば税理士さんとか、ファイナンシャルプランナーとか、そういう方にいろいろ相談して、資金どうやって回せばいいのとか、この部分もっと削れるんじゃないのというのを教えていただければ、何とかなる部分もあるんじゃないかなと個人的には思うんです。なかなか自分では、そこって思いつかないし、できないんですよ。

例えば大人数の相談会みたいな感じだと、世間体を気にして、なかなか来られないという部分もあると思うので、できれば無料法律相談みたいな感じで、プライバシーを守れるような形で、そういう方が相談できる窓口があればいいと思うんですけども、そういうのって、なかなかつくるのは難しいんですかね、市長。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 現在、無料相談窓口、行われておりますし、消費生活相談窓口も設置されております。そういったところに来ていただいて、御相談いただければと思うんですが、市役所の職員に御相談いただいたとしても、市役所の職員はその

方面の知識がなくて、結局プロを紹介するということになります。県とか国のそういった窓口を紹介することになると思いますけれども、いずれにしても、そういった現在設置されている窓口を御活用いただければというふうに思います。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 時間もありませんので、あまり突っ込んだ話もできないですけども、できればその辺の話、もうちょっと広報していただいて、そういう方がいれば、ぜひ相談窓口のほうにみたいな形で広報していただいだけでも随分違うのかなと。

実際、なかなか言い出せなくて、困窮されている方って結構いると思うんですね。実際最近、よく車が止まっているよとか、自宅の前に。会社行っているのかなとかという人があるということも、近くの区長さんから聞いたりするので、そうすると、やっぱり仕事に行けないということは、その分給料も減るので、支払い大変だろうなというのが分かると思うんですね。その辺でも、なかなか自分から言い出せないのも、その辺できれば、行きやすいような方策も考えていただきたいなと思います。

以上です。

○議長 以上で、3番山口裕昭議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

午前10時51分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長 再開いたします。

高 橋 弘 議員 質 問

○議長 次に、12番高橋 弘議員。

〔12番 高橋 弘議員 登壇〕

○高橋 弘議員 おはようございます。

12番、政風会、高橋 弘です。

9月定例会一般質問を行いますので、よろしくお願いたします。

8月3日、4日に向け水害の被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。このたびの水害については、南陽市は軽微だったと思いますが、川西町、飯豊町では大きな被害が発生し、大変だったと思います。一日も早い復旧を願うものです。

それでは、先に通告してあります何点かについて質問いたします。

近年、日本列島、どこかしらで災害が起こる災害列島になってしまいました。本市も平成25年、平成26年、令和に入っても元年に水害が発生しました。異常気象に伴い、降水量は50ミリの時代から100ミリの時代が変わってきています。このように、私たちを取り囲む気象環境が劇的に変化してきた現状において、降水量の把握は絶対的なものと思います。

しかし、いろいろな降雨災害にもかかわらず、しっかりした雨量計があるのは、金山片岡地区にある1基のみだと思います。今までは、小滝地区にあった県の雨量計を活用していたようですが、いろいろの資料を見ると、雨量計観測点閉局とあり、本当にかっかりしました。観測点がなければ、目隠しをして、いろいろ災害に関わる情報を発信するということになると思います。

特に、小滝地区にある観測点ですから、吉野川の上流で降る雨の量で災害の規模も予測されるのではと思います。

そこで、①小滝地区にあった雨量計観測点はこれからまた開局されるのか伺います。

②開局されなければ、吉野川の上流に雨量計の設置は考えているのか伺います。

③織機川も降水量によっては水害につながります。雨量計の設置は考えているのか伺います。

山形県も、東北中央自動車道の開通に伴い、

自動車の高速化が図られるようになりました。特に福島大笹生、米沢北間は、利用料金が無料ということで利用する車の台数も多く、それに伴い、米沢市の道の駅は当初の計画を大きく上回る利用客で、すばらしいにぎわいを呈しています。

また、中央道を北に走れば、まだ工事は始まっていませんが、高島スマートインターチェンジの設置が決まり、高島の工業団地、また川西町とのアクセスが非常によくなると聞いております。南陽市もそのことを踏まえて、南陽高島インターチェンジから上山インターチェンジ間にスマートインターチェンジ設置をという話が持ち上がり、当初予算にも計上され、調査研究が行われると思います。

当初は、スマートインターチェンジの近くに工業団地の造成という話であったと思いますが、近くの土地は地盤が悪く、工業団地には向かないという話であります。また、ハイジアフルーツラインも冬期間は通行止めになるような道路であり、今のままの道路では、スマートインターチェンジと結びつけるのは、なかなか難しいのではと思います。

それを踏まえて、①実際、いろいろ調査研究している中で、10年後、20年後でも、本当にスマートインターチェンジができるという感触があるのかどうか伺います。

②調査研究の中で、中川のパーキングから何でスマートインターチェンジの発想が出たのか、原点に戻って研究してみてもいいと思いますが。

③スマートインターチェンジと工業団地の接続という話が出てくるわけですが、スマートインターチェンジができれば、中川地区の北部に適した土地があると思いますが、調査はなされているのか伺います。

近年、いろいろな戦争がありました。しかし、このたびのロシアによるウクライナへの侵略は、あまりにもひどいものだと思っております。

また、ウクライナは欧州きっての農産物の輸出国でもあります。日本には直接農産物の影響はないとしても、小麦の価格の上昇など、いろいろなものに波及、影響が出てきております。そんな中で、日本の食料自給率が37%であること、多くの国民がこのことをしっかり認識していればよいのですが、分かる人はあまり多くないと思っております。

37%の食料自給率。こんなことはないと思いますが、いざ争いが起これば、戦略的に利用される心配があります。米は100%自給できると思いますが、小麦やそのほかのものは国民が自給できないということだと思います。

先進国を見ても、食料自給率、イタリアが60%、イギリスが65%、ドイツ95%、フランス127%、アメリカ130%、カナダ264%。スイスでも52%、何で日本の自給率が下がってしまったのか。それは、日本の食生活が変わったこと、戦前は米を中心に野菜を使った食事が中心でした。しかし、現在は食生活が洋風化し、国内生産が少ない小麦を使ったパンやパスタ、飼料や原料の多くを輸入に頼る農産物や油脂類の増加が日本の食料自給率低下につながったと思います。

また、田んぼ、畑が宅地に変わるなどして、若者の農業離れが大きく、昭和50年に比べて80%減ってしまっていること、また、65歳以上の人が60%を占めている、このようなことが日本の食料自給率を下げていると思います。このことを思うと、水田の減反政策などやっている場合ではないというふうに思います。

そこで、食料自給率を上げるために、ぜひ南陽市独自で食料自給率アップ政策をやってはいかがでしょうか。

①減反を見直し、空いている水田に麦を栽培しては。

②一時期、南陽市で米粉の生産を始めたことがあったと思いますが、米粉の増産を進めては

と思いますが。

以上伺います。

いろいろ質問いたしました。誠意ある答弁をお願いし、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 12番高橋 弘議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、南陽市の防災行政についての1点目、小滝地区にあった雨量計観測点の再開局についての御質問でございますが、小滝雨量観測点につきましては、平成25年、平成26年の豪雨において、被害発生の大きな要因となったのが市北部の局地的豪雨であったことから、県に対し観測体制の充実について要望を行ったところであります。結果としまして、一般国道348号の小滝地内の道路管理用の雨量観測情報を山形県河川・砂防情報システムを通じて提供することで、観測体制の充実が図られたものでございます。

県によりますと、当該雨量観測点は機器の故障のため、2年ほど前から閉局としているとのことですが、現在、復旧方法等について検討中であるとお聞きをしておりますので、市といたしましては、早期に復旧していただくよう要望しております。

次に、2点目の開局されない場合の吉野川上流の雨量計の設置についての御質問でございますが、雨量計に関しましては、当市のみならず、当該圏域での防災対策として必要不可欠なものでございます。

1点目で申し上げましたとおり、現在、県において復旧の方法を検討中とお聞きしておりますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、3点目の織機川への雨量計の設置計画についての御質問でございますが、雨量観測所

が小滝、金山、赤湯の3か所に設置され、吉野川の流域雨量を把握することができるようになり、織機川の流域についてもおおむねカバーできることと、水位観測所の増設や雨量観測システムの精度が向上するなど観測体制の充実が図られていることから、織機川への新たな雨量計設置の計画は現在のところございません。

なお、市といたしましては、これらデータに加え、山形河川国道事務所や山形地方気象台、山形県とのホットラインなどを通じて得た情報を基に、市民の皆様への的確な避難情報を提供し、確実な避難行動に結びつけられるよう努力してまいります。

次に、南陽市の道路行政についての1点目、スマートインターチェンジについての御質問でございますが、南陽スマートインターチェンジ設置に向けては、平成29年度から検討を重ねており、昨年度、関係団体と3回目の勉強会を開催いたしましたところ、国から必要性の補強及び交通量推計を実施するよう助言を受け、今年7月に交通量推計の業務委託を発注し、年度内に4回目の勉強会を予定しております。

近隣住民や事業者からも、早期のスマートインターチェンジの設置に関する要望もあるため、重要要望にも掲げており、今後、工業団地の整備計画の進捗、観光需要の増大等で設置実現に向けて前進を図り、新規準備段階調査に採択されるよう、国や関係団体と協議しながら取り組んでまいります。

次に、2点目の南陽パーキングエリアからスマートインターチェンジ発想と原点に返っての研究についての御質問でございますが、南陽スマートインターチェンジを検討するに至った背景は、南陽高島インターチェンジからかみのやま温泉インターチェンジまでの延長が15.3キロメートルと米沢市以北で最長区間となっており、おおよそその中間地点である南陽パーキングエリアに新たに南陽スマートインターチェンジを設

置することで、観光推進、企業立地や民間設備投資の促進、産業の集積化による経済活性化及び物流の効率化が期待できると考えております。

さらに、道路網の多重ネットワーク形成により、災害時の緊急輸送路の確保及び救援物資の輸送、復旧支援活動の迅速化を図ることができることから、現在も原点の考え方に基きながら検討を進めているところでございます。

また、大きな原点の考え方として、パーキングエリアに設置することで費用の軽減化が図られるということもございます。

次に、3点目の工業団地への接続で、中川地区北部の適した土地についての御質問でございますが、中川地区北部を元中山地区と想定してお答え申し上げます。

現在、南陽パーキングエリアに接続する形でスマートインターチェンジの設置を想定しておりますが、岩部山トンネル北側交差点までは、南陽パーキングエリアから約8キロメートルと距離があり、また、平地ではないことから造成費用が高額になると見込まれるため、中川地区北部に関しては、現段階において、候補地とすることは困難であると考えております。

次に、日本の食料自給率37%についての御質問の1点目、水田での麦の栽培及び2点目の米粉の増産の御質問につきましては関連がございますので、一括して答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、多くの食料を国外から輸入している我が国の食料自給率は、令和2年度時点でカロリーベースで37%と非常に低い水準となっており、昨今の世界的な情勢不安によって、これまでにない食料安全保障上のリスクが高まっていると認識しております。

食料自給率を向上させるためには、米のように国内で自給可能な食料の消費を拡大させるという消費の面と、麦をはじめとする国内自給率の低い食料の生産を拡大させるという生産の面への支援が重要となります。

議員御質問の麦類の栽培につきましては、国産需要が高まってはいるものの、現状では北海道のような大規模生産は難しく、気象条件を考慮すると適地ではないことや、販売収入が米の6分の1以下であることに加え、収穫期が6月であり、サクランボの収穫期と重なることから、山形県における麦生産は非常に難しいものと、農業関係者の方からお聞きをしております。

また、米粉につきましても、小麦の高騰等で脚光を浴びているものの、生産を拡大するには、さらなる需要の拡大が図られない限り難しく、米の卸業者によりますと、現状ではまだまだ米粉への需要はないとお聞きしております。

いずれにしても、それぞれ様々な課題があるとは承知しておりますので、引き続き状況を注視してまいります。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

12番高橋 弘議員。

○高橋 弘議員 答弁ありがとうございました。

ただいまの市長の答弁ですと、小滝地区の雨量計の観測点、故障しておいて、それがまだ修理になっていないというようなお話でございました。

やっぱり私が思うには、雨量の量がどのぐらい降っているか、そのことが分からないと、しっかりした防災に関する、いろいろ指示が出せないんじゃないかというふうに思っております。特に、先ほども申しましたとおり、前は50ミリ、今は100ミリというのが普通の雨量になったというようなこともありまして、本当に降水量、ちゃんと把握しておかないと、なかなかしっかりしたあれが出せないというふうに思います。

それで、防災課のほうでも、いろんな情報を取り入れて、住民に対しての指示を出すわけですけれども、防災課として、やっぱり本当のところ、雨量計がこれはあったほうがいいというふうには考えられると思いますけれども、防災

課長として、その辺はどういうふうに考えておりますか。

○議長 答弁を求めます。

高野総合防災課長。

○総合防災課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

基本的には、先ほど市長から答弁がございましたとおり、小滝地区、そして金山、赤湯にありますけれども、市のそういった主要なところに降雨量を計測できる施設があるということで、全体の降雨の状況を正確に把握することが可能だというふうなことで、私ども担当課としても、そういった施設の充実については、非常に大切なことというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 12番高橋 弘議員。

○高橋 弘議員 やっぱり防災課長も、雨量計の重要性というのは認識しておられるわけですが、いかにその地区に、特に吉野川の上流ですから、そこに雨が降ったかということがしっかり分からないと、適切な避難指示といえますか、そういったことが出せないというふうに思います。

それで、8月3日の水害についても、私からすれば、警報を出すのがちょっとおかしいのかなというふうな感じがしたんです。というのは、8月3日もそうですけれども、7月にも一度、雨が強くなって、どうなのかなというふうな感じの雨が降ったときがありました。それで、そのときも一応、洪水警報といえますか、それが発令になったと思います。それで、あまり降っていないのに何で警報が出るのかなということで、5時過ぎだったので、市の職員の方、電話の交換の方ですけれども、帰っておられたので、直接防災課のほうに連絡しました。

課長はまだ残っておられましたので、いろいろ話したんですけれども、吉野のほうではそんなに雨は降っていないし、吉野川の水もそん

なに増水していませんよ、だから、課長、出すのがちょっと早いんじゃないかというようなことで、課長に電話したことがあるんです。

それで、そのこともあったし、8月3日の夜の、結局洪水警報ですか、それが発令になったんですけれども、ほか、小滝の避難所、あと、吉野では太郎の避難所、あと金山の避難所、一応全部開設になったんですけれども、吉野公民館の避難所は、3日の夜は開設なりませんでした。というのは、私も地区の役員をしておりますので、そういう話があったので、どうするという話になりまして、吉野川の状況を見ますと、そんなに水量は増えていなかったんです。吉野川のちょうど堤防の半分くらいの水位でした。だから、ここで出すというのもちょっとなというふうに思ったし、7月の雨のときも吉野公民館は避難所を設置しました。住民の人で、避難した人はたった1人です。地区の役員の人、それは7人か8人は避難所に集まったということですけれども。

だから、そういうことを考えると、先ほど市長答弁でもありましたけれども、いろいろそういう観測の状態がよくなってきたので、それで、いろいろ指示を出すに、それを利用して出せば十分だというふうな答弁だったと思いますけれども、やっぱり雨量計がないと、しっかりした避難指示というのが出せないというふうに私は思います。

だから、県の観測点ですか、それ、まだ故障しているということですが、それはぜひ早めに修理をしていただいて、それを利用されるようにというふうをお願いしたいというふうに思います。これは要望ですが、市長のほうからも、ひとつよろしくをお願いしたいというふうに思います。

あと、織機川のことですが、白鷹山系、あそこの吉野石膏の森に登ってみれば分かりますけれども、あそこから眺めてもらえば、

吉野地区と漆山地区ですか、やっぱりあれ、同じ白鷹山系なんですけれども、ちょっと地形が違うんです、山の地形が。小滝から太郎までのあの一角は、こちらに吉野川のほうに川が向いていますけれども、織機川のほうの川についてはまるっきり別の山の地形です。だから、こちらの吉野のほうの雨量で、織機川の判断というのはなかなか難しいというふうに思いますので、そしてまた、平成25年、平成26年も織機川の被害がありました。

そういうようなことで、ぜひ織機川にも設置ということをお願いしたいんですけれども、再度、市長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 雨量計の設置が必要だということにつきましては、平成25年、平成26年の災害があつて、私、市長に就任させていただいて、すぐに南陽市の重要事業の中に観測体制の充実という項目を設けまして、関係各所に要望してまいりました。その結果、小滝地区において、道路を管理するための雨量計を防災のために活用するということになったわけではありますが、ということでもありますので、観測の充実と必要性については全く同感でございます。

先ほど、今の御質問の前の御質問の件ですが、吉野川において洪水警報が出やすい状況にあるというふうに認識をしまして、全然河川の水位が上昇していないのに、レベル3くらいの警報がすぐ出ると。これが、ヤフー防災を登録していると、ジャランジャランという音が鳴るわけですね。何でだろうということは、气象台とか県とか河川を管理する管理者に、適切に警報を発出されたいということについては申し上げております。早過ぎるのではないかと。

その一因が小滝観測所の欠所によるものであれば、そこは当然改善してもらいたいというこ

とで、私も何回も、県の方にも関係者の方にもお願いをしているところです。

一方、南陽市に降る雨量に関しましては、最近本当に雨量のメッシュ情報、土砂災害のメッシュ情報等が充実してきて、観測精度が上がってきたというふうに伺っています。

そうした意味で、吉野川と、それから織機川、個別に雨量計をつけなくても、雨量情報についてはきちんとお伝えできるという気象台の考えに基づいて、今現在の雨量計の配置になっているということでございます。

○議長 12番高橋 弘議員。

○高橋 弘議員 今、市長がお話ししたとおり、やっぱりその情報がすぐテレビに今映るわけです、出るわけです。それで、吉野川危ないんじゃないかと、そっちこっちから電話が入るわけです。

だから、あそこに雨量計があつてのそういう情報の発信だと、地元住民の人も納得すると思うんですけども、あそこに雨量計がなくて、やっぱり気象台だけの情報でそういったことになると、なかなか地元の人も納得できない部分がありますので、その辺は再度要望してもらいたいというふうに思います。

次に、スマートインターチェンジの件でございますけれども、中川のスマートインターチェンジ、これについては、山口正雄議員が今まで何度も質問しております。これは本当、山口正雄議員にやってもらいたいことなんですけれども、私もちょっと心配でしたので質問させていただきました。

ここに、情報ですと令和6年に、冬期間も通れるように、あそのハイジアフルーツラインが改修になるというような話でございますけれども、令和6年にハイジアフルーツラインが冬期間も開通するというふうなことが、スマートインターチェンジの設置にかなり貢献するものなのかどうか、建設課長に伺いたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

川合建設課長。

○建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、市道上野新田線、玉坂線、通称ハイジアフルーツラインと呼んでいるものなんですけれども、今年度から、冬期間の通行止め解除を目指して工事、3年間でおよそ進めるように計画しております。令和4年度と令和5年度に拡幅工事、あと令和6年度に、最後に舗装の補修、あるいはガードレール等の安全施設の工事ということで考えております。

その開通、通年通行することによって、現在、南陽西工業団地、あるいは来年度開通いたします梨郷道路等からの利用者が、スマートインターチェンジができれば利用するようになるのではないかなということ考えているところでございます。

以上です。

○議長 12番高橋 弘議員。

○高橋 弘議員 あそのハイジアフルーツラインができれば、西工業団地とのアクセスもよくなるというような話でございますけれども、やっぱりあそこにスマートインターチェンジを造るということになりますと、先ほど最初の質問でお話ししましたけれども、実際10年後、20年後、本当にできるのかどうかということが一番、市民の方からすれば、関心のあるところだというふうに思っております。

すぐということにはならないと思いますけれども、当初予算にも載せて、いろいろ調査研究しているわけですので、ぜひあそこにスマートインターチェンジができるように、ひとつ頑張ってもらいたいというふうに思います。

また、あそこにスマートインターチェンジを造るという発想、先ほど市長答弁にもありましたけれども、あそこはパーキングがあるわけなので、あそこからやっぱり降りて、スマートイ

ンターを造って降りると、普通のスマートインターチェンジを造るよりも、そんなに大がかりな工事にはならないような気がするわけです。

それで、先ほども申しましたけれども、スマートインターチェンジを造れば、必ず費用対効果といいますか、そういうことが求められるということで、必ず工業団地とか、そういったものの造成とか、そういったことが出てくるわけです。それでも、南陽市には、あそこに一流企業があるわけなので、取りあえずあそこ一流企業さんに使ってもらってスマートインターチェンジがあってもいいんじゃないかというふうに思っていて、先ほど原点に戻って、スマートインターチェンジの構想、これを研究したらいいんじゃないかという話をしたわけでございます。

この点について、市長はどのように考えておられるか、お願いします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 原点に戻ってということですが、議員おっしゃったとおり、山形県に数社しかない株式を公開している企業が本市に所在しており、中川地区はその産業が集積している地区でもございます。そしてまた、東北中央自動車道が通っており、パーキングエリアがあると。これを東北中央自動車道や企業の立地を、さらにその効果を増幅するということは、本市としては当然考えなければいけないことでありまして、そのためにもスマートインターチェンジの設置というのは、必ずやらなければいけないし、本市の様々な面で、いい波及効果をもたらすものと考えています。

最初の御質問では、できるかどうかの感触について、どうなのかということがございましたが、できるかどうかについては、これはやってみなければ分からないわけではありますが、私は公約にも掲げておりますし、必ず実現するという強い意志で取り組んでまいります。

○議長 12番高橋 弘議員。

○高橋 弘議員 市長の力強い、スマートインターチェンジに対しての心構えというか、聞きましたので、安心しましたけれども、やっぱり、先ほども申しましたとおり、一流企業の先に工業団地という話も当然あると思います。先ほどの話では、中川の北部地区については、まだ調査研究はしていないというふうな話でしたけれども、あそこは地盤的にも、そんなに軟らかい土地ではないと思いますので、これからでもいいですから、あそこの調査研究をお願いしたいというふうに思います。

いろいろ話を聞きますと、向こうは、上山インターと近くなるので、そちらのほうはなかなか厳しいんじゃないかという話も聞きますけれども、それはそれとして、やっぱりあの辺の調査研究も、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

最後といいますか、もう一つですけれども、食料自給率37%の話ですけれども、やっぱり米に代わるものとしては、日本としては麦というのが大切な作物だというふうに思います。山形方面に行きますと、あそこの348号沿いですけれども、減反のところに、麦、ソバ、あと豆、そういったものが相当作付されております。

だから、先ほど申しましたとおり、南陽方式と言うまでもないんですけれども、そういったことで、ほかの市町ではいろんな取組をやっているというようなことで、ひとつ南陽市も自給率アップのために、そういったことを手がけていただきたいというふうに思います。

それで、この前新聞に出ておったんですけれども、提言ということで、これは山形大学の助教授の方です。ちょっと読んでみますけれども、日本全体の食料自給率は、60年前は73%あったが、近年では37%と先進国の中では最低レベルにある。特に山形県民の多くが大好きと言われているラーメンの原料にもなる小麦は12%と非

常に低く、海外からの輸入に依存している。米どころ山形県の米の生産量は東北6県でも最も少なく、全国でも下位である。小麦ばかりでなく、大豆やソバ、家畜の餌となる飼料の食料自給率も低迷している。輸入に依存していることは、私たちの働いたお金を海外にただ流出させているというふうに助教授も言っているわけです。

それで、この前の山新に、これは8月29日ですけれども、山新でありますけれども、閣僚に聞くということで、農林水産大臣の野村哲郎さんが言っております。国民の食を確保する食料安全保障の強化にどういうふうに取り組むかという質問に対して、日本人の食の基本となる麦や大豆などは自給率が低い。どう引き上げるかが大きなテーマであるというようなことで、農林水産大臣も、麦、大豆の増産へ政策集中というふうに載っております。

だから、国でもこういう食料自給率アップのために、いろいろこれから手だてをするというふうなことでございますので、南陽市もやっぱりそれに遅れないで取り組んでいくようにひとつお願いしたい。このことについて、市長はどういうふうに考えているかお伺いします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 最初の答弁でも申し上げましたけれども、麦などの栽培には様々な課題がございます。

一方で、議員御指摘の食料安全保障、食料のみならずエネルギーも含めて、経済安全保障の重要性というのは、ウクライナの侵略以降、現実的な危機として、非常に強く認識されているというふうに思います。

そのことを改善していくという国策は、必ず必要なものというふうに思っておりますし、地方自治体としても、国のそういった方向性と歩調を合わせて取り組んでいかなければならないというふうに思っています。

ただ、最初に申し上げた様々な課題を乗り越えることなしには、そういった作物の栽培というのは、なかなか難しいという面がございますので、議員がおっしゃっていた他自治体での取組をぜひ当市の農林課にも御教示をいただければと思いますし、国の動向も注視して、適切に対応してまいりたいと思います。

○議長 12番高橋 弘議員。

○高橋 弘議員 力強い答弁いただきました。

やっぱり、ただ農家の人に頑張れ、頑張れだけでは駄目だと思うんです。それで、農林課の職員も、これに特化した職員の方を手当てしてもらって、そして取り組んでもらわないと、なかなか農家だけでは、これは進められないというふうに思いますので、その辺市長の判断で、ひとつそれに向ける職員を増やしていただいて、取り組んでもらいたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

あと、米粉のことなんですけれども、これは、なかなか米粉といっても、なじみがないといえますか、PRがやっぱり足りないと思うんです。だから、今小麦が、いろんな形で少ない、そしてまた、価格も上がってきているというようなことで、とりわけ世界的な輸出国であるウクライナ、ロシアも小麦の輸出国ですから、あそこで戦争して、なかなか順調に出荷できないと。

日本では、先ほども言ったように、直接食料というか、そういうことで影響はないんですけれども、ただ、アフリカなり中東のほうは、非常に小麦の不足、また価格の高騰で大変だというようなことで、日本で小麦の輸入を減らせば、それだけ少し世界的に貢献できるかというふうに思いますので、やっぱり米粉の増産というのはぜひ図ってもらいたい。

特に山形県は米の生産県でありますし、南陽市も相当米はあると思いますので、ひとつ米粉の増産ということで、ちょっと力を入れていただきたいと思っておりますけれども、その点について、

市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 米粉につきましては、私、聞いておりましたのは、よくパンに利用するというようなことを聞いた覚えがありますけれども、やはり、米もそうなんですけれども、米粉についても需要が必要だと。そこについては、現状ではなかなか難しいとは思いますが、それこそ国策であったり、生産者の方や販売、加工業者の方の努力であったり、そうしたところで新しい製品を、需要が高い製品を開発するということが、今後大事なことかなというふうに思っています。

そうした国の方向性に対して、市も、それと先ほども申し上げましたように、一緒に必要な対策を行っていければというふうに思います。

○議長 12番高橋 弘議員。

○高橋 弘議員 いろいろ質問させていただきましたけれども、南陽市をもっとよくするにはということで、取り組まなければならない、いろんな課題だというふうに私は思います。

しっかり取り組んでいただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 以上で、12番高橋 弘議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたしたいと思います。

午後 0時00分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長 再開いたします。

片 平 志 朗 議 員 質 問

○議長 次に、9番片平志朗議員。

〔9番 片平志朗議員 登壇〕

○片平志朗議員 9番、真政会、片平志朗です。先の通告書に従い、壇上からの質問を行いま

す。

去る8月3日から4日にかけて降った大雨で、置賜地区や西村山地区を中心に甚大な被害をもたらしました。災害に見舞われた方々に対して心よりお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い日常の生活を取り戻されますことをお祈りいたします。

近年、豪雨災害は明らかに頻発化、そして広域化、激甚化しております。地球温暖化の影響が、ますます顕在化しているあかしではないでしょうか。

今回の大雨をもたらした原因は、線状降水帯の発生でありました。御承知のとおり、線状降水帯は、発達した積乱雲が帯状になり、長時間にわたり猛烈な雨を降らせ、災害のリスクを高めると言われております。幸い本市においては、平成25年、平成26年の豪雨災害より被害は少なかったものの、農作物の被害面積は全県で3,600ヘクタールを超え、2020年7月の豪雨災害を上回る規模となりました。ここ置賜でも、飯豊町、川西町等、多くの被害を受けました。

飯豊町では、浸水被害想定区域外でも多くの被害が生じております。その多くは、排水インフラの能力を超えて地表にあふれ出す、いわゆる内水氾濫でありました。

このことから、今後本市においても、水位を常に観測している主要河川の警戒はもとより、線状降水帯の発生時の大雨は、浸水想定外にも被害を発生させる可能性があり、シミュレーションしておく必要があるものと思います。

さて、発言通告書に基づき、質問を行います。

1点目、鳥獣被害対策の在り方についてであります。

2021年に、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法、いわゆる鳥獣被害特措法、2007年度制定、が改正されました。その内容を見ますと、従来の三本柱の対策、1番目、鳥獣の捕獲、2番目、侵入防止柵の設置、

3番目、やぶの刈り払い等による寄せつけない環境の整備のほかに、今回の改正では、さらに広域連携捕獲とICTを活用した対策が盛り込まれました。この背景には、管理者の高齢化、人手不足や、狩猟者の高齢化や減少があると言われております。

また、農作物の全国の被害総額は、平成22年度ピークから10年間で30%、239億円から161億円に減少しております。直近3年間は停滞しております。個体数の捕獲は関係諸氏の御努力で年々増え続けておりますが、新たな個体数が次から次へと供給され、いたちごっこになっている感は否めません。

このことは、これまでの取組では、これ以上の被害の減少を図ることが困難になってきていると考えられます。言い換えれば、鳥獣対策の見直しが迫られているものと言えます。

以上の観点から、何点か質問いたします。

1点目、本市の鳥獣捕獲数と農作物被害額の推移は。

2点目、上記データからの課題は何か。

3点目、鳥獣被害対策計画は策定されておられるでしょうか。

4点目、鳥獣被害対策実施隊のメンバーとその役割は。

5点目、市町村をまたぐ広域連携捕獲は考えておられるのでしょうか。

6点目、ICT、情報通信技術を活用した対策は考えておられるでしょうか。

2項目めの災害時の避難支援の在り方についてであります。

2021年、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、避難に関するガイドラインも改正されました。警戒レベル1から5となっており、これまでの曖昧な表現ではなく、分かりやすい表示となっております。レベル1から2は気象庁が発表、3から5は市町村が発令、警戒レベル3では、避難に時間を要する高齢者の方々及

び障害のある方、乳幼児とその支援者となっております。

問題は、高齢者や障害者の避難であります。高齢者世帯や独り暮らしの世帯は、外部からの避難情報が得にくく、避難に時間がかかり、自力では避難できない方が多くを占めております。

以上のような観点から、何点か質問いたします。

1点目、本市には、避難行動要支援者は何名おられるでしょうか。

2点目、法改正には避難行動要支援者の個別避難計画の作成が義務づけられましたが、本市の作成の現状はどのようになっているのでしょうか。

3点目、作成に当たり、どんな課題があるのでしょうか。

4点目、一刻も早い作成を望みますが、作成の今後の工程は考えておられるでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 9番片平志朗議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、鳥獣被害対策の在り方についての御質問の1点目、本市の鳥獣捕獲数と農作物被害額の推移についてでございますが、平成29年度から令和3年度までの主な鳥獣捕獲数として、熊については、平成29年度が3頭、平成30年度が4頭、令和元年度が6頭、令和2年度が12頭、令和3年度が8頭と小幅な変動で推移しています。

イノシシにつきましては、平成29年度が31頭、平成30年度が48頭、令和元年度が75頭、令和2年度が169頭、令和3年度が191頭となっており、令和元年度以降、大幅に増加しております。

なお、今年度につきましては、8月末現在で

捕獲数が、熊は3頭と例年並みで推移しておりますが、イノシシについては22頭と大幅に減少しており、恐らく豚熱の感染拡大が影響したものと考えられます。

また、農作物被害額につきましては、平成30年度をピークに減少傾向にあり、平成29年度が2,083万円、平成30年度が3,757万円、令和元年度が2,029万円、令和2年度が1,867万円、令和3年度が1,115万円となっております。

次に、2点目、これまでのデータから見える課題についての御質問でございますが、鳥獣捕獲数から申し上げます、イノシシが令和3年度までの過去5年間では60倍以上に増加したものの、今年度は豚熱の影響もあり、昨年同時期から比べておよそ4分の1に減少しており、一時的な減少の可能性はあるものの、今後の推移を注視する必要があります。

また、農作物被害額は減少傾向にあることから、これまでの鳥獣の捕獲や近年拡充を進めてきました電気柵等の設置支援などの獣害対策が、一定程度効果を発揮しているものと考えております。しかしながら、イノシシは繁殖能力が高く、年平均で4頭から5頭の子供を産むと言われておりますので、引き続き鳥獣捕獲、電気柵等の設置支援に取り組むとともに、やぶの刈り払いなどの環境整備について、周知啓発に努めていく必要があると考えております。

次に、3点目の鳥獣被害防止計画策定についての御質問でございますが、本市では、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、令和2年度に現行の南陽市鳥獣被害防止計画を策定しております。計画期間は令和3年度から令和5年度までの3か年で、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針及び鳥獣の捕獲、防護柵の設置等の被害防止施策に関する事項を定めております。

次に、4点目の鳥獣被害対策実施隊のメンバ

ーと役割についての御質問でございますが、市では鳥獣による農作物の被害を防止するため、赤湯猟友会会員77名に鳥獣被害対策実施隊員の委嘱を行っております。役割といたしましては、鳥獣被害防止計画に基づく有害鳥獣の捕獲や追い払い、農地及び山間部の巡回、被害状況調査、集落における被害防止対策に関する指導及び助言等を担っていただいております。

次に、5点目の市町村域をまたぐ広域連携捕獲についての御質問でございますが、イノシシやニホンジカなど市町村域をまたいで生息域を拡大していく鳥獣の捕獲に当たり必要な対策であると考えており、本市では、高島町や赤湯猟友会と連携しながら、南陽射撃研修センターの整備等に取り組んできたところでございますが、令和3年の法改正により、県の被害防止に関する具体的な措置が明文化されたものでございます。

これまでも、市では県に対して、主導的に広域連携を調整いただくよう要望活動を行ってまいりました。今月には、山形県から都道府県広域連携捕獲活動支援事業の説明がございますので、その内容や近隣市町村の動向について情報収集に努めるとともに、赤湯猟友会とも相談をしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、6点目のICTを活用した対策についての御質問でございますが、昨年度、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、わなの作動状況を遠隔で確認できるわな発信機及び受信機を10セット購入し、鳥獣被害対策実施隊員へ配付しております。あくまで試験的な運用とはなりますが、まずはICT機器の有用性を確認するとともに、ランニングコスト等も考慮しながら、必要な対策を検討してまいります。

次に、災害時の避難支援の在り方についての御質問の1点目、本市では避難行動要支援者は何名いるのかについてでございますが、避難行動要支援者名簿を作成する上での対象者は、要

介護3から5の認定者、身体障害者手帳1級・2級所持者、療育手帳A所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、自ら避難することが困難な状態にあると認められ、名簿への掲載を希望する方としており、対象者は令和4年1月1日現在で1,898名でございます。

次に、2点目の個別避難計画の作成の現状についての御質問でございますが、平成21年12月、南陽市災害時要援護者避難支援プランを策定、さらに平成28年3月、南陽市災害時要配慮者支援プランを策定し、要配慮者の支援対策に取り組んでおりますが、個別支援避難計画の作成対象者は令和4年1月1日現在で13名でございます。

次に、3点目、作成に当たっての課題についての御質問でございますが、家庭の中や障害の程度などを他人に知られたくないこと、支援者への情報提供に抵抗があること、支援者となっても万が一の場合に責任が取れないこと、地区によっては支援者となる若い人がいないこと、支援者を確保するのが容易でないことなどの課題がございます。

次に、4点目の作成の今後の工程についての御質問でございますが、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保のため、福祉関係者や地区自主防災会の御理解と御協力をいただきながら、速やかに個別避難計画の策定を進めてまいります。避難行動要支援者の方が多数おられる中で、まず災害時の危険箇所等に居住する方など、優先度により重点的に策定を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 まず、1点目の鳥獣被害対策についてでありますけれども、議員の中には鳥獣被害対策に直接関わっている方が2名いらっしゃいます。中でも、そのトップであります

方が今日いないので、大変話しやすいような気もしますが、至らなかつた点は後で、終わってから御指導いただくことにしたいと思います。

今まで、この鳥獣特措法は、今回で4回ほど改正されているわけですね。鳥獣被害対策の在り方について、私も私なりに勉強しましたが、これからの鳥獣被害どうするという、ある本を読みました。その中で、ある専門の方がこういうふうに言っておられます。

この法律の名前が略称で、鳥獣被害特措法となっているんですけれども、正式な名称は農林水産業に係る被害の防止と。ですから、これまでに読みますと、農業と水産業の問題だと、特に農業の問題に関わるんだというふうに読めますけれども、鳥獣被害というと、何か鳥獣が悪いものにされて、鳥獣の個体数を、要するに捕獲数を多くすれば、問題が解決するような錯覚になっているのではないかと。根本は、農林水産業の問題ですから、それらがスムーズにできるようにするのが目的であって、鳥獣の捕獲そのものは目的でない。手段にしておかないと、誤った対策を今後も取り続けるというふうになってしまうのではないかと。この説でしたが、私も短絡的に今までは、こんなに鳥獣が、特にイノシシが、先ほどのデータを見ますと、捕獲数だけで、熊は3頭から多くて12頭の中で行ったり来たりしていますけれども、イノシシは平成29年に31頭の捕獲が、たった5年間で、去年の実績では191頭、要するに6倍強になっているんですね。だからといって、じゃ被害数が6分の1になっているかという短絡的な考え方ですけれども、被害数は、これは捕獲数のかいもあって半分まで、平成29年が2,083万円ほどですから、令和3年では1,115万円ですから、約半分近くまで削減されていると。

削減されていることはいいんですけれども、まずこれから、4回も改正された裏には、様々

な今までやってきた反省と検証が、ちゃんと裏打ちされていると思うんですね。その中で、先ほどの数値で、今のところイノシシが、今の捕獲数ですと22頭ですかね、豚熱の影響もあるんじゃないかということなわけですけれども、そうすると、実施隊等が見回って、やっぱり死亡している個体数というのが散在しているんじゃないかと。そういう状況が実際見られていますか。

○議長 答弁を求めます。

島貫農林課長。

○農林課長 お答え申し上げます。

議員御質問の豚熱の感染による死亡の獣畜については、当然見られている状況でございます。数字的にはカウントしている部分ではございませんが、今年度に入りまして、二、三頭について御報告をいただいております。それにつきましては、私どものほうで回収をさせていただいて、埋設をしているという状況でございます。以上です。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 特に豚熱となりますと、養豚業者とか、そういったところに感染したんではいけませんので、そこは慎重に迅速にやっていただきたいということに思います。

次に、捕獲数は分かったとしても、捕獲の中身なんですけれども、これは、わなで捕獲する場合、それから、最初から巻狩りなんかして捕殺する場合、個体数の調整ということで、あるいは死亡数の回収、この中で、どういうふうな内訳、正確な数字でなくてもいいんですけれども、割合的なものが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

島貫農林課長。

○農林課長 基本的に、わな猟が中心になっております。イノシシにつきましてはくくりわながほとんど、熊については箱わな等もございま

すが、基本的にはくくりわなが中心というふうに考えてございます。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 何でお聞きしたかという、全国では、熊、イノシシ、鹿、これらの捕獲頭数というのは、約65万頭に上ると言われているんですけれども、そのうち、鳥獣の中でも、都会の味を知って、要するに畑に出たり、果樹を荒らしたり、要するに犯罪者、犯罪鳥獣というんですか。もう一つは、まだその味を知らない、細々と自分の山奥のすみかで暮らしている鳥獣、2種類いるらしいんですけれども、その65万頭のうちほとんどは、犯罪鳥獣じゃなくて、無罪の鳥獣が多いということなので、ですから、犯罪者を捕獲しないで無罪の人を捕獲したって、いつまでたっていたちごっこになってしまうんじゃないかという、そういう説明ですけれども、そういうことはないわけですか。

○議長 答弁を求めます。

島貫農林課長。

○農林課長 お答え申し上げます。

議員さんのおっしゃるとおり、基本的に捕獲については、いわゆる農作物への被害があるということで、有害鳥獣という位置づけで捕獲をいたしております。農作物の被害の軽減のためということで、全てを捕獲するというような考え方ではございませんで、一定程度被害がある部分、里山に近いイノシシをできるだけ捕獲ができれば、議員さんのおっしゃるとおり、ベストな状況かというふうに考えてございます。以上です。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 分かりました。

例えば私が鳥獣だとすれば、鳥獣の目線で考えると、南陽市って隠れる場所がいっぱいあって、耕作放棄地とか、あるいは放置柿、あるいは果樹の放置、それから、ある程度山へ行きますと、間伐されていない薄暗い隠れ場所ですね。

ちょっと下がると食べ物があると。これは、人間でさえそう思うんですから、鳥獣にとっても生活しやすくなっているんじゃないかと思います。一遍そういうふうな、そこの味をしめれば、何も苦勞して山奥で生活するわけでないわけですから、結局そこをねぐらにしてしまうと。

まだ、しょっちゅう住宅街に出るほどとはなっていないけれども、やがてそういうふうな状況になってしまうのではないかというふうに危惧しているんですけれども、そうならないように早めに対策を打っていただきたいというふうに思いますけれども。そのためには、まず南陽市にとって、鳥獣のすみか、生態系、生息域がどういうふうになっているのか。1匹違わないようにはできないでしょうけれども、どのくらいの個体数があるのかというやっぱりデータがないと、なかなか踏み込めないんじゃないかと思うわけです。

それは、南陽市単独でやるというと、莫大なお金もかかるし、人手もかかるわけですから、そのために、先ほど市長が言われた広域連携ですね、そういったものを、間もなく開かれる説明会を聞いて、検討していきたいというふうに言われたわけですから、まず正確な個体数の調査、それから生息域の調査、これをやらないと、次の手が打てないんじゃないか。捕獲数だけどんどん増やしても、被害がゼロにはならないわけです。市長、どういうふうに考えますか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 課題があるときに、その課題がどういう状況であるのかということについて把握するということは、非常に大切なことというふうに思います。

そしてまた、議員がおっしゃったとおり、単独市町村でできるものではなく、広域にまたがって、有罪か無罪かは分かりませんが、

鳥獣は移動するということもありますので、やはり広域での対応が必要であるというふうに思っております。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 市長の考え方も私の考え方も一致するようなので、そのところ、せつかく法改正して、こういうふうな支援体制を国で整えていますので、ひとつよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

一応、これで鳥獣対策のほうは終わりますけれども、冒頭にも申し上げましたけれども、鳥獣被害対策というのは、人間対鳥獣の戦いであることは間違いないんですけれども、その中には、日本の農業、農村の問題が直結しておるわけです。今後も様々な観点から、やっぱりより充実した対策を計画して、実行していただきたいなというふうに要望したいと思います。

次、2項目めの避難時の避難の在り方についてですけれども、その前に、冒頭にも申し上げましたけれども、8月3日、4日の豪雨災害、ほかの市町村から見れば、南陽市は、そんなに特段の激甚災害に指定されるような災害ではなかったことが幸いですけれども、今回、山形県で初めて特別大雨警報が発令されました。そして、南陽市でも避難レベルの最高レベルの5、緊急安全確保、これを英断を持って市長が発令されました。これは、やっぱりあれだけ気象庁が発表する豪雨の状況を見ますと当然だと思います。その勇気に対して、まず敬意を表させていただきますと思います。

今回の避難レベルの改正についてですけれども、より分かりやすくなったわけですから、この論点というか問題は、発令のタイミングと、それから要支援者、先ほど言いました実際避難の支援を必要とする人を、誰がどのように支援していくのかと、この2点だと思うんですね。

警戒レベルが、より早いレベルに変わってきているわけです。今までは、災害起きましたよ、

避難してくださいという、そういう後手の避難政策だったんですけれども、今度は、まずレベル3では、高齢者、さっき言った障害者等は避難してくださいよ、災害が起こる前に避難は終わっているという仮定なわけですね。

やっぱりこういう状況は、今の雨の降り方を見ますと、一気に50ミリから100ミリの雨が何時間も降れば、優に1か月の降雨量の何倍にもなるわけですね。当然そこには、既存のインフラではとても処理しきれない雨が降るわけですから、内水氾濫が起きてしまうわけです。そして、何よりも、急速に水かさが増すわけですね。そうすれば、より早く避難を的確に出しておかないと間に合わなくなってしまう。これは、今の気象情報と避難の勧告のレベルが適合しているというか、そういうふうにはせざるを得なくなったと思うんですね。

その中で南陽市は、やっぱり障害者、それから寝たきりの老人の方を避難させるとなると、これは大変なわけですね。たとえ支援者がその人を一時避難所に避難させたとしても、いつまでもそういう方は、そこで生活できないわけです。そういった場合、やっぱり専門の福祉施設、設備の整った福祉施設にお願いせざるを得ないということなわけで、そのために避難協定等結んでおられるんですか。

○議長 答弁を求めます。

高野総合防災課長。

○総合防災課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

いわゆる福祉避難所の指定の関係でございますが、当市におきましては、5法人、5施設との協定を締結しております。特別養護老人ホーム、そして介護老人保健施設のほうとの協定を締結しております。

以上でございます。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 それはそういうふうに、避難、

実際に使わないほうが、これはベターなわけですから、実際、例えば誰々さんが寝たきりの老人を避難させたと、一時避難所にまずようやくとさせたと。その方は、そこではベッドも硬いし、いろんな器具もないから、どこかの受け入れる施設に一時避難してもらえないという判断された場合は、それは誰がどういうふうに、行政側が取り持ってやってくれるのか。その辺の経路というか段取りはどういうふうになっているか。

○議長 答弁を求めます。

高野総合防災課長。

○総合防災課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

福祉避難所の開設につきましては、原則として、市からの要請に基づいて準備、開設をしていただいて、受け入れるというふうな体制になっておりますので、一般の方が直接避難所のほうに避難を求めるというふうなことは想定しておりません。

以上でございます。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 あくまでも行政が責任持って取り持つということですね。分かりました。

それから、一時避難所において、そういう介護度の高い方の、最近段ボールマットとか、様々考案されていますけれども、軟らかいエアマットの備えというのはどういうふうになっているんですか。

○議長 答弁を求めます。

高野総合防災課長。

○総合防災課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、避難所の多くが床、体育館等というふうなことになっておりまして、特に支援が必要な方にとっては、条件が過酷というふうなことになっております。

先ほどありました段ボールベッドのほかに、

御指摘のありましたエアマット、こちら、まだ各避難所のほうにそれぞれ備付けはしてありませんが、34セット備蓄をし、体制を整えているところでございます。

以上です。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 34セットを用意、そろえたということで、だんだん防災関係の必要な用品も充実されているなというふうに思いますので、今後もいろんな防災用具の備品の整備に努めていただきたいと思います。

最後ですけれども、最後というか、ここでひとつまとめたいと思うんですけれども、温暖化の影響で海水面の温度が上昇していると、新聞で、あるいはいろんな学者が言われていますけれども、海水面の温度が上昇するということは、それだけ大量の水分を空気の中に吸ってしまうということなわけで、雨の降り方一つ見ても、今までは想定外だったんでしょうけれども、想定外が想定外でなくなっている災害が次から次へと起きているわけですね。そういう現状を踏まえますと、やっぱり一刻も早く個別計画を作成していただきたいと思います。

先ほど市長が、必要とされる方が1,898人でしたっけ、実際に個別計画の中に計画されている方が今現在13名と、1,898人の中で13名ですよ。これ、何年たったらできるんですかね。その間に、こういうとんでもない災害が来ないことにこしたことはないんですけれども、ちょっとこれは、先ほど4つほど、いろんな課題述べられましたけれども、これは迅速にやってもらわないと、計画倒れになってしまうと思うんですね。迅速にやっただけですか。

○議長 答弁を求めます。

高野総合防災課長。

○総合防災課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

いわゆる、こちらのほうで名簿に登載してい

る要配慮者、要支援者の方、1,800名というふうなことなんですが、この中でも、特に日常生活等に支障があまりない方と、本当に助けを求めている方がいらっしゃるというふうに思っております。そういった部分の把握というふうなものも当然必要となってまいりますので、先ほどの答弁のほうでも申し上げましたが、総合防災課だけではなく、庁内福祉関係、それから地域の方とも御協力をいただいて、速やかにこういった作業を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 最後になりますけれども、1,898名という名簿はあるものの、その中で、どの方が優先して支援をしていかなきゃいけないのかということは、やっぱりトリアージしながらも、とにかく急いで頑張って作成して、備えを万全にしていきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 以上で、9番片平志朗議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後2時5分といたします。

午後 1時46分 休 憩

午後 2時05分 再 開

○議長 再開いたします。

島津善衛門議員質問

○議長 次に、4番島津善衛門議員。

〔4番 島津善衛門議員 登壇〕

○島津善衛門議員 4番、保友クラブ、島津善衛門です。

あまり頑張るなという声もありましたので、希望に沿って進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

奈良県生駒市、奈良県の北西端に位置し、大

阪府と京都府に接しています。自然環境のよさや交通の利便性から人口は伸び、平成2年に県下3番目の10万人都市となり、平成22年末には12万人を超えました。この生駒市の小紫雅史市長は、「自治体3.0」をキャッチフレーズに、行政と市民が共につくり上げるまちづくりに取り組んでいます。

自治体3.0とは、市民を行政サービスのお客様と捉えるのでなく、市民と職員が共に汗をかいて課題解決を目指す自治体の在り方を指しています。簡単に言えば、自治体1.0は、何の工夫もなく、お役所仕事を続けているだけの自治体を指します。自治体2.0は、改革派の首長のトップダウンで市民のニーズに応えていこうとする自治体です。ただ、市民をお客様と見て、そのニーズを満たすだけのやり方には限界があります。市民のニーズは多様化、複雑化し、他方で税収は減り、自治体の予算やマンパワーは縮小しているからです。

そこで、ソフトも含めたまちづくりを行政だけで担おうとせず、民間事業者や市民など多くのプレーヤーと共に進めていくのが自治体3.0です。

自治体3.0では、行政は、まちづくりの主体となることもあれば、コーディネート役になることもあります。市民を単なるお客扱いせず、イベントやサービスなど、自分がまちに望むものを自ら実現する労を取っていただく。そして、それをほかの市民や行政が本気で支え伴走する。町がよくなるだけでなく、市民の皆さんも汗をかいた分だけ町への愛着が増して、定住意向も強まるはずだとしています。

これまでは、地域活動に興味を持ってくださるのは圧倒的に高齢者の皆さん方で、現役世代はとても少ない状況でした。しかし、核家族が増加する一方で、地域活動や地域のつながり、地域のお店の大切さに気づく現役世代の人が確実に増えています。地域に目が向いたことで、

地域活動に加わっていただくと、地域にとっても大きなプラスです。こういう人たちは、ICTをはじめ、様々なツールを使えるので、これまでの地域活動にも広がりが出てくる効果も期待できます。時代は刻一刻と変化しています。

本市においても、市民ニーズを的確に把握し、市民と共にコロナ禍を克服していく必要があるのではないのでしょうか。

それでは、先に通告しております各項目について質問いたします。

初めに、南陽市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお尋ねします。

地方創生が進めば、出生率低下による人口減少の歯止めや大都市への人口集中の是正も期待できます。地方での暮らしやすい環境の確保、ひいては日本社会全体の維持にも関わってきます。

国では2014年に、まち・ひと・しごと創生法を制定、同法に基づいた第1期総合戦略を作成しました。

第1期の検証で、地方への人の流れや出生数にまだまだ課題があるということが分かっています。実際、2021年現在において、これらの問題が大幅に改善されたと言える現状にはありません。この結果を受け、第2期の方向性が定められています。

2020年度からは第2期として、地方創生に係る新たな取組が始められています。第2期では、従前の基本目標を強化するだけでなく、2つの横断的目標も追加されています。

一つは、多様な人材の活躍を推進するということです。地域内外を問わず、一人一人が地域資源を活用するなどして、地域の担い手として活躍してもらえるように施策を進め、活気ある地域とするためにも、若者から高齢者、障害者、外国人など、誰もが居場所と役割を持てる地域社会を目指すとしています。

もう一つは、新しい時代の流れを力にすると

ということです。先進的な技術を適切に活用することで、人手不足、地理的問題、時間的問題なども解決できる可能性があります。結果として、地域コミュニティの活力を高められ、住民の生活に対する満足度を高めるとともに、地域の魅力を向上させられます。

地方創生に向けた施策において、特に第2期では、先進技術を駆使することも重要であるとされています。テレワークが課題解決の有効な手段となり得ることからも、IT活用は欠かせないものであり、本市でも今後どのように先進技術を取り入れていくかがポイントになってくると考えられます。

以上を踏まえて、何点かお尋ねします。

(1) 本市の交付金の歳入額と事業支出の内容。

内閣府が自治体に配分する地方創生関係の交付金の予算規模は、推進交付金が2022年度当初予算で532億円を計上、拠点整備交付金は2021年度補正予算460億円と2020年度当初予算70億円を合わせて、530億円が確保されています。合計で1,062億円となります。

人口減少の克服や東京一極集中の是正に向け、観光・産業振興や移住、就業促進などを図る自治体に交付するとし、対象は、推進交付金がソフト事業で、拠点整備交付金がハード事業となっています。

本市においても、同計画を第1期総合戦略と位置づけるとともに、国の基本方針を踏まえ、今後5か年を計画期間とする第2期総合戦略を策定し、地方創生の充実、強化に向け切れ目のない取組を進め、さらなる南陽創生の動きを加速させるとしています。当市の令和4、3、2各年度の交付金の歳入額と事業支出の内容を伺います。

(2) 地域産業のニーズと就職を希望する若者とのアンマッチ解消。

南陽市人口ビジョンでは、転入数を増加させ

るための課題を把握し、人口の将来展望の実現に向けた取組の方向性を、女性が住みやすく安心して子供を産み育てることのできる環境の実現、若者等の各世代が市内に住み続けながら働くことのできる環境の実現、利便と安全を備え、地域の魅力向上により住みたくなる環境の実現としています。

第2期南陽市総合戦略でも、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が定める目標を十分に勘案し、4つの基本目標を定めています。

若者、女性等の新規就業、Uターン就業等の機会の提供や雇用創造協議会の各種取組があり、努力は目に見えていますが、一方で、地域産業のニーズと就職を希望する若者とのアンマッチ解消を課題としています。アンマッチをどのように捉え、改善しようとしているか伺います。

(3) 体験型観光の充実。

基本目標2「南陽とのつながりを築き、南陽への新しい人の流れをつくる」では、農業経営者、商店、飲食店、宿泊施設などが分野を横断して連携することにより、地域の観光資源をつなげた着地型観光を進めます。また、県内各地の観光資源と広域的に連携し、周遊型及び滞在型の観光サービスを提供します。それらの中で、地域のスポーツイベントやお祭り、文化芸術、農業体験等と観光を融合させることにより、体験型の観光を充実させますとしております。

各施設のさらなる利活用や、赤湯温泉の泉質をもっと強くPRすべきと思いますが、どのように捉えているか伺います。

2点目、2022年全国一斉学力テストの結果についてお尋ねします。

2022年4月19日、全国一斉に学力テストが行われました。小学校は国語、算数、理科で、中学校は国語、数学、理科です。

文部科学省の分析結果では、自ら課題を発見して解を見いだすという問題解決力の伸び悩みが浮き彫りになりました。現行の学習指導要領

が重視するポイントだが、データや文章から課題を把握し、求められる解を記述式で表現する問題で苦戦したとまとめています。教育現場に対し、結果を指導の改善に生かすよう呼びかけるとしています。

発表直後であり、市内の詳細は検討中と推察しますが、山形県及び本市の現状をどのように捉えているか伺います。

以上の御答弁をお願いし、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 4番島津善衛門議員の御質問にお答え申し上げます。

なお、二つ目の御質問の2022全国一斉学力テストの結果につきましては、教育長より答弁いたさせますので、御了承願います。

冒頭、奈良県生駒市の小紫市長のお話がありまして、私、ちょっと何年前かは覚えておりませんが、地域に飛び出す公務員を応援する首長連合サミットをというのがありまして、できる限り出席しているのですが、それが北海道の東神楽町で開催されたときに行ったときに、小紫市長も御参加されておりました。

そのときには、自治体ごとに参加自治体の中から、何日か自分のところの取組を発表するということがありまして、今、議会事務局の係長をしておられる江口美和係長と一緒に本市の取組を、ラーメン課の取組でしたが、発表してまいりまして、おかげさまで南陽市は2位、そして、3位は生駒市ということがございまして、それから小紫市長の取組は注目しております。

昨日もたしか、NHKの「クローズアップ現代」だったと思いますけれども、公務員の副業の件で全国の注目を浴びている市長でございます。

さて、答弁申し上げます。

初めに、南陽市まち・ひと・しごと創生総合戦略についての御質問の1点目、本市の交付金の歳入額と事業支出の内容についてでございますが、令和2年度からの状況を年度ごとに申し上げます。

まず、令和2年度は、歳入額が224万7,000円、事業支出の内容は、地方創生推進交付金として地域連携DMO事業費及びUターン等交流促進事業費への充当でございます。

令和3年度は、歳入額が2億8,780万9,500円、事業支出の内容につきましては、地方創生推進交付金として424万6,000円を前年度に続き、地域連携DMO事業費及びUターン等交流促進事業費へ充てるとともに、地方創生拠点整備交付金として2億8,356万3,500円を新温泉施設、赤湯温泉湯こっと整備事業費に充てております。

令和4年度につきましては、歳入予定額が248万1,000円、事業支出の内容につきましては、令和2年度、令和3年度と同様に、地域連携DMO事業費及びUターン等交流促進事業費への充当でございます。

次に、2点目、地域産業のニーズと就職を希望する若者とのアンマッチ解消についての御質問でございますが、ハローワーク米沢管内の7月の有効求人倍率は1.48倍とコロナ禍前の水準1.21倍を超え、事業所の採用意欲は回復してきております。

職種別に見ますと、生産工程や建設といった現場の職業の求人数に対しては求職者数が少なく、一方で、事務的職業の求人数は少ないものの求職者数が多いといった状況であり、若者に限ったものではございませんが、アンマッチが生じております。

また、ハローワーク米沢管内における来春卒業予定の高校生の求人数は819件と、前年同期の711件を上回っておりますが、管内の来春卒業予定の高校生の就職希望者のうち、県内への就職希望数は254人と、求人数を大きく下回っ

ております。

議員御指摘のとおり、若者の地元就職においてアンマッチが生じており、就職希望者や進学した市出身者に、魅力ある企業が地域に多く立地していることを知ってもらうことが重要であると考えております。

今年度、南陽高校、市商工会、置賜地区雇用対策協議会の協力の下、昨年はコロナ禍のため実施できなかった職業体験WAKU WAKU WORK in 南陽高校という取組を7月に実施いたしました。この事業は、高校に地域の企業が出向き、生徒が職業体験を行うという取組で、体験を通じ、働くということを考える契機と地域の企業を知ってもらうことを目的としています。

参加した生徒からは、地域の企業を知ることができ、将来の就職に役立つ貴重な経験だったといった感想もあり、大変有意義な取組でありましたので、来年度以降も継続してまいりたいと考えております。

また、南陽市雇用創造協議会において、国の委託事業であります地域雇用活性化推進事業を実施しております。この事業では、コロナ禍で浮き彫りとなったデジタル化への遅れに対応していくため、DX実装加速化をメインテーマに据え、事業者向け、求職者向けの各種セミナー、事業所と求職者のマッチングのための就職面接会、企業ガイドブック、データベースの作成及び地元高校生とコラボレーションしての情報発信事業を行っております。

事業所においては、DX化に取り組むに当たっての知識不足や人材不足が課題であり、各種セミナーを通じて、事業所、求職者の知識習得、スキルアップを図り、就職面接会においてマッチングするべく取り組んでおります。

地元高校生とコラボレーションしての情報発信事業につきましては、地域の事業所に南陽高校生が訪問し、高校生がインタビューした内容

を企業ガイドブックに掲載するという取組です。昨年度はコロナ禍のため、中止せざるを得ませんでしたが、今年度は11月に実施する計画でございます。

今後も事業所の求人ニーズに対応すべく、若いうちから地域の事業所を知ってもらうための取組を実施してまいりたいと考えております。

次に、3点目の体験型観光の充実における各施設のさらなる利活用についての御質問でございますが、近年コロナ禍で、より一層、着地型観光や体験型観光の需要が高まりつつあります。

市では、観光果樹園でのもぎ取り体験、ワイン仕込み体験、南陽スカイパークからの眺めや雲海、パラグライダー体験フライト、夕鶴の里語り部の館での民話口演や機織り体験等、ここでしか体験できないスポットを紹介しております。

また、一般的に観光客の多くが広域的に周遊観光を行うことを想定し、市の観光情報パンフレットでは南陽市以外の観光地も紹介するなど、広域的に連携し、周遊型及び滞在型の観光サービスを提供しております。

さらに、南陽市を含む置賜地域の2市3町で構成されたやまがたアルカディア観光局では、地域のイベントや文化芸術と観光を融合させる体験型の旅行商品の造成や販売を行い、市内各施設等の活用につなげております。

次に、赤湯温泉の泉質に係るPRについてでございますが、赤湯温泉の泉質は、含硫黄・ナトリウム・カルシウム・塩化物温泉で、アトピー性皮膚炎、切り傷、冷え性等に対して効能がございます。温泉の泉質につきましては、市の観光情報パンフレットや市公式ホームページにおいて御紹介しているところではありますが、引き続きPRしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長 答弁を求めます。

長濱教育長。

○**教育長** 4番島津善衛門議員の御質問にお答え申し上げます。

令和4年度全国学力・学習状況調査結果の山形県及び本市の現状についてでございますが、議員御指摘のとおり、調査の詳細につきましては、ただいま分析及び考察をまとめているところでございます。また、県からの分析結果等の正式な通知が届いておりませんので、確認依頼しているところでございます。

本市の調査結果の概要につきましては、文部科学省による考察と同様の傾向が見られます。したがって、今後とも学習指導要領に基づき、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指して、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の取組を一層推進してまいりたいと考えているところでございます。

そして、課題となる根拠を明確にして書く力や、データの特徴や傾向を読み取る力、さらには、問題を見いだしたり、考えの妥当性を検討して改善したりするなどの力が一人一人の児童生徒に身につくよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○**議長** 再質問に入ります。

4番島津善衛門議員。

○**島津善衛門議員** 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問と御要望をさせていただきますと思います。

まず、第1点の地方創生の交付金ですが、まずは湯こっとなんてについて、非常に有利な交付金を使っていたという事で、当局の御努力に感謝申し上げます。

さて、ソフト事業のほうの推進交付金のほうなんですけど、ただいま3年間の報告がありましたが、Uターン等の交流促進事業費、地域連携DMO事業費というふうなことに方向性が決まっているようですが、やはり、せっかく国でこ

のぐらいの予算を計上してあるわけなので、南陽市の最上位計画である第6次総合計画、これの内容を精査すれば、もっと交付金の対象にできるようなものがあるのではないかなというふうには私は考えるのですが、その辺のことについて、どのように捉えていらっしゃるか、お尋ねしたいと思います。

○**議長** 答弁を求めます。

嶋貫みらい戦略課長。

○**みらい戦略課長** ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

議員おっしゃいますとおり、今後10年間の第6次総合計画の達成に向けまして、様々な事業を3か年のローリングの中で計画しております。その中では、地方創生推進交付金に限らず様々な財源を活用しながら、効果的に事業を進めてまいりたいというふう考えております。

○**議長** 4番島津善衛門議員。

○**島津善衛門議員** 要望になりますが、そのときに気をつけていただきたいことがある。交付金のために事業をつくるのではないというふうなことを、特に課長にはお願いしておきたいというふうに思います。

今までの地域資源をどうやって生かして、この南陽市の実情に合う形に持っていくのか。あくまでも南陽市の計画の中で合うものがあればというふうに思いますので、その辺、交付金を受けるための事業計画にならないようにだけ、特に御注意いただきたいというふうなことを要望させていただきますと思います。

それから、2番目の地域産業ニーズと就職を希望する若者とのアンマッチなんですけど、これ、大きく分けて2つあると思います。というのは、新しく働く方が地元でどうやって就職するかというふうなことが1点、それから、現在働いて、今まで働いていた。だけれども、コロナ禍その他の中で、その業種に就けなくなった。その場合に、ほかの業種に移動するという労働移動と

いうふうな考え方があります。

まず最初に、この労働移動なんですけど、例えば今までサービス業で働いていた方が、それでは介護職になりましようとか、IT関係に移りましようとか、そういうふうなことを労働移動というふうに捉えてあるわけですが、それが非常に進んでいないのでないかと。

南陽市の場合は、雇用創造協議会等がいろんな各種勉強会を開いたり、資格取得のために努力してくださっていますが、もう少し県、国の動きがあってもいいのではないかなというふうに私は思っているのですが、その辺の動きをどのように捉えているか、市長に伺います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 近年、働き方改革というキャッチフレーズの下で、従来の生涯、同じ職場で雇用されるという働き方ではなくて、どんどん移っていく働き方や、あるいはダブルワーク、一つのところではなくて、その人の能力と意欲に応じて2か所、3か所で働く、あるいは、テレワークで自分の住んでいるところと離れた場所での事業に参画する、様々な新しい働き方があって、それを国では進めていこうということの方向性にはあるなというふうには思っています。ただ、なかなかそれが思ったとおりに進んでいないという現状ではないかなというふうに思っています。

やはりコロナ禍以前と、それから以後とでは、コロナの困難を契機として、今まで達成できなかったことを乗り越えていく新しいきっかけにしていくべきだというふうに思っておりまして、南陽市としても、そういった国の動向を注視しながら、必要な取組を行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 今おっしゃるとおり、政府でも新しい資本主義というふうなことを掲げて、

能力開発をやっていこうと、いろんな業種に、自分が就きたいところに就けるようにというふうなことを進めようというふうな状況にはありますが、一方で、先ほど申し上げた業種の中に、人手不足というふうな業種があるわけですね。これ、介護分野とか、それから、特に近年注目されているのが土木建設現場、この辺が非常に労働力不足になっているというふうな実態があるわけで、そういう業種になかなか労働移動が進んでいないという現実があります。

なぜ進まないのかという原因の一つに、必ずしも仕事に見合った賃金が得られない、安過ぎるんじゃないの、あの苦労してというふうな考え方もあるというふうなことなんです。

そういうふうなことを考えた場合に、今、最低賃金が今年の10月から上がるというふうなことになったわけですが、全国各地に非常に格差があります。東京都はこの10月、1,072円、山形県854円、下から2番目。実際、1時間当たりの単価が218円違うということなんです。

このような地域による最低賃金の格差という問題に関して、市長、どのように考えていらっしゃいますか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 行き過ぎた格差が同一の国内で生じるということは、好ましいことではないというふうに思います。

一方で、地価や様々な条件の違いから、生じざるを得ない違いというものもあるだろうなというふうにも思います。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 私、二つ言いたいことあるんですけど、一つは、賃金格差は基本的にあってはならない。日本全国どこで働こうと、その業種であれば、同じ最低賃金であるべきだというふうに私は思っています。

一方で、物価が高いからとか住む環境が違う

からという表現がなされていますが、それは、その人がその場所を選んでいるだけであって、もっと安い消費者物価の場所に住みたければ住めばいいし、海が好きな人は海辺に住めばいいし、山が好きな人は山のほうに住めばいい。本人が、そういうふうな消費者物価が高いところが好きだからそこにいるだけで判断すべきでないか。収入は全国どこでも、同じ業種であれば同じ賃金が得られるべきだと、私はそのように考えています。それが徹底していかないと、人口の移動が進まない。いつまでたっても、消費者物価が高いから東京都は時間単価が高いのですという理由は当てはまらないのでないかというふうに思っております。

この辺を市長のほうからも、ぜひ主張できる場所があったら、ぜひ進めていただきたいという要望をさせていただきます。

もう一点は、気をつけなければならないのは、過去の歴史を振り返って、地方に工場が進出してきたのは低賃金だからです。地方の中小企業は、それに支えられて、地域の住民に支えられて会社を成長させてきました。それが、一気に高賃金になったら維持できなくなります。このバランスというのが非常に大事だと思いますので、その辺を注目しながら進めていただきたい。

ぜひ、全国一律最低賃金について向かっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか、再度。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 最低賃金につきましては、できるだけ全国並んでいるほうが望ましいと思います。

一方で、やはり経済、資本主義の原則の上で、重要需要と供給で上がっていく部分についてはあるものの、最低賃金のほうは同じ水準ということですよ。今後ともいろいろ御指導いただいて、お教えをいただければというふうに思い

ます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 ありがとうございます。

別に当局の給料を最低賃金にしろという話ではございませんので、誤解のなきように、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

あとそれから、やはり一番大事なことは、高卒の求職希望者が二百何人という、先ほど答弁いただきました。非常に残念だなど、しようがないのかなという面と残念だなど。

自分たち50年前のことを考えれば、とても家から離れて、東京に出て大学に行って、下宿してなんていうことは考えられない。親が出せる金がなかった。だから、自分はせめて、地元で働くんだったら、その中で好きなところに、好きな分野に行きたいなど。それで就職する。4チャンネルのスピーカー付きのステレオが欲しいとか、某〇マークのスキー板が欲しいとか、車が欲しいな、そういう目的を持っていた青春だったと思います。その中で、やはり一つずつ、そういうふうな自分の欲しいものを手に入れるために一生懸命に努力したんだな、そんな時代だったなというふうに思っております。

今やはり、そういうふうな自分の目標を持つ人たちがだんだん高齢化している、私たちの頃は、15歳、16歳からそういうふうな目標を持ち始めた。だけれども今は、進学して、大学出て、それから、じゃ何しようかな、そうなっているような状況も一部見られるのかなと。

ちょっとお願いなんです、これも要望なんです、前回の一般質問のときも、置賜に専門学校とか農学校の話しましたが、そういうふうな専門技術を身につける場所というものをもっともっと増やして行って、置賜で育てて置賜で就職する。東京に行ったことがなければよきは分からないわけですから、なるだけ行かないように地元で就職できるように、そういうふうな場所を準備してあげることも大切なのではな

いかというふうに思いますが、いかがでしょうか、市長。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 報道によりますと、今般、飯豊町さんに学校ができるとか、あるいは米沢市は学生のまちとして、従来から多くの理系の学生さんが特に多いということは、うらやましいなというふうに思っているところです。南陽市でもそういうふうに、高等教育が受けられる施設があればということは、私もあればいいなというふうに強く思っています。

一方で、今議員がおっしゃった、東京を知らなければ行きたくはならないということに関しては、残ってほしい気持ちは私もあるんですけども、ただ、やっぱり外に出てこそ、ふるさとのよさを初めて知るといふこともありますし、視野が広がるということもありますので、今の世の中でいうと、どっちかという、一旦出られるけれども戻ってくるほうを強く誘導したほうがいいのかという思いもあります。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 分かりました。

私には戻すという、誘導するという力もなければ、考え方も湧いておりませんので、そこは当局のほうにお任せしたいと思います。ぜひそういう結果を残していただきたいというふうに思います。

それから、(3)の体験型観光の充実というふうなところに入りたいと思います。

周遊型及び滞在型の観光サービスというのは本当に大事なだろうと、私も同感です。この中で一つ、まず施設の再利用というふうなことで、私、ちょこっただけ書きましたが、これは提案の一つは、シェルターなんよう文化会館の大ホールをもっと多くの市外の方々に利用していただいたらいいのではないかと。その中で、一番やっぱり有効なのは合宿だろうなど。

こけら落とししたのはどこでしたっけ。宝塚でなくて合宿したの、赤湯に。

(「ブラスト！」の声あり)

○島津善衛門議員 ブラスト！さんみたく、やっぱり連泊して、1週間なり10日なり合宿するというふうなことだと、あそこに泊まったことあるな、あそこで練習したことあるなというふうな記憶に残るんだと思いますね。

だから、東北のみならず関東辺りまで声をかければ、この立派なシェルターなんようホールで、私たち1週間練習してきたのよ、合宿してきたのよというふうなことになれば、その方々が将来、もう一度南陽市に行ってみたいなど、あのシェルターどうなっているかもう一回見てみたいなど、そういうふうになるのではないかと。そうするためにも、シェルターの活用は大事なんだろうと。

そんなときに、私、前にも一般質問で申し上げましたが、南陽市の今の旅館体系からするとなかなか大変だと。1週間、10日も泊まるということは。そうすると、ちょっと思ったんですが、旧小滝小学校辺りは廃校になっていますよね。これ、教育委員会は離れていますよね。休校終わったよね、廃校だよ。

だとすれば、やはりこういう施設を、ちょっとそういうふうな低料金で宿泊できるような施設に一部改修して、地元小滝地区のお母さん、お父さんからお手伝いをいただいて、地元のものを食べて、地元の人と交流しながら、時には赤湯で楽しみながら、ぜひ思い出をつくっていただいて、将来再度赤湯温泉に来てくれるような人づくり、利活用の仕方というのが欲しいと思うのですが、旧小滝小学校の管理と今後の活用はどなたの担当になっていますか、ちょっと計画あれば、教えていただきたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

鈴木管理課長。

○管理課長 それでは、お答え申し上げます。

小滝小学校につきましては、議員おっしゃるとおり廃校になっておりますが、実は国の補助金を使って建てた学校でありまして、昭和63年に建てたわけですけれども、鉄筋コンクリートの建物ですので、処分制限期間というのが60年ございます。ですので、まだ処分制限期間内ということで、当然ほかのものに転用するということになれば、文部科学省の承認を得るという手順がまず一つ必要になるということになっております。

ちなみに、小滝小学校につきましては、廃校の際に、地区の方々を構成員とする利活用の検討委員会というものもつくっております。その中で、ちょうど小滝小が荻小に統合になったのが平成25年度からなんですけれども、平成25年、平成26年と豪雨災害がございまして、そちらの経験をしたことから、平成27年に実際には利活用検討委員会を具体的に始めたわけですが、小滝小の避難所としての機能については、これは欠かすことは絶対にできないだろうということで話がまとまったような経過もあるようでございます。

さらに、教育の資料などを収蔵する施設として使ってはどうかというふうなことで方針が出ておりますので、現在は避難所と、あとは教育資料を収蔵する施設として使っていこうというふうな方針になってございます。

以上でございます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 詳細ありがとうございます。

ぜひ、その利活用の中に合宿受入れというふうな項目を入れていただいて、北部バスを利用してシェルターまで来ていただいて、地元の方との交流をすとか、そういうふうな形をぜひ進めていただければ大変幸いです。要望させていただきたいと思っております。

それから、もう一つ、赤湯温泉の温泉について、泉質について、ちょっとお尋ねしたいと思

います。

先日私、温泉利用の注意という、浴用ということで、平成27年2月14日の温泉効能表をもらいました。源泉地名、赤湯温泉で、使用源泉名、森の山源泉、森の山2号源泉というもので、含有成分表とともに、適応症及び禁忌症というふうなことで、適応症の中にストレスによる諸症状（睡眠障害、鬱状態など）と記入されていました。それから、泉質別適応症の中に、鬱状態というふうな表記がされております。これ、ほかの日帰り温泉その他のところに行って、成分表とか、こういう適応症、禁忌症というのを見ますが、ストレスによる諸症状、鬱状態等の表記はあまり見たことがないのですが、日本環境科学株式会社の登録分析機関というふうにあるんですが、医学的に信頼できるものなのでしょうか、どうでしょうか。

まず最初、そこからお尋ねしたいのですが、担当課長、お願いいたします。これは財産区だから財政課長か、お願いします。

○議長 答弁をお願いします。

高橋財政課長。

○財政課長 それでは、お答え申し上げます。

こちらの分析書に書いております適応症でございますが、一般的に温泉のほうに入浴されますと、血流がよくなったりというようなことで、そういった、一般的に温泉を利用したときに感じられるリラックス効果などが書いてあるということで、具体的に直接温泉が内部まで浸透する形ではありませんので、こちらについては医学的にも、また薬事法的にも、効きますという形では表現はちょっとできないというふうになっています。

ただ、肌に触れる部分、こちらにつきましては、温泉に含有されている成分が直接肌に触れますので、こちらについては積極的にといえますか、こちらはPRしていくことができるのかなというふうに考えております。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 これがよそさんに大きくPRできるものであれば、すごい連泊効果ができる滞在型の効果があるんだろうなど。都会でちょっと疲れた人なんかには、心も体も癒やせませすというキャッチフレーズで、非常にいいPRになるのかなと思った次第です。

先ほど答弁の中で、市長のほうから、パラグライダーとか雲海という話が出ましたが、これはPRの中心に入れちゃうと、気象条件でできないわけで、見られないわけですね。これは非常にPR材料としては弱い、むしろマイナス材料になってしまう場合がある。

ところが、これが本当ならば、絶対間違いなわけですから。ぜひその辺の医学的にどうなのかなというところも含めて、こういうものがPRできれば、日本三大美人の湯とか、岩盤浴でがんに負けないとか、そういう温泉並みの赤湯温泉のPRができるのでないかと思しますので、ぜひもう少し有効活用できる方法を探っていたきたいと思います。

教育長には、学力テストの件、当初質問しましたが、結果が出てからもう少し詳しく質問させていただきたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長 以上で、4番島津善衛門議員の一般質問は終了いたしました。御苦勞さまでした。

ただいま一般質問中ではありますが、本日はこれまでとし、日程に従い、月曜日に引き続き行いたいと思ひます。

~~~~~

散 会

○議長 本日は、これにて散会といたします。  
御一同様、御起立願ひます。

傍聴席の方も願ひいたします。  
御苦勞さまでした。

午後 2時52分 散 会

令和4年9月15日（木曜日）

本 会 議

令和4年9月15日（木）午前10時00分開議



**議事日程第3号**

令和4年9月15日（木）午前10時開議

議会報告 議会運営委員長報告

日程第 1 議案の訂正について  
議第35号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第6号）

日程第 2 一般質問

散 会

---

**本日の会議に付した事件**

議事日程第3号に同じ

---

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（17名）

|      |           |    |      |           |    |
|------|-----------|----|------|-----------|----|
| 1 番  | 伊 藤 英 司   | 議員 | 2 番  | 佐 藤 憲 一   | 議員 |
| 3 番  | 山 口 裕 昭   | 議員 | 4 番  | 島 津 善 衛 門 | 議員 |
| 5 番  | 高 岡 亮 一   | 議員 | 6 番  | 高 橋 一 郎   | 議員 |
| 7 番  | 舩 山 利 美   | 議員 | 8 番  | 山 口 正 雄   | 議員 |
| 9 番  | 片 平 志 朗   | 議員 | 10 番 | 梅 川 信 治   | 議員 |
| 11 番 | 川 合 猛     | 議員 | 12 番 | 高 橋 弘     | 議員 |
| 13 番 | 板 垣 致 江 子 | 議員 | 14 番 | 高 橋 篤     | 議員 |
| 15 番 | 遠 藤 榮 吉   | 議員 | 16 番 | 佐 藤 明     | 議員 |
| 17 番 | 殿 岡 和 郎   | 議員 |      |           |    |

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

|      |                 |       |                |
|------|-----------------|-------|----------------|
| 白岩孝夫 | 市長              | 大沼豊広  | 副市長            |
| 穀野純子 | 総務課長            | 嶋貫憲仁  | みらい戦略課長        |
| 佐野毅  | 情報デジタル<br>推進主幹  | 高橋直昭  | 財政課長           |
| 矢澤文明 | 税務課長            | 高野祐次  | 総合防災課長         |
| 竹田啓子 | 市民課長            | 尾形久代  | 福祉課長           |
| 大沼清隆 | すこやか子育て<br>課長   | 嶋貫幹子  | ワクチン接種<br>対策主幹 |
| 島貫正行 | 農林課長            | 寒河江英明 | 農村森林整備主幹       |
| 長沢俊博 | 商工観光課長          | 川合俊一  | 建設課長           |
| 佐藤和宏 | 上下水道課長          | 大室拓   | 会計管理者          |
| 長濱洋美 | 教育長             | 鈴木博明  | 管理課長           |
| 佐野浩士 | 学校教育課長          | 山口広昭  | 社会教育課長         |
| 土屋雄治 | 選挙管理委員会<br>事務局長 | 青木勲   | 代表監査委員         |
| 細川英二 | 監査委員事務局長        | 安部浩二  | 農業委員会<br>事務局長  |

事務局職員出席者

|       |      |      |      |
|-------|------|------|------|
| 安部真由美 | 事務局長 | 太田徹  | 局長補佐 |
| 江口美和  | 庶務係長 | 丸川勝久 | 書記   |

~~~~~

開 議

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いします。

おはようございます。

御着席願います。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は全員であります。よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第3号によって進めます。

~~~~~

**議会報告 議会運営委員長報告**

○議長 ここでは、本日の会議の運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 山口正雄議員。

〔議会運営委員長 山口正雄議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

私から、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日の議会運営について、9月9日に、当局より大沼副市長、財政課長、商工観光課長及び総務課長補佐の出席を求め、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

初めに、本日の会議の日程であります。御手元に配付してあります議事日程第3号により行うことといたしました。

次に、議案の訂正についてであります。訂正理由の説明を求め、質疑、承認の順で行うことといたしました。

なお、その後、引き続き一般質問の2日目を行うことといたしました。

以上、本定例会の本日の運営につきまして、

議会運営委員会において協議、決定いたしましたので、議員各位の御賛同と御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

~~~~~

日程第1 議案の訂正について

○議長 日程第1 議案の訂正についてを議題といたします。

この際、市長に対し、議第35号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第6号）の訂正理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

冒頭、このたび家族の新型コロナウイルス感染症の感染確認から濃厚接触者となり、そしてその後、私自身が感染が確認されまして、議員各位におかれましては、議会日程に影響を及ぼしてしまい、様々に御迷惑、御心配をおかけしましたことをおわび申し上げます。

また、この間、温かい励ましやお見舞いの言葉を頂戴しまして、大変ありがたく感謝を申し上げます。

今後、この療養期間に、やや体力が落ちたかなという実感はございますけれども、徐々に体を慣らしながら市政運営に邁進してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会におきまして御提案いたしました議第35号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第6号）における7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、節説明欄2番、商工総務一般事務費商店街販売促進支援事業費補助金につきまして、令和3年度に実施された同事業の事業効果の検証が済んでいないことから、今議会に提案することは時期尚早と判断したため、この予算を削除いたしたく、南陽市議会会議規

則第19条の規定により議案の訂正をいたすものでございます。

以上、議案の訂正につきまして説明を申し上げましたが、御審議の上、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第35号の議案の訂正については、これを承認することに御異議ございませんか。

5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 あれこれ申し上げません。承認し難いという意味だけ表明させていただきます。

○議長 ここで、議第35号の議案の訂正に対し、5番高岡亮一議員より反対の意思表示がありましたので、採決を行います。

お諮りいたします。議第35号の議案の訂正についての採決は起立採決により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

議第35号の議案の訂正について、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 御着席ください。

起立多数であります。よって、議第35号の議案の訂正は承認いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は予鈴をもってお知らせいたします。

午前10時05分 休 憩

午前10時07分 再 開

○議長 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

## 日程第2 一般質問

○議長 日程第2 一般質問であります。  
9月2日に引き続き一般質問を行います。

### 高岡亮一議員質問

○議長 最初に、5番高岡亮一議員。

[5番 高岡亮一議員 登壇]

○高岡亮一議員 おはようございます。

市長も無事帰ってこられまして、貴重な体験をしてこられたと思います。そうした体験も踏まえまして、これから御答弁いただきたいと思っています。

コロナ騒ぎが始まった頃は、その実態がつかめず、恐怖感のみが先立って、最悪の事態を想定した対策が講じられてきました。それから2年半、今ではごく身近なところでコロナ感染が珍しいことではなくなり、コロナの実態について、想像ではなく、実際の体験を通して考えられるようになっていきます。

そこで、いち早くこの異常な状態を正常な世の中に戻すためにどうするかを改めて冷静になって考えてみたい。その観点から質問したいと思います。

8月31日、一般公演に先立って、「流れる雲よ」、その通し稽古を見ることができました。その感想から始めたいと思います。

舞台は、もう広島に原爆が投下され、終戦はもう時間の問題になっている状況下という設定でした。そうした時期に、自ら命をなげうつ覚悟を決めている若き特攻隊員たち、そこに未来からのラジオ放送が流れてきて、現代の日本がオーバーラップするという設定のドラマです。あの状況下で、特攻隊員の死に意味があるのかどうかという深刻な問いが投げかけられます。

答えはこうでした。「もし仮に未来の電波の

話が本当で、我が日本が戦争に負けたらどうする。俺たちがやっていることは無駄だと思えるか。俺たちの死は無駄死にだと思えるか。負けることが分かり、全て無駄だと悟って命をかけていくのをみんながやめたら、そうしたら誰が守る。この国は一体誰が守るんだ」、そういう特攻隊員のせりふがありました。つまり、戦後日本の平和と繁栄は、そうやって散っていった若い命のおかげなんだということです。

戦死者への鎮魂歌とも思える「海ゆかば」の荘重なメロディーで幕は下りました。確かに感動的なフィナーレでした。しかし、そこで分かったような気持ちになって、考えることをやめてはならないと思いました。

2年前、山交バスの社長も務められた天童市の佐藤宏一さんという方が、日本軍兵士として何名の方が命を落としたかを徹底的に調べ上げた本を「戦死者日暦」という題で出版されました。それによると、特別攻撃隊の戦死者は人間魚雷も含めて5,593名、さらに愕然とさせられたのが、支那や南方に攻め込んだ兵士に対して、現地自給自足と称して食料補給を怠り、そのために腹が減って戦わずに餓死した兵士の数は、何と140万名に及ぶと考えられるということです。

「軍人勅諭」には「死は鴻毛よりも軽し」とありました。兵士はそれを暗唱させられ、命を惜しむことなく死んでいくことが当然とされていたんです。「流れる雲よ」でも登場していた背広姿の上官、その命令一下、若い命は事もなく消費されていったのです。

厚生省援護局の統計によると、昭和12年の日中戦争から戦後のシベリア抑留による死者まで、日本軍兵士として亡くなった人は310万人に上ります。

さらに、この本の最後に注目すべき記述がありました。実際の戦闘でなくなった日本軍兵士と対戦した敵国の戦死者を比較した「戦死者対

戦国比較統計」があり、それによると、敵側の戦死者が23万9,325名なのに対して、日本人戦死者はその4倍の102万5,041名です。武器弾薬の不足を日本兵士の肉弾で補った結果の数字です。その現実をしっかりと見詰めなければなりません。

なぜそんなばかげた戦争に国を挙げて突っ込んでいってしまったのか。あの戦死者たちのおかげで今がある、そんな言葉にごまかされて、考えることをやめてはならない、つくづくそう思っているところです。

私は終戦の2年後に生まれました。もうあんなばかげた時代を繰り返してはならない、我々はそういう教育を受けてきたつもりでした。しかし、このコロナ騒ぎが始まって、我々の受けてきた教育がいかにもいい加減なものであったかを痛感させられることになりました。

日本人は、あれだけの大変な時代をくぐり抜けてきたにもかかわらず、いとも簡単に異常な状態を受け入れてしまうことにおいて、全く変わっていません。悪いことに、異常さを進んで受け入れる人ほど高い評価が下される。幅を利かせる。異常さを受け入れないと、変わり者扱いされ、のけものにされかねない。かつて、戦争に反対すれば非国民とされるような世の中が再びめぐってきたように思われてきました。

「流れる雲よ」でいえば、「負けることが分かり、全て無駄だと悟って命をかけていくのをみんながやめたら、そうしたら誰が守る。この国は一体誰が守るんだ」、その言葉が強制力となって、若い命を散らせていったのです。

ワクチン接種に言われたことと似ています。ワクチンをきちんと接種しているということで、自分は周囲のことを思っているんだと大きな顔ができる。逆に、打たないことを選択した人に対しては、身勝手なやつとして非難したくなる心理とつながるように思えるのです。

コロナ騒ぎが始まって2年半、毎日発表される数字を見る限り、終息に向かっているとは言いがたいが、一人一人の思いとしては、もういい加減にしてほしいというのが正直なところですが、80年前の戦争中と変わらないような異常な状態がまだ続いています。

マスクなどは、まさにその最たるものです。大した意味もないことを知りながら、周りをおもんぼかって、外すに外せない日常が当たり前になっている。こんな状態の中で育つ子供たちはどうなるかを思うと、暗たんたる気持ちになります。

山形県が昨日から全数把握見直しに踏み切りました。行政は進んで正常化を目指すべきときに至っているのではないかと。

その観点から、幾つか質問します。

(1) 南陽市におけるこれまでのコロナ発症者数、重症化数、死亡者数の数は。陽性者と発症者とは別であることを踏まえてお答えください。

(2) ワクチン接種者とワクチン未接種者の陽性率、発症率、重症化率、死亡率は。

(3) 市で把握しているワクチン接種による副反応についてお答えください。

(4) 南陽市におけるインフルエンザ感染状況をコロナ以前とコロナ以後、2018年以降2022年まで、についてお答えください。

(5) 国や県はワクチン接種推進に積極的に見えるが、市に対して具体的にどのような働きかけがあるのかお答えください。

(6) 教育現場におけるマスク着用の現状は。そしてその評価は。また、マスク着用の根拠をどこに置いて指導しているかについてお答えください。

(7) 南陽市経済に及ぼしたコロナの影響について、具体的な数値把握があれば、今後の見通しとともに示していただきたい。

以上、壇上からの質問といたします。よろし

く御答弁のほど、お願い申し上げます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 5番高岡亮一議員の御質問にお答え申し上げます。

なお、マスクについての御質問につきましては、教育長より答弁いたさせますので、御了承願います。

初めに、コロナについての御質問の1点目、南陽市におけるこれまでのコロナ発症者数、重症化数、死亡者数についてでございますが、市では陽性者数のみ把握しております。8月29日時点での南陽市の陽性者数は、累計で1,996人でございます。

次に、2点目、ワクチン接種者とワクチン未接種者の陽性率、発症率、重症化率、死亡率についての御質問でございますが、1点目と同じく、市の数字は陽性者数のみで、その他については持ち合わせておりませんので、御理解賜りますようお願いいたします。

参考までに、8月29日現在での山形県の累計感染者数は7万9,291人、重症者数996人、死亡者数は149人となっておりますが、率で公表されているものはございません。

次に、3点目、副反応についての御質問でございますが、副反応疑いの報告は、接種実施医療機関において直接国に行うものであり、本市で所管する集団接種で副反応疑いに該当する事例はございませんが、報道等によく言われております発熱や接種部分の痛みなどの副反応があったことはお聞きしております。

また、緊張などから、集団接種会場内で御気分が悪くなられ、救護室を利用された方は50人いらっしゃいましたが、短時間で回復されております。

次に、4点目、コロナ以前とコロナ以後の南陽市におけるインフルエンザ流行状況について

の御質問でございますが、インフルエンザの発生状況につきましては、指定された特定の医療機関において定期的に報告を行う定点把握の方法が取られており、市町村ごとの発生数は統計上、把握されておられません。

なお、参考までに、おおむね暦年で管理されております定点把握による置賜保健所管内の過去5年間の状況を申し上げますと、コロナ以前の暦年の累計値は、平成29年が3,177人、平成30年が4,538人、令和元年が4,629人、コロナ以後では、令和2年が1,003人、令和3年が63人となっております。

次に、5点目、国や県からのワクチン接種についての働きかけについての御質問でございますが、予防接種法附則第7条第1項に、「厚生労働大臣は新型コロナウイルス感染症を指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。」と規定されております。これを受けて、令和3年2月16日付で厚生労働大臣より、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施の指示が市町村に対し発せられております。

このような法的根拠を背景とし、国からは、スムーズな接種の事例の提供や誤接種を防ぐ方法などの指示を通して接種促進の働きかけが行われてきております。また、最近では、感染拡大状況に鑑み、若者の3回目接種を促す広報についての協力依頼があり、対応を図っているところでございます。

次に、南陽市経済についての御質問の1点目、コロナ禍が南陽市経済に及ぼした影響の具体的な数値での把握についてでございますが、国の統計調査で、製造品出荷額等や事業所数といった経済活動に係る数値を調査しておりますが、令

和2年度以降の数値はまだ公表されておられませんので、南陽市経済に及ぼした影響についての具体的な数値は把握できておりません。

なお、市は独自で四半期ごとに、市内企業100社を対象に景況感を調査する企業動向調査を実施しております。企業動向調査の7月調査時の「新型コロナウイルス及びウクライナ情勢について、企業活動にどのようなマイナス影響があるか」との設問に対し、約7割の事業者が「資材価格の高騰または燃料費の高騰」との回答がありました。

また、同調査の前年7月と比較した景況感を示すBSI値は、売上高はプラスですが収益はマイナスとなっており、特に製造業においては、売上高はプラスマイナスゼロですが、収益は大幅にマイナスとなっており、資材価格等の高騰を価格に転嫁できていない状況があると認識しております。

次に、2点目、今後の見通しについての御質問でございますが、コロナ禍、ウクライナ情勢の長期化は市民生活、企業活動に大きな影響を及ぼしており、さらに深刻化が懸念される現状であると認識しております。

なお、経済対策において、市町村が担うことができない大きな課題については、国、県の主導の下、必要とされる分野に必要とされる対策を実施されることが重要であり、市としましては、国、県の状況を注視しつつ、タイムリーに適切な対策を実施してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長 答弁を求めます。

長濱教育長。

○教育長 5番高岡亮一議員の御質問の2点目、教育現場におけるマスクの着用についてお答え申し上げます。

まず、マスク着用の現状と評価についてでございますが、現在、熱中症が心配される状況な

どに十分注意した上で、場面に応じてマスクを正しく着用するよう指導しております。特に、熱中症のリスクが高い体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時は熱中症対策を優先し、マスクを外すよう具体的に指導しております。

なお、マスクを外す場合は、会話を避けたり、極力身体的距離を確保したりするなど、感染防止対策を徹底しております。

なお、身体的な理由等によりマスク着用が困難な児童生徒は、マスク着用以外の方法で予防対策を講じるなどの配慮をしております。

学校で生活を共にしている児童生徒及び教職員には、趣旨を理解して取り組んでいただいております。保護者や地域の皆様、来校される方々にも御理解と御協力をいただいているところでございます。

次に、マスク着用の根拠についてでございますが、文部科学省が示している「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」及び「マスクの着用に関するリーフレット」に基づき、厚生労働省や県教育委員会、置賜保健所等の指導内容とともに各学校に示しております。

次に、今後のマスク着用についてでございますが、教育現場において、児童生徒の生命、健康を守ることは最も大切に考えております。今後も国、県の指導に基づき、適切に基本的な感染防止対策を徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 御答弁ありがとうございます。

私、この一般質問を通告した後、市長御自身が濃厚接触者になられた後、その後、御自身もコロナに感染されたと。今までいろいろ、コロナは怖いといろんな形で言われてきて、そして、

最悪の事態を想定しながら、当然のことですけれども、これは国をはじめ市も、その対策に一生懸命これまで考えてきたわけですけれども、実際に、当初のコロナとはまたいろいろ変わってもきたわけですけれども、市長自身が体験なされたコロナ体験というか、それについてできるだけ具体的なところをお聞かせいただきたい。それが一つ、これからの我々にとっても参考になりますし、これから考える上で非常に、そこを一つの土台にしていくべきではないか。頭の中であれこれ考える以前に、まず体験としての市長の御体験をできるだけ詳しくお聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 できるだけ具体的に申し上げます。

最初、家族に症状が出まして、学校を休ませまして、そして、PCR検査を受けましたところ陽性となりまして、その時点では私自身には何の症状もなかったわけですが、たしかその二、三日後から、頭が痛い、あるいは喉が痛い、たんが出る、ちょっとだるさがある、倦怠感があるといった症状が、そんなに強くない状況で発生しました。

次の日なんですけど、その次の日には38度5分の発熱がありまして、PCR検査を受けて陽性が確認されたということです。その発熱は翌日には7度台に鎮静化しまして、その後の症状としましては、やはり一番続いたのは喉の痛み、それから倦怠感などがあります。

そのほかには、例えば鼻水などもありましたし、それから関節痛もありました。発熱した夜には、通常よりも強く頭痛が感じられたことから、アセトアミノフェンを含む解熱鎮痛剤を服用しまして、服用しましたところ、1時間くらいで効果を実感できる、頭痛の治まりを体感いたしました。そして、その日の夜は寝ることができたという状況です。

一般的には、喉の痛みで水も飲めなくて、一晩寝ることができなかったというような報道もよく聞きますが、私や私の家族においては、そこまでひどい症状が表れた者はおりませんでした。総じて、インフルエンザくらいの症状だったというふうに思っています。

そして、この間、市で使用しております医療用抗原検査キットで、隔日くらいで、1日置きくらいで、検査結果がどういうふうに出るかというのを確認しまして、それを今朝SNSでも掲示したところでありましたけれども、一番陽性の線が濃く出たのは4日目でありました。4日目、6日目くらいが一番線が強く出て、8日目には薄くなりかけて、はっきり薄くなったなと思われたのは、8日目、9日目、10日目は3日間連続して検査しましたので、9日目には非常に薄くなりました。10日目であります。昨日、線が全く出ない陰性の状態になったところ。しっかりと抗原検査キットは機能するんだなというのを身をもって確認しました。

今回の件を土台にという議員の御意見でありますけれども、私は非常に運がよかったなど、こういうふうに思っております。これは確率の問題で、一定の割合の方が中等症あるいは重症化するというふうな、日本においても世界各国においてもデータが出ているものというふうに認識しています。そうした意味では、私自身が、保健所の聞き取りによると、50歳以上の人はみなし陽性じゃなくてPCR誘導しますねという言い方をされたんですね。ですので、その後の病状の変化には、よく確認をすべき区分に入るのかなというふうに思ったところです。

そうした意味でも、重症化せずに済んだことは不幸中の幸いだというふうに思っていますが、中にはやはり重症化する人も、先ほど申し上げましたとおりいらっしゃるし、死亡される方も、残念ながら一定の割合でいらっしゃる。日本においては、既に4万人を超える方が報告

されておりますし、全世界では600万人を超える方が報告されています。

そうした意味でも、やはり割合にこだわらず、必要な注意というのは今後も行っていくべきだというふうに考えております。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 ありがとうございます。貴重な体験聞かせていただきました。

それで、総じて言えることは、今、オミクロンに変わったということもあるんですけども、当初考えていた新型コロナの恐ろしさよりも、今市長が言われましたように、インフルエンザ程度と。それが、我々の周りから聞こえてくる話を聞きましても、そういったことになっているのではないかと。

私、ちょうど1年前、2類から5類にしたほうがいいのではないかとというようなことを言ったんですけども、なかなかそれ、聞いては、理解していただけなかったんですけども、今もうそういった見直しの声が出ている、また、県のほうでも全数把握見直しというようなことも出ている。

今、市長言われたように、確率的に、中には重症化する人もいるということですけども、たしか名古屋市、愛知県の調査だったと思えますけれども、400人だかの死亡者、これ第7波での400人ぐらいの死亡者のうち、本当に純粋にコロナで肺炎になって、そして死亡した例がゼロだったという。それで、県のほうとして、国のほうに改めてコロナ死の判断の見直し、今、これ本当かどうかはあれなんですけれども、そうなっているというんですからあれなんですけれども、交通事故で死んでもコロナの陽性判断が出ればコロナ死にカウントされると。厚生労働省の通達ではそういうふうになっているというので、確かにそういった通達もあるわけなので、そういったふうなことを改めて見直して、コロナに対して、当初の恐ろしい、恐ろしいと

いうんじゃないくて、正常な判断に立った、これからの対処の仕方というものを考えていくべきなんではないかと、そういったふうに思うわけですけれども、その辺に関して、市長自身、これから行政として、こういったふうな見直しの仕方が必要と考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

○市長 総合的なコロナ対策の見直しについては、市町村レベルで判断するものではないことを前提にお話を申し上げます。

議員がおっしゃっている正常な判断というのは、バランス感覚のことなんだろうというふうに思っています。どれだけリスクを見積もって、どれだけ正常というか、通常の社会経済活動を行えるのか。そこにはどのくらいの犠牲が見込まれるのか。どれを取ってどれをやめるかというバランス感覚の問題だと思うんですが、私が今回体験したのは、個人的にはインフルエンザ並みの症状だったというふうに思いますが、一方で、やはり重症化している方がいることも事実であり、インフルエンザよりは重症化率も死亡率も高いというふうに認識しています。

そうした意味では、弱毒化は確かに、世界的にもそういった認識が広まっているものの、例えば風邪と同じだとかインフルエンザよりも弱いといった言説には賛同しかねるなというのが私の感覚であります。その上で、今回南陽市においても、様々なお祭りやイベントが行われましたが、状況に応じて対応を変えていくということは、当然やるべきだというふうに思っています。

議員と同じく、できるだけコロナ禍前の日常を取り戻したいということについては、公約にも入れさせていただきました。どこまで何をやって、何をやらないかというところについては、様々な考えがあると思いますけれども、その中でもやれることを工夫してやっていくという姿

勢は常に必要なものだと考えております。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 一般論としてお聞きしたわけですけれども、市長自身、そういったお考えをお持ちだと。

そうした中で、具体的に何が問題かというところ、ワクチンの問題になるわけですね。山形県の5歳から11歳までのワクチン接種率が全国で第2位と。第1位が秋田県、山形県が第2位です。大阪府に比べると。山形県が44%ですね。秋田がちょっと多いんですけども。一番少ないところが大阪府で7%、6分の1の開きがあるわけですね。

それで、南陽市といえば、これを高く評価すれば高く評価される、52%だったですかね、最新の9月のデータで54%で、全国2位の山形県の平均に比べても、10ポイントも南陽市は進んでいる。

私の話ばかり言うと、私自身の無力さを、これだけ言ってもこういう数字なんだなということ、私自身の無力さを痛感しているわけですけれども、このワクチン、どれだけ費用がかかっているかということ、1人当たり4,770円だそうですね、1回打つ。ワクチンそのものの値段が2,700円かな、それで、医者に支払う費用が2,000何ぼで4,770円。それが、これまで3億200回接種、延べでなっているそうですね。計算すると14兆円になるかな。桁を間違えてなければそのくらいの数字。しかも、国では8億からのワクチンを買っているの、何とかそれを消化しなければならないということ、国のほうは一生懸命になっているようなんですけれども。

一方で、私、これまで何回も言い続けてきましたように、ワクチン接種そのものの副反応、それに対する危険というのが非常に心配されるわけ。ワクチン接種による死亡者、9月2日現在の厚労省発表で、コロナワクチン接種後の状況ということで、死亡者が1,835人、重篤者、

男性が8,262人、女性1万5,281人、重篤者の合計が2万3,879人になっている。南陽市のほうの副反応の把握は非常におぼつかない。今、具体的な数字では、その場で倒れた人が50人という、これ自体が大変なことだと思うんですけども、その程度の把握にしかになっていない、非常におぼつかない。

これ、本当に本気になって、ワクチンの副反応という、いろんなうわさは、あの人もワクチン打った後おかしくなったぞという話は聞くわけですけども、その辺を市として、きちんと把握しようとする気はないかどうか。それ、市長としてお考えをお尋ねしたい。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 先ほど壇上でも申し上げましたように、ワクチン接種につきましては、市で把握できる状況ではないということでございます。これ、個人情報でもありますし、接種実施医療機関において直接国に行くと、市を介在しない仕組みになっておりますので、市では副反応についてのデータの収集はできないわけでありまして。

副反応の調査の必要性があるかどうかという議員の御主張については、副反応によってワクチンを、我が国の国民あるいは世界の皆さんが、打つことよりも打たないことのほうがメリットが多ければ、当然そういうふうに打たない方向にいきますし、打つことのメリットのほうが打つことのデメリットよりも大きいと考えられているので、世界中でワクチン接種が進んでいるものというふうに思っています、私もそのように考えているところでございます。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 先ほど市長が言われましたバランス感覚、そのことで、やっぱり市長自身がコロナを体験なさった、そういったことも踏まえて、バランス感覚として、ワクチンの副反応が現実、厚生労働省の発表だけでもこれだけ

の人が亡くなっている、これだけの重篤者が出ているという現状の中であって、大阪府の泉大津市の市長さんなんかは、5歳から12歳に対しては本当に、本当の希望者、市のほうからの働きかけは一切やらないで、そして、本当に希望者だけに打ってもらうというような方策を取って、それが大阪府全体の山形県に比べて6分の1という数字にもなっていると思うんですけども、そういった方向性を、山形県がいち早く全数把握見直しに踏み切ったような形で、南陽市の姿勢としても、そういった姿勢を取ることにはできないのかどうか。それをお聞きしたい。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 泉大津市における市長のお考えなどは、私もホームページでも拝見しておりますし、動画も確認させていただいております。そうした中で、かの地におきましては、ワクチンを打つデメリットのほうがメリットよりも大きいと、そのデメリットが深刻だというふうに考えられて、そのようにされていると思っております。

一方、私の考えとしましては、ワクチンを接種するメリットのほうがデメリットよりも、市民全体にとって利益が大きいというふうに考えておりますので、御指摘のあったような対応を取るつもりはございません。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 ワクチンを打つことのメリット、デメリット、市長自身、当然ワクチンを3回打たれた上で、コロナにかかられたということもあるわけですし、その辺やっぱりバランス感覚を持って、これから考えていただきたいということを、私からの問題提起として、要望として出しておきたいと思っております。

続いて、マスクの問題、教育委員会のほうにお尋ねしたいと思います。

マスクの現実、起きている問題として、どのような問題として認識しておられるか、学校教



育課長、何か現場の声等、把握しているところがありましたらお聞かせください。

○議長 佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

感染症対策としてマスクの徹底につきましては、今現在、感染症対策の徹底と学びの継続を両立させるということを基本的に取り組んでいるところでございます。

マスクを着用することにおける課題点という御質問であったと思いますが、先ほど教育長答弁にもあったとおり、夏場の熱中症対策について、熱気が籠もってしまうなんていうことから、健康被害にならないような取組を継続するというのは、なかなか難しいところだったなというふうに捉えています。

また、これは、マスクを着用することで児童生徒の表情がなかなか見えづらい状況にあるということについては、各学校からお話聞いているところでございますが、それも踏まえて、教職員にはコミュニケーションを取るようということ指導しているところでございます。

以上でございます。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 今、課長が言われたように、やっぱり表情が見えないという、これ本当に子供たちにとって、どれだけ深刻な問題になるか。こういった中で育った子供たちというのは将来どうなるか。ちっちゃいうちの、いろんな言葉を覚えたり、そうする段階、その辺に関して、教育現場として、かなり深刻な問題として受け止める必要があるのではないかと。

これ、メリット、デメリットを考えたときに、本当にマスクしていることによる発達への影響という、これはただごとでない、私なんか物すごく深刻に思っているわけです。そういったことも踏まえて、その辺に関しての教育現場からの動きがないものかどうか、その辺お聞きし

たいと思います。

○議長 答弁を求めます。

佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

学校といたしましては、学校の実態や発達段階に応じて、それぞれ教育活動が円滑に進むように、またその目的が達成されるように、工夫して取り組んでいるところでございます。

例えば、給食の時間などはマスクを外して、距離を取りながら、黙食を基本としますが、表情が見えるような、おいしいなというようなことが言えるような環境は整えて進めているところでございます。

学習に関しましても、間隔を取る状況があれば、マスクを外してもいいことになっておりますので、そのあたりも踏まえて、様々学校で工夫しながら、今取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 先ほど教育長の答弁では、文科省の基準に従っているということだったですけれども、厚労省のほうでは、かなりマスクに関しては柔軟になってきている。マスクを外せるところではどんどん外せみたいな、そういった方向になって、テレビのコマーシャル等でもそういったことを言い出しているわけで。やっぱり今のこのマスクの状況というのは非常に異常なんだということをも十分現場としても認識して、何とか外せるところではどんどん外して、そしてマスクなんか、バランス感覚からすると、本当にマスクなんかなくても十分だと思わすけれども、私が思うには。一概には、そうばかりもいない状況もあると思います。

それから、今後、マスクが外せない子供、マスクかけていたほうが楽だという、これ我々大人にも言えるわけですがけれども、そういったこ

とで、マスクが習慣になって、それが外せないといった、そういった状況も考えられます。

また、そういったところでのいじめの問題等、いろいろ問題出るとは思いますけれども、このマスクの問題、一つ重要な問題として、子供の発達にとって、今後何とかしていかなければならないということを深刻に受け止めて、教育現場として考えていっていただくよう、強く強く要望しておきたいと思えます。

最後に、経済の問題。もう時間ないですけども。先ほど私、あれこれ、いろいろ言いたいこといっぱいあるけれども、さっきの訂正の話。もう、あえて言いませんでしたが、言うだけ自分自身、開いた口が塞がらない、そういった思いであの修正を聞いたわけですけども、私なりに、今の状況非常に厳しい、特に個人商店、個人自営業者にとって厳しい状況の中で、どういったところに活路を見いだすか。

そうした中で、私は一つ、商店街の在り方というのがこれから非常に重要になるんでないかと、そういったふうな観点からしたときに、今回のあの修正というのはどういうことなんだ、何を考えているんだというふうな、非常にあきれ返って開いた口が塞がらない、言葉も出ないと、そういった気持ちで、先ほど何も申し上げなかったということを最後に申し上げて、私の質問を終わりたいと思えます。

以上です。ありがとうございました。

○議長 以上で、5番高岡亮一議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

午前10時58分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長 再開いたします。

高 橋 一 郎 議 員 質 問

○議長 次に、6番高橋一郎議員。

〔6番 高橋一郎議員 登壇〕

○高橋一郎議員 おはようございます。

6番、真政会、高橋一郎です。

昨日の日本株式市場は、ニューヨーク株式市場の1,276ドル安の暴落を受けて800円近く急落し、ドル円も145円に迫りました。これは、アメリカの物価が市場予想を上回り、インフレ抑制のために利上げ継続する観測が拡大したものです。

日本は円とともに売られています。食料、エネルギー、原材料等の高騰で景気悪化が予想され、物価が上がり賃金が上がらない、悪いインフレの流れが加速しております。内閣支持率も急落し、支持の41%に対して不支持が47%の報道もあり、岸田首相の強みは、支持率は高くなくても不支持率が低かったことですが、いわゆる嫌われるタイプではなかった。ところが、世論調査で「支持しない」が急増しております。一度負のスパイラルに入ると、政権は何をやっても批判されていくというのが今までの経験則です。

また、9月27日に举行される安倍元首相の国葬に対して、世論調査は57%が反対を表明している報道もあります。私も、国葬としての葬儀を行うことには反対し、その撤回を求めています。

参議院選挙投票日2日前の7月8日、安倍元首相が街頭で演説中に凶弾に倒れました。この暴挙は絶対に許されない行為であり、厳正なる裁判を求めます。

岸田首相はその6日後、安倍元首相の国葬を行うと突然発表し、内閣設置法第4条3項33号を基に7月22日の閣議で、全額国費により9月27日、武道館で執り行うことを決定しました。

そもそも、国葬に関する法律は一切存在しません。戦後に一度だけ、1967年、昭和42年10月31日に行われた吉田茂元首相の国葬も、無感動

で大不評だったと言われています。

ノーベル平和賞を受賞した佐藤栄作元首相の葬儀、1975年、昭和50年6月16日の際にも、法的根拠を欠くなどを理由に国葬は見送られ、その後は内閣と自民党の合同葬形式が慣行的に定着してきました。今回も、それだったら何も異議はなく反対もしません。国葬という重大な国家行事を行政の一存で強行し、国会を開かず多額の費用を支出することは、財政民主主義の原則を定めた憲法第83条に違反します。

加えて、都道府県自治体への弔旗掲揚や記帳台設置、黙祷の要請などは、国民への弔意の強要につながり、個人の思想・良心の自由を保障した憲法第19条にも違反します。

安倍元首相が在任した8年8か月、経済政策アベノミクスは、強きを助け弱きをくじいて経済格差を増長させました。そして、特定秘密保護法、共謀罪、安保関連二法などは、国民の反対を押し切って強行採決しました。また、森友学園、加計学園、桜を見る会などに見られる政治の私物化や公文書隠匿・捏造疑惑、それらに関連した国会での度重なる虚偽発言等々、国民の厳しい批判にさらされてきた政治家でもあります。

図らずも、このたびの銃撃事件を機に、安倍氏を中心に自民党をはじめとする政界が、靈感商法等で信者の人生や家族の崩壊をもたらした反社会的集団旧統一教会との根深い関係が暴露されました。

こうした問題が未解決のまま、国葬を強行することには強く反対します。これらの重大な政治課題には蓋をして、安倍氏の行為を全面的に肯定することは、国家として安倍政治を賛美・礼賛することにほかなりません。ひいては、説明が必要とされる重大疑惑や政治課題への自由な言論・批判を封ずることになる、我が国の民主主義の根幹を揺るがす危険性にもつながります。

私は、以上の理由から、今回の国葬決定に反対し、その撤回を強く求め、9月9日に開催しました国葬反対南陽集会の名の下に、内閣府に意見書を提出しました。

それでは、通告していることについて質問しますが、次の点について、市長の考えをお伺いします。

1、非核平和都市宣言に関する事業について。  
昭和63年9月2日、本市議会において議決された「南陽市非核、平和都市宣言」は次のとおりです。「核戦争には勝者も敗者もない。地球上の人類が絶滅の危機にさらされるだけである。私たちは訴える。全世界の人々に「ヒロシマ、ナガサキをくりかえすな」「再び戦争を引き起こすな」「美しい地球を破滅させるな」と。南陽市には、緑豊かな自然がある。いのちを大切にしている心がある。未来を担う子供の声がある。おとしよりの笑顔がある。平和がある。これを戦争で破壊されることは許さない。私たちは、核兵器を「つくり、持たず、持ち込ませず」の非核三原則を完全実施し、この美しい地球上から一切の核兵器廃絶を求め、人類の恒久平和を願い、ここに南陽市非核、平和都市を宣言する。」

明確に核兵器の廃絶を内外に訴える宣言です。ロシアのウクライナ侵攻から半年が経過し、収束が見えないばかりか、核使用も危惧される中、34年前に宣言されたこの内容は、今もって色あせず、とても重大かつ重要です。しかしながら、非核と銘打って8月31日に開催された非核平和の夕べ事業の「流れる雲よ」の演劇は、特攻隊の悲惨さを強調することで平和を考える内容であり、非核平和都市宣言の核廃絶には全く触れていません。核の恐ろしさを体感する内容ではないことは再三指摘してまいりました。

にもかかわらず、実行委員会、そして市長が上演を決定し、市費で小中学生に観劇させたことには理解できません。改めて、市長の考えを

お伺いします。

(1) なぜ「流れる雲よ」なのか。5年前、そもそも誰の提案なのか。

(2) 非核平和の夕べ事業は非核に関する事業ではないのか。

(3) 6月一般質問において、事業内容はまだ決めていないと答弁されたが、小学校の6月作成の学校行事に、8月31日に「流れる雲よ」と記載があった。これは虚偽答弁ではないのですか。

(4) 非核平和都市宣言にのっとり、非核について、例えば反核平和の火りレーなど、青年、児童生徒たちに伝えていく事業等は考えておられますか。

2、旧統一教会に関する事業について。

故安倍元首相が、旧統一教会の友好団体のイベントに、韓鶴子（ハン・ハクチャ）総裁を称えるビデオメッセージを送っていたなど、現内閣や自民党要職、自民党や立憲民主党国会議員まで、反社会的カルト宗教団体との関係が報じられております。

市長にお伺いします。

(1) 市長は旧統一教会及び友好団体との関与はありませんか。

(2) 旧統一教会が関わっているピースロードは、今年7月31日に10人の青年ライダーが山形県内を縦走しましたが、本市の関わりはありませんか。

3、災害対策について。

(1) ため池。今年8月3日から4日にかけて豪雨により、置賜地区、とりわけ小国町、飯豊町、川西町が甚大な被害に見舞われました。心よりお見舞い申し上げるとともに、一刻も早い復旧、復興を願っています。

本市は比較的被害が小さかったことは不幸中の幸いでした。しかし、最近の気候変動で、災害は忘れた頃でなく、毎年やってくるに変わってしまいました。特に今般、改めて強く感じた

ことは、ため池の堤体決壊による水害です。川西町ダリヤ公園の鏡沼の水害は、堤体の真ん中が決壊して、下流の小松地区まで水浸しになる広範囲の災害が発生しました。

南陽市地域防災計画によれば、ダム、ため池の実態調査を関係機関が実施し、老朽化しているため池については、堤体の補強、漏水箇所の修繕、余水吐の改修等を計画的に改修するものとし、下流部に位置する人家への被害を予防するものと規定されています。

河川については、危険水域とかの計測と避難情報はありますが、ため池に関して具体的なものがあるのか。以下の質問をします。

- ①本市の公共ため池数。
- ②点検状況とその頻度。
- ③要整備箇所の把握状況。
- ④避難判断の水位等の監視、警戒。
- ⑤避難警報発令の基準。

以上、壇上からの質問といたします。

市民の立場に立った議論を展開することを御期待申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 6番高橋一郎議員の御質問にお答え申し上げます。

非核平和都市宣言に関する事業についての御質問の1点目、なぜ「流れる雲よ」なのか、誰の提案なのかについてでございますが、演劇「流れる雲よ」については、私から提案し、7月8日に開催した実行委員会にお諮りして決定いただいたものでございます。

現在、ロシアによるウクライナ侵攻から半年がたち、出口の見えない戦争が続いています。加えて、ロシアが核兵器の使用を示唆したことは、国際社会の平和と秩序、安全を脅かすものであり、断じて許すことはできません。

唯一の戦争被爆国である日本は、原爆によって多くの貴い命が奪われ、敗戦が色濃いつ況下で、特攻作戦によって多くの若者の命が失われました。「流れる雲よ」は、このような悲惨な戦争の中で、特攻隊員の心の機微を描いた作品であり、戦争や核兵器の悲惨さ、平和の大切さ、生命の貴さを改めて考えていただく機会になったものと考えております。

また、戦争の体験や歴史を次世代に引き継いでいくため、主な対象を小中学生とし、映画やアニメなどでは味わうことのできない迫力や臨場感あふれる生の演劇鑑賞を体験していただくことで、心に直接響き、より理解を深めることができるものと考えております。

5年前に開催した非核平和の夕べについても、私から「流れる雲よ」を提案し、実行委員会にお諮りして決定いただいたものでございます。

次に、2点目、非核平和の夕べ事業は非核に関する事業ではないのかについての御質問でございますが、非核のみならず、戦争のない人類の恒久平和を願うための事業であると考えております。

次に、3点目、小学校の6月作成の学校行事に、8月31日「流れる雲よ」と記載があったことについての御質問でございますが、議員御指摘のとおり、一部の小学校において、6月作成の学校行事に「流れる雲よ」の記載がございましたが、未決定のものが掲載されたものであり、事業内容の決定は、あくまでも7月に開催された実行委員会で行われております。決して、6月の答弁で虚偽を申し上げたものではございませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、4点目、反核平和の火リレーなど、青年、児童生徒たちに伝えていく事業等は考えているかについてでございますが、御質問の事業は考えておりません。

次に、旧統一教会に関する質問の1点目、旧

統一教会及び友好団体との関与についての御質問でございますが、関与は確認されておりません。

次に、2点目の旧統一協会が関わっているピースロードについての本市の関わりについての御質問でございますが、本市での関わりは確認されておりません。

次に、災害対策についての御質問の1点目、本市の公共ため池水についてでございますが、消防用水利ため池3か所、農業用ため池42か所の総数45か所で、そのうち、市が管理者となっているため池は10か所となります。

次に、2点目、点検状況と頻度についての御質問でございますが、農業用ため池42か所のうち、決壊により周辺に被害を及ぼすおそれが懸念されるとして、防災重点農業用ため池に指定された32か所を対象に点検を実施しております。劣化状況調査と豪雨耐性調査は全箇所完了しており、地震耐性調査については、今年度実施予定分を含めると、5か所が実施済みとなる予定です。

なお、調査頻度に関しては、市及び管理者による春秋の年2回、現状調査を行うとともに、このたびのような大雨、洪水警報が発表された際にも緊急点検を実施しております。

次に、3点目、要整備箇所 の把握状況についての御質問でございますが、防災重点農業用ため池と指定されている32か所のうち5か所は改修済みであり、13か所は今後廃止を検討、残りの14か所については、防災工事などの改修対策が必要となっております。

次に、4点目、避難判断水位等の監視、警戒についての御質問でございますが、河川等のように水位をもって定める指針などがいないため、避難判断水位等の目安は設定されておりませんが、注意報や警報が発表された場合は、降雨状況などを踏まえた状況の確認等を行っております。

次に、5点目、避難警報発令の基準についての御質問でございますが、ため池については、河川などのように明確な基準は公表されておられません。そのため、ため池に起因する被害等が想定される場合は、土砂災害警戒情報や各種警報等が発表され、市からは避難情報が発令されますので、市民の皆様には、その情報に従い、適切に避難行動を取っていただくことが重要であると考えております。

市では、全ての防災重点農業用ため池を対象に作成したハザードマップを関係地区全戸に配布しております。市民の皆様には、常日頃よりハザードマップを確認いただき、降雨量の見通し等も踏まえながら、自主的に避難等の判断をいただくことも必要と考えておりますので、このたびの事案を糧に、改めて啓発や周知などを行い、避難行動に結びつくよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 それでは、再質問させていただきます。

順番に行いたいというふうに思います。

まず、第1点目のなぜ「流れる雲よ」で、誰の提案なのかというようなことに対して、今市長は、市長からの提案で、実行委員会で決めたと、それは5年前も同じだというふうな説明がありました。

私は、一番基本になる、特攻隊でもって反戦平和を訴える、そこに対していちゃもんをつけるものではありませんが、前から言っているように、今年の3月の予算委員会から含めて、6月の一般質問、それから6月の予算委員会でも話しました。単純に言いますと、特攻隊と非核と結びつけられるんでしょうか。私はその考えが分かりません。特攻隊と非核というふうなことを直接結びつけられるものがあるのかど

うか。

そこでなくて、いわゆるそれが反戦平和に結びつくものだというふうなことの、それは分かります。でも、先ほど私が壇上で申し上げました、昭和63年に出たいわゆる非核平和宣言都市の趣旨とは違うんでしょと。そこについて、市長、どういうふうにご考えておられますか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 議員の御質問にお答え申し上げます。

通告書にも記載されておりますが、今回の「流れる雲よ」の演劇の中では、非核平和都市宣言の核廃絶は全く触れていませんとありますが、これは違います。芝居の中で、そもそも、先ほど高岡議員からも芝居の内容の説明をいただきましたけれども、設定が広島に原爆が落とされた数日後だか翌日であったというふうに認識しており、実際、私も今回観劇いたしましたけれども、核についての言及は何度となくあったところでございます。

また、教育委員会から、実際に観劇した子供たちの感想を若干お聞きしておりますけれども、私も聞いているところでは、唯一の被爆国として、これからも命を大切にしていきたいと思う、あるいは、核兵器を使用したことで地球温暖化などの環境問題に関わると思うので、本当に戦争が起こらないといいなと感じました。非核3原則を完全実施してほしいと思います。また、日本は世界で唯一原爆を落とされた国だとは知っていましたが、こんな形で未来を願う若者が貴い命をかけて日本を守ろうとしてくれていたのだと改めて考えさせられました。今、私たちが幸せな生活を送れているのは、過去の若者たちが守ってくれた平和な未来であると感じました。さらには、世界唯一の被爆国として、戦争の苦しみ、戦った人々の思いは忘れることなく伝えていかなければなりませんといった感想が寄せられたというふうに伺っています。

それは、とりもなおさず、この演劇の中において、戦争の悲惨さ、そして、核を絶対に使ってはいけないというメッセージが、こういった感想に結びついたんだろうというふうに思っているところです。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 私が言っているのは、直接的にそういったことがあったのかというふうなことを言っているわけです。素直に結びつけられないのか。あくまでもそれは、派生的に出てきているというふうに思います。

というのは、ちょっと質問の順番が逆になるかもしれませんが、2番目の非核に関する事業ではないのかというようなところで、非核のみならず平和を願うものだというふうなことを市長は答弁されました。

日本の非核宣言自治体協議会というのがあります。それで、その中で、それはどういうふうなことをやっているか。県内では、山形市、米沢市、村山市、天童市、大江町、白鷹町が入っております。

そこでやっている事業というのは、親子記者事業、例えば、まず長崎県や広島県に派遣して、そういった実際見たもので親子記者新聞を作っていくというふうなこと、あるいは巡回原爆展セットであるとか、あるいは被爆樹木の苗木の配布であるとか、そういうふうなものをやっているんです。それは全く事業そのものが非核であって、今回の、市長が決めたというふうなことですけれども、「流れる雲よ」に関しては、ちょっと私はストレートに結びつくようなものではないというふうに、今も、今の市長の答弁を聞いても私は納得できません。

もう一つ、その中で3番目、4番目の中で、これ市長が決めたというふうに言われていますけれども、ではなぜ、6月の一般質問等で市長が答弁されている、例えば6月16日の予算委員会で、私が日程は決まったのですかというふう

にお話ししたところ、市長は、具体的な日程はまだ決まっていないと。検討している、慎重にも慎重を重ねてというふうな表現をしております。

そういうふうなことの中で、例えば答弁の中で、市長の答弁を読み上げますと、非核平和の集いという趣旨がしっかり行われるように努めてまいりたいというふうに言っておりますね。私は、この特攻劇に関してのものじゃなくて、例えば日本の被爆国としては、「はだしのゲン」のようなものもいいんじゃないかというふうに言っております。そういうふうな流れ、流れじゃないですね、質問のやり取り、答弁のやり取りの中で、私は「流れる雲よ」については反対だと表明をしてきたわけです。

今、学校の、多分今のことからすれば、中学生だと思えるんですけども、中学生がそういった感想を出してきたと。当然、するからには、いろんな意味でビフォー・アフターのフォローが必要だというふうに言っていましたので、それはそれでいいわけなんですけど、私が市長の認識と全く違うというのは、そもそも「流れる雲よ」の演劇集団、アトリエッジという集団、団体ですね。そこについてのいわゆるホームページを見て、劇団の内容もみんな動画でアップされていますので、それを見ています。

その中で、演劇集団アトリエッジのホームページからのことなんですけれども、演劇集団アトリエッジはプレー、祈りのプレーですね、それからプレー、上演を基本テーマに、日本人としての武士道の心と神道の尊さを伝えるべく、鋭さ、エッジを失うことなく創造し続ける演劇工房ですと、アトリエですと。また、日本のよさを内外に伝えるため、歴史の事実を探り、タブーを破ってエンターテインメントの新しいアプローチに挑戦し続けています。小さなアトリエ公演から大舞台に至るまで、あらゆるステージで朗読劇、奉納劇、音楽劇、ミュージカル、

様々な姿でことだまを駆使し、全身全霊をもって日本の心を伝えますというふうに、主宰の奈美木さんというんですかね、がホームページ上で記載しております。

私が思うに、市長は、それは非核というふうなことに結びつくんだと、感想文も非核のことが出ているというふうに言われていますけれども、そもそもは、私はこのことについては、いわゆる神道を教えるというふうな方、神道を伝えていく、武士道を伝えていくというふうな中身であって、いわゆる、そういったものの非核平和の本来の筋とは全く異質なのではないかというふうに思っていますが、今の劇団アトリエッジのことも含めて、どのように考えておられるかお尋ねしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 私も、劇団アトリエッジさんのホームページを拝見したことがございます。その中で、様々な趣旨とか気持ちの面が記載されておりますけれども、要は、実際行っていただいた演劇の中で、どういったメッセージが伝わるのかということが大事なんだろうというふうに思います。武士道であるとか神道であるとかについては、思想信条の自由でございますので、そこについてはいいも悪いも当然ないわけで、自由に考え自由に発信する、そういう自由が憲法で保障されているということです。

あと、先ほど、感想が中学生という御指摘がありましたけれども、小学生も感想を寄せていただいていると聞いております。

それから、高橋議員、今回「流れる雲よ」について、観劇されたかどうかについては、私、存じ上げませんけれども、内容には原子爆弾の悲惨さというものが、これは高岡議員、御覧になったのでお分かりになるとは思いますけれども、何度も出てきておりました。それは私も見ていて、今回の、これは高岡議員の思いとは違うか

もしれませんが、ロシアによるウクライナの侵略、そして核兵器を使用することの示唆ということ、前回にも増して、現代の状況を踏まえた内容になっているというふうに感じたところです。そのことが、子供たちの感想文からは、しっかり伝わったのではないかなというふうに思っています。

あと、6月議会でのやり取りなどにつきましては、決めたのは市長という御指摘でありましたけれども、私が今回も5年前も、これは平和を考えるにふさわしい内容だというふうに思っ提案をして、実際決定するのは、それは実行委員会だと。実行委員会で決定いただくまでは何事も決定事項ではないということについては、ぜひ御理解を賜りたいなというふうに思っております。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 6番高橋一郎議員。

市長のお立場というのは分かると思うんですけれども、市長が提案したものを、いや、それは違いますよというふうにはなかなか言えないんじゃないですか、基本的に。そういうふうなものだと思いますよ、私は。

だから、そういったことから、賛成、反対というのがあってというようなことはあるかもしれませんが、やっぱりこれは、ちょっとどこまでいっても市長と私の考え方が違うようですので、これは妥協するものでもないし、私は、これはやっぱり今もって反対ですし、これからもしするというのであれば、また反対をしたいというふうに思っています。

その中で、いわゆる6月の学校行事の中で出たものについては、それはまだ決まっていないものを誤って、誤ってというのかな、出したんだというふうに説明、答弁がありました。その点について、したいと思うんですけれども、私は今のように非常に、この問題について深く考えて、私は違うと。これは、非核イコール特攻



隊というのは結びつかないというふうなことで、前から言っていますし、今も言っていますけれども、その中で、6月の末、6月16日の段階では、市長はまだ決めていないというようなことだから、当然、学校行事表にも入ってこないはずですね。でも入ってきたと。そういったものは間違いであるかもしれません。だけれども、そこについては、市長として、これはおかしかったというふうなことで、そこについては謝りますというふうな率直なことではないでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 議員のおっしゃっている御趣旨は、理解に努めておりますけれども、特定の学校において、学校行事としてどういうものが出るかについて、私の所管事項ではない、教育委員会において所管している事項で、未決定のものが出たことについては、遺憾だというふうに思っております。

そこは、ぜひ確認の上、市長部局と教育委員会でよく確認の上、情報については慎重に間違いのないものを出していただきたいというふうに思っております。そこで未決定のものが出たことについては、私の錯誤とはちょっと違うのかなというふうに感じているところでございます。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 教育委員会の所管だというふうなことで、市長は突っぱねるわけですが、いわゆる教育長についても、任命というか、市長が任命していくというようなことに代わって、だから、やっぱり市長の考えというのはなかなか覆されないというふうに私は思っています。なので、今回、教育長の答弁のところには出しませんでした。

市長が、やっぱりどういうふうにかんがえるかによって違うのかなというふうに思って、今の話

ですと、私のことではないというふうに言っているわけですが、本当にそうなんですかね。私はそうじゃないと思いますよ。

教育委員会のことをやったとしたって、そこは、いや、そこは、そういうふうには認識をともにしなかったということについては、やっぱり市長として、悪かったというふうなことが普通に言えるんじゃないですか。どうなんですか。

○議長 長濱教育長。

○教育長 ただいまの御質問、御指摘についてお答えを申し上げます。

そもそも6月の行事予定というところ、1年間の計画というふうなことで私も認識しておりました。次年度の事業計画を作成するために上演する期日を決定しなくてはならないということ、昨年度末に総務課のほうから連絡がございましたので、そのときに、8月31日の一つの候補日というふうなことで、各学校に依頼をしたところでした。

その際に、何をするのかというふうなことを問われた学校もありました。そこで、一つの候補として「流れる雲よ」と、これは5年前に実際やっておりましたし、そうなるのかなというふうなこともありまして、予定であるということをしつかり伝えなかった、これは私の責任であるというふうに思っているところでございます。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 そういうふうなことで、教育委員会としての、言ってみれば、把握の仕方が悪かったというようなことだと思いますが、まず市長としては、そのような形で、遺憾だというふうな表現だったわけですので、遺憾だというふうなことだけでしょうか。もう一度聞きます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 先ほど、遺憾であると、そして、情報については正しく、間違いのないものを発出していただきたいなという趣旨のことを申し上げたところですが、そのとおりでございます。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 分かりました。まずこの問題については、いつものとおりですが、どうも平行線なわけです。

最後に申し上げますが、2013年に、これは劇団アトリエッジのホームページのほうから見ていって出たわけですが、2013年に、いわゆるハイジアパーク南陽座で6月11日、12日に開催しました。これが最初ですね。そのときには、いわゆる共催として、ある民間の事業者も関わっているというふうになっております。

ましてその、私もアトリエッジについてはちょっと疑問があるんですが、演劇団体の台本読み合わせなんかあるわけですが、それを靖国神社で行うなど、終始特攻賛美のものであるというふうに思います。これは、いわゆる道徳教育という、第一次安倍政権で教育基本法が変わりましたが、私はその影響も遠因としてあるのかなというふうに思っております。

したがって、そういったこともあるというふうなことで、これは、市長はホームページの中で、ステージに立たれて満面の笑みで、舞台終わってから立っている姿がありますが、私は本当に非核平和の昭和63年の宣言に基づいて、ぜひやってもらいたいというふうに思っております。

これ、あと平行線ですので、終わりたいと思います。

次に、いわゆる旧統一教会の話です。

今、いわゆる関わり、関与はないということで、私はそこで安堵しました。それはやはり、私が言う場面ではないんですが、これは新聞情報として流れていますので、あえて名前

を出しますけれども、山形市長が関わりがあったというふうなことで発言されております。それに対しては、当時の認識が甘かったというふうなこと。ピースロードの壮行会に参加をして、ピースロードは旧統一教会の友好団体、いわゆるUPF、宇宙平和連合というんですかね、のプロジェクトだということがよく分からなかったとは言っております。旧統一教会の信者から、参加する若者へ励ましの言葉をかけてくれと頼まれたんだというふうに言っております。

旧統一教会に関していえば、いろんな問題があって、純粋な宗教団体というよりも、いわゆる高額な霊感商法で物を買わせられる、あるいは根こそぎ財産を寄附していくというふうな形での問題があって、私は、これは解体すべきかなというふうに思っているところですが、そういうふうなことについて、市長に1点だけお聞きしたいんですが、本市との関わりは確認されていないという表現されましたけれども、これはどういう意味なんですか。本市との関わりはないというふうなことでよろしいのかなというふうに思うんですが、

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 8月の統一教会の問題が明らかになってきた直後に総務課長に指示をしまして、本市の事業において、そういった団体との関わりがあったかどうか調査してくださいと、それは教育委員会も含みますと。なぜならば、大阪府においては、学校において、様々な団体名、別な団体名で事業を行っていたという報道もありましたので、そのような指示をいたしました。

調査の結果、そういった団体との関わりは確認されなかったと、見つかっていないわけです。それは私の政治活動においても同じなんですけれども、当該団体が様々な別名称で行っているものについて、後から出てくるということも、ひょっとしたらあり得るのかというふうに考え

て、現在のところは確認されていないという表現です。実際ないものというふうに思っています。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 そういうふうなことであれば、分かりました。

やっぱり、本当に巧妙に、表向きを変えてやってくるものですから、分からないですよ。そして、いわゆる結婚相談に乗って、非常に優しく優しく心に入ってくる、父ちゃんよりもきょうだいよりも優しいというふうな中で入っていく。6か月は、合同結婚式するには6か月、いわゆる施設に入って、そして、それを受けてから合同結婚式に行くというふうなことになるようです。

そういうふうな中で、やっぱり心配しているのは、行政との関わりだけじゃなくて、いわゆる市民の、特に学生年代が非常にマインドコントロールしやすいというふうにされています。その辺も含めて、私は解散命令をするべきだというふうに思っていますけれども、その辺について、行政の中で、関わり方をなくすような、いわゆる発想で考えているようなことがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 旧統一教会については、代表と呼ばれる方が記者会見などもして、現在では問題は減っているというような趣旨の発言をされていましたが、問題は減っていても、現時点においても問題というのは継続しているんだろうというふうに私は思ったところです。

私、学生するときにも、やはり学内に原理運動を行っている団体があって、私自身もその拠点に連れていかれたことがあります。そのときには、私が靈感商法について認識を持っていたので、洗脳されるということは幸いなく、今日に至っているわけでありましてけれども、ただ、形

を変え品を変えという議員の御指摘はそのとおりでありますので、これも議員の本意ではないかもしれませんが、故安倍総理が総理のときに、消費者契約法において、靈感商法を取り締まる改正を行っています。そうした法にしっかりと基づいて対応することが必要だというふうに思っています。

市としては、問題がある団体との関わりについては、非常に慎重に考えなければいけないと思う一方で、今の風潮が、とにかく関わるやつは問題だと。そういった、それこそゼロか100かみたいなところについては、やや疑問を感じるなというふうに思っています。というのは、例えば犯罪を犯した人が更生の活動する場合がありますし、そこは行政としては非常に慎重に、被害を拡大させないようにしつつ、内心や信教の自由にも配慮して慎重に対応しなければいけないという感覚を持っております。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 分かりました。

宗教弾圧にならないというようなことも含めて、ただやっぱりそれは改善するべきだというふうに私は思っておりますので、そこだけにしておきたいと思います。

次に、災害対策のため池についてです。

1点だけ、私は降雨災害、大雨の被害について今回申し上げたんですが、答弁にもあったように、やはり地震でも出てくる問題なんだなというふうに思っております。

やっぱりこれは、ため池というのは当然上にほとんどありますので、上にあったものが決壊すれば、当然住家まで来るというふうなことになります。

先ほどの答弁の中では、やっぱり河川と違って、なかなか監視もできないというふうな形があって、あるいは基準もないというふうなことが実態としてあるようですね。

監視システムというふうなことを何かやれな

いのかなというふうに思っていますけれども、9月1日の「やままる」の中で話があったんですけども、2020年8月の西日本の豪雨被害を基に防火重点ため池というのが出て、そして、監視システムというのが出てきたというふうに聞いております。監視システムというのをどういうふうに今後考えられていくのか。

それから、先ほどの避難の基準ですね、これもなかなか難しいとは思いますが、そこらについて、やはりもうちょっと精査をして研究していく必要があるのかなというふうに思うんですけども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 今回実際に、隣の川西町さんで被害が発生しました。当然ながら、そのことを重大に受け止めて、必要な改修というのはどういうものか、対策はどういうものかについては、今までとは違う体制で考えなければいけないと。必要に応じて、国でも様々な支援もございますので、どういった体制、対策ができるのかについては、今までと違う姿勢で考えようということは今市内で検討しているところです。

避難基準については、なかなか難しいですけれども、もうあの時点では、あのとき大雨特別警報が出ていまして、避難情報というのは恐らく決壊の数時間前には出ているだろうと思いません。そうしたことも踏まえて、ため池が決壊するという危険性を住民の皆さんに分かってもらえるような周知、広報が大切かなというふうに思っています。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 平成26年のあれは、総雨量で260ミリ、250ミリぐらいですかね。今回の川西については、300ミリ超えたのかなというふうに思っています。そうすると、やっぱりこういう問題が出てくる。

したがって、その辺の基準をやっぱり明確に持っていくということが、私は必要だというふうに思っていますので、これ、河川決壊と同時に、ため池の決壊というのはやっぱり大きな問題になり得るというふうに思っていますので、ぜひ今の市長の認識で、今後とも進めていただければなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長 以上で、6番、高橋一郎議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後 0時01分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長 再開いたします。

#### 佐藤 明 議員 質問

○議長 次に、16番佐藤 明議員。

〔16番 佐藤 明議員 登壇〕

○佐藤 明議員 今議会最後の一般質問でありますので、暫時の間、御清聴よろしくお願いを申し上げます。

既に通告しております白岩市政3期目の市政運営全般についてお尋ねをいたします。

1点目は、去る7月に行われました第16回南陽市長選挙で無投票で再選を果たし、3期目の新たなスタートが始まりました。当選されました白岩孝夫市長に、改めて祝意を申し上げます。

また、公約されました諸政策実現のため、地方自治法の本質、市民本位の市政実現に、しっかりと腰を据えて頑張っていただきたい、このことを改めて強く求めるものであります。

私は、去る6月定例議会で、時間の関係で質問ができなかった部分もありましたので、あえて質問をするものであります。白岩市政3期目の市政運営について、その決意と御見解を賜りたいと存じます。

2点目は、今後の4年間について、「市民生活が第一さらに前へ」をメインスローガンに、高校生までの医療費無償化や保育施設での待機児童ゼロなど子育て世代を応援等の9項目の子供と子育てを守る政策をはじめ、暮らしの安心を守る8項目、にぎわいを取り戻す6項目、笑顔の日常を取り戻す7項目の計30項目のビジョンを示し、公約実現に向けての決意が述べられております。

具体的にどのように計画し、実現されるのか、改めて市長の御見解を賜りたいと存じます。

以上申し上げましたが、白岩市政の誠意のある答弁を期待いたしまして、最初の質問いたします。

終わります。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 16番佐藤 明議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、白岩市政3期目の市政運営全般についての御質問の1点目、市政運営についての決意と見解についてでございますが、これまで議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力を賜りながら、身の丈に合った対話のある市政を基本とし、市民を主役として、何事にもチャレンジする気概を持って牽引し、市民が幸せを実感できる豊かな社会を目指してまいりました。

7月30日から3期目をスタートいたしました。2期目までと同様に、身の丈に合った対話のある市政を基本としながら、南陽市をさらに前に、みんなの手で進めることで、第6次南陽市総合計画に掲げる将来都市像「つながり つどう 縁結ぶまち 南陽」を目指し、「南陽を世界ブランドへ」挑戦、発信してまいりたいと考えております。

現在は、新型コロナウイルス感染症の流行や物価高騰など、世界的に予断を許さない状況が

続いております。その時々状況に応じて臨機応変に対応し、市と市民の将来にとって最善の選択を取れるよう、緊張感を持って取り組んでまいります。

次に、2点目の公約実現に向けての具体的な計画についての御質問でございますが、具体的には、第6次総合計画に基づく3か年実施計画や南陽市まち・ひと・しごと創生総合戦略等の取組を通じて、公約の実現を目指してまいります。

3か年実施計画につきましては、毎年の計画にビジョンを反映し、予算編成を通じて計画を具体化するとともに、年度ごとに施策の評価及び検証を行い、公約に掲げたビジョンの着実な進捗につなげてまいります。

また、第2期南陽市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、ビジョンに関する数値目標及びKPI、具体的事業などがございまして、しっかりと進捗管理及び分析等を行い、振興審議会等の外部有識者による評価をいただきながら、ビジョンの実現を図ってまいります。

一方で、新型コロナウイルス感染症への対応や物価高騰対策など、計画にない突発的な事象や新たな行政課題への対応については、国や県の支援等を適切に活用しながら、スピード感を重視した対応を心がけてまいります。議員各位におかれましては、1期目、2期目に引き続き、市政への御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 何点が再質問いたします。

最初に、白岩市長のこれからの4年間の市政運営、基本的なことについて、先ほど答弁で述べられたとおりだと私も思うんですけども、私、思うんですが、3期目でありますね。非常に大事な時期だと私は思うんですよ。つまり、

いい点も悪い点も様々な問題、市民から、あるいは議会からも、苦言も含めて、いろいろなことが出てくるであろうと。これに対して、堂々と自分の考えや市政の課題を述べると、こういうことが私は求められていると思うんですよね。

それで、批判というのは、非常に私、大事だと思うんですよ。批判もなくして課題が進むわけじゃないんですよ、これ。ですから、その辺、謙虚に受け止めて事に当たっていくと、これが私、重要と思いますが、その辺の基本的な見解はどうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 私はもとより、市議会議員の一人として皆さんと共に活動させていただいて、そのときも最年少の議員として、先輩の皆さんから様々な事柄について教えていただきながら、一つ一つ学ばせていただいたという認識と自覚がございます。

立場は変わっても、そのことについては何ら変わりなく、自分が絶対正しいというようなことではなく、一つのことをやれば、必ず様々な御意見があるということも認識し、そういった声にも耳を傾けて、総合的に市と市民のために最善の道を取れるように努めてまいりたいと思います。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 今の答弁は優等生の答弁だったのかなと。いや、非常に悪い点がないというか、悪くない答弁だと思いますよ。いわゆる謙虚に物事を判断して対応していくというのは非常に大事だと思うんです。

それで、何で私、こういうことをお聞きするかというと、今、コロナの問題、物価高騰の問題、日本の経済の問題、様々な重要課題が山積みしているわけだ。まさに先が見えないというかね。円安ドル高というのは、今はもう144円。

これ、さっき質問された方もいらっしゃいま

すが、今からちょうど24年前に147円なんですよ。24年前、8月にね。当時何が起きたかという、証券会社が潰れ、銀行も潰れ、日本経済はひどい状況になったんですね。これ、市長も御存知だと思うんですが。ですから、今、円安も150円台、あるいは、専門家によると170円台まで上がるのではないかと、こういう懸念の声もあるんですね。

ですから、先々の経済状況、物価等の問題も含めて、やっぱり先をきちっと見て市政をするということが、私、大事じゃないのかなと思いますが、その辺どうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 議員おっしゃるとおりで、例えば今回のウクライナにおける紛争については、もっと早く終わるのではないかという観測が大勢を占めていたと思いますが、半年を超える期間となっておりますし、新型コロナウイルス感染症についても、1年あるいは2年という観測もあった中で、既に2年半を超えて、いまだ収束の兆しが見えないと。

世界的には様々な取扱いが変更になっておりますが、日本においては、まだなかなか収束の兆しが見えない、さらに経済状況もと。こういった不確実な、市民生活に影響のある何が起こるか分からないということは、常に危機感を持って、それに対する備えをしておく必要があるというふうに思います。

国からは臨時交付金等、地方自治体で行える対策のための様々な施策も講じられておりますので、そういったものをしっかりと市民生活に生かせるように、常に備えてまいりたいと思います。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 課題に、質問に入る前に、今回の市長選挙、無投票で当選されたわけですが、市長のリーフレットというか公約、子

育て支援、暮らしの安全・安心を守ると、にぎわいを取り戻すと。各項目を足すと、全部で30項目あるわけですね。

前回は、ほとんどが公約実現に頑張ってきたと。していないのは2件ほどあったと。スマートインターチェンジの問題ね。それから、もう1点は、ビジネスホテルの公約を述べたわけですけれども、この2点はできなかつたと。これから引き続き、やるために頑張りますよというような、せんだっての一般質問でもそういう答弁されたわけですね。

それで、30項目の一点一点聞くのは時間の関係上できませんが、中心点だけ何点か質問させていただきます。

1点目ですが、学校給食の無償化を述べられております。この4年間で、何とか高校生まで医療費の無料化をしたいと、このように言われておるわけですけれども、具体的に4年間で、いつ頃を目途に実施されるのか、それをまずお聞きしたいと。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 今のは給食費、医療費。

(「学校給食費」の声あり)

○市長 学校給食費に関しては、公約の中には盛り込まれてはおりませんというか、文言としては入ってはおりませんが、全般的に今、給食費の経済的負担の軽減が全国的に課題になっているという認識はございます。その中で、実際に行っている自治体もあるというふうに聞いておりますので、本市としていつできるかということ、この場では明言できませんけれども、今後給食費をどのようにしていくかということを含めて、子育て世帯に有効な経済支援策は何かという全般的なことを検討してまいりたいと思います。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 ちょっと、私も勘違いしてい

て、ごめんなさいね。公約で述べているのは高校生までの医療費の無料化と、こういうことなんです。学校給食については、これ終わってから、今質問しようと思っているんですけども、大変失礼しました。勘違いしていました。

医療費無料化はこの4年のうちにしたいと、こういう市長の公約なんですけれども、これ具体的に、どのように計画されて、どのように実践されるのか、その辺どうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 ここに、公約として載せた意味合いは、この4月に、現実的には18歳以下の方の医療費については、無償化に着手して実施しております。これを継続して行っていくという意味でございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 だから、そういうふう継続してやりますよというふうな書き方すれば、誰でも分かるんですから。これ新たな仕組み、おかしいなというふうに勘違いするというのが、見れば、そういう勘違いするというのがあるんじゃないのかなというふうに私は思うんですけれども、ぜひずっと続けて継続してやっていただきたいもんだと、このことをまずやっていただきたいと。

それで、2点目の問題ですけれども、学校給食費の無償化についてお尋ねしたいんですが、これ、いろいろ私も調べてみたんですけども、学校給食というのは、一番最初に始めたのは、庄内からが全国に先駆けて実施されたと、そういうふうに伺っております。

給食は、成長期の子供の発達、心身の成長、こういうことが給食を通して、食の安全、安心も含めて、言われているわけですけれども、学校給食の基本というのは、私、そういうことだと思うんですが、教育長の見解はどうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

長濱教育長。

○教育長 ただいまの佐藤 明議員の御質問にお答えを申し上げます。

今、学校給食の意義について、議員のお考えを様々伺ったわけですが、全くそのとおりだというふうに思っております。

当初は、やはり子供たちの栄養の違いといいますか、そういったところがないようにというようなことで始まったというふうに聞いておりますけれども、現在でも、食育を通した心身の健やかな成長ということを狙いとして実施されているというふうに認識をしているところでございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 それで、確認したいんですけども、義務教育の無償化についてですけども、憲法第26条、あるいは教育基本法第4条、学校教育法第6条、それぞれ義務教育の無償化を定めていると、こういう状況があるわけですが、これ実は、私もさっきも言ったように、今から71年前の参議院の文部委員会で、岩間さんという参議院議員が無償化について質問したわけですね。その当時の辻田さんという文部省の初等中等教育局長が答弁されたのがあるんですけども、こういうことを言っているわけ、答弁しているわけだ。政府は、現在は授業料だが、そのほかに教科書と学用品、学校給食費、できれば交通費も考えていると、このように局長は答弁されている、71年前ですよ。これ、今も生きていますかどうかです。どうでしょう。

○議長 答弁を求めます。

長濱教育長。

○教育長 現在ですけども、71年前にそういう答弁があったということは私も確認はしておりませんが、現在、学校給食法の中で、経費の負担ということが明記されております。それによりますと、いわゆる必要な施設及び設

備に要する、そういったものの経費は設置者の負担ということになっておりまして、経費以外の学校給食に要する、いわゆる食材費については、保護者の負担であるというふうに記載をされております。

ただ、その71年前の答弁といいますか、無償化についての中身については、本当に大事なことだなというふうに思っているところでございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 71年前というと、私も小学校入ったか入らないかぐらいで、そういうかなり昔の、戦後の、大変給食が、各家庭も、貧困というところと言葉悪いんですけども、戦後ですから食うものもなくて、学校に弁当も持ってこられなかった子供たちも、私の記憶では、私も学校に行くとき、皆全部、御飯を持って、おかずも詰めて、学校へ行った時代ですから、非常に大変な時期でありますから、やっぱり戦後の混乱の中で、子供たちを守ろうと、子供たちの教育に対して無償化をやろうと。あるいは学校給食も無償化して、父母負担にならないような仕組みをして、子供たちに一生懸命学んでもらおうと、こういうことで私は始まったのではないかと、このように思っているんですけども、教育長の認識はどうでしょうか。

○議長 長濱教育長。

○教育長 今、佐藤 明議員おっしゃるとおり、全ての子供たち、機会均等というようなこともございますし、健やかな成長ということもございまして、70年前だとすれば、やはり戦後の復興期というようなこともあろうかというふうに思います。そんな中で、無償化の中身の中に給食が含まれたのかなというふうに思います。

ただ今後、やはりそういったことも含めて、これは各自治体でできるものではない状況もあると思いますし、現在も様々な困っているお子様方もいらっしゃるれば、そういったところ、で



きるだけ早く手だてができないのかなというふうに思っております。

ただ現在でも、やはり就学援助制度というものがございますから、そちらのほうで何とか対応させていただいているというような現状でございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 私も思うんですけれども、教育長おっしゃったように、各自治体で解決される問題でないと思うんですよ。私、再三、前から言っているように、給食というのは、教育というのは、国が責任持ってやるということが私は基本だと思うんです、教育長おっしゃるようになります。ですから、基本的には国が責任持ってやるわけですから、その辺の仕掛けは、いまだもって、今の話聞くと、なっていないのが現状だと思うんですよ、市長。

ですから、国が責任持ってやると約束したことをやるというのが教育基本法であって、学校教育法であって、憲法第26条であると。こういう認識というのは、市長も私と同じ認識だと思うんですが、市長の考えはどうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 教育は、国において責任を持って、全国ひとしく子供たちが同じ環境を享受できるようにということについては、そのとおりというふうに思います。

ただ給食費の問題については、現実的には各自治体ごとの対応となっているのが現状で、給食費を国が負担すべきかどうかについて、現状ではなかなか、議論がまだ熟していないというか、しっかり行われてはいないのかなと。やっていただくのが本当は望ましいわけですが、という状況にあるのかなと思っています。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 ですから、義務教育というのは国が責任を持ってやるということなんですよ。

ですから、そこに、学用品はもちろんのこと、教育の一環である給食費もその中には含んでいると、包含されているということが今の方針なわけですから、自治体で様々負担をしてやればよいという問題じゃないと思うんですよ、教育というのは。

本来、国が責任持ってやるということが基本であって、やっぱりこのことをしっかり捉えて、やっぱり国、関係者に市長自ら出向いて、やれということが重要であって、市長会とか何とかでやっているでなくて、やっぱりこぞってやるような仕掛けを市長自らやってくと、そういうことできないんですか、市長。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 こぞってやる仕掛けが全国市長会なわけでありまして、それとは別に先日、全国青年市長会のオンラインでの役員会がありまして、国に対して、今こそ少子化対策にもっと本腰で取り組むべきだ、という提言をすべき時期だということで会員の意見が一致しまして、その意見を取りまとめる会議が行われました。

その中には経済的な負担の件もありましたので、そういった場でありまして、いろんなところで、一人では力を持ち得ませんので、多くの同志の皆さんと共に、様々な場面でそういった意見を申し上げることはできるかなというふうに思います。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 ぜひ、いろいろな場所、場所で、ぜひ市長のお考えを全国で訴えていただきたいもんだと、このことを重ねて申し上げたいというふうに思います。

それで、事務方にお聞きしたいんですが、先だって学校給食費の資料をおもらいしたわけですが、平成31年4月から給食費が改定になりました、若干上がったと。1食、小学校で4円上がって、中学校では20円上がったと。月

額が小学校で5,320円、中学校で6,440円と、こうなっているわけですね、4年前の資料です。

ところが、全国的に調べてみますと、随分格差があるのかなというふうに思っているんですけども、12か月掛けると小学校で4万7,773円、これ全国平均ですよ。中学校が全国平均が5万4,351円、中学校の平均。小学校がさっき言った4万7,773円、こういうことですね。

南陽市の平均見ますと、1年間で見ますと、小学校が6万3,840円、中学校7万7,280円と非常に開きがあるんですけども、これ、全国の平均が間違っているのか、その辺分かりませんが、なぜ格差があるのかですね。その辺、どのように認識されているのか、分かる範囲で結構ですから。

○議長 鈴木管理課長。

○管理課長 それでは、ただいまの御質問にお答え申し上げます。

山形県、あと国のほうで、都道府県別の平均額というのをを出しているんですけども、恐らく議員の御手元にある資料と同じかとは思いますが、その資料の中に書かれてあることがありまして、年間実施回数、あるいは内容がそれぞれの自治体で異なるために、増減を単純に比べることはできないというふうにありますので、そういったことで金額が違うのかなというふうに思っているところです。

以上でございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 やっぱり単純に比べることができないということは、日数的な問題とか、あるいは年間の給食の実施日が違うとか、そういう意味での違いがあるんだということですか、それとも別なことでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

鈴木管理課長。

○管理課長 お答えいたします。

そういったものと、あと内容も異なっている

ということでございます。

以上でございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 それにしても、小学校で約1万6,000円、中学校で2万二、三千円違うと。大分違うなというふうに思うんですけども。そう言われればそうかもしれないですね、私もちょっと、現場にいないので分かりませんが、いずれにしても高いということが指摘されるのかなと、そのように思います。

それで、学校の教育費の無償化をするために、今南陽市では、市長が子育て支援ということで、かなり初当選から、それ以後ずっと子供たちの支援をやってきたと、そういう経過があるわけですけども、南陽市においては3段階に分けているわけですね。全額助成と半額助成と4分の1の助成と3段階あるわけですけども、これは所得によって違うと、こういうふうになっているわけですね。

いろいろ、非課税世帯や何かあると思うんですけども、これ、例えば無償でやる場合、どの程度の金がかかるのか。その辺、市として積算しているのかどうか、その辺どうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

鈴木管理課長。

○管理課長 それでは、お答えいたします。

ただいまの御質問については、いわゆる第三子以降の人全員を無償にした場合ということだと思いますけれども、全員ではなくて。そうした場合の試算は、現段階においてはしてございません。

以上でございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 ちょっと今、答弁聞きづらかったんですけども、試算はしているわけでしょう。例えば全額、小中学生無償化にした場合、あるいは幼稚園、保育園もあるわけですけども、こういった試算というのは市としてしてい

るのかどうか、お聞きします。

○議長 答弁を求めます。

鈴木管理課長。

○管理課長 お答えいたします。

第三子の給食費の制度をつくる際には、そのときの条件で試算をした経過はございますけれども、毎年人が、対象者が替わることから、その人が完全に無償になったときにはどのぐらいになるかということは、試算をしてございません。

以上でございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 これ、ちょっと話違うんですけれども、いいですか、議長。

○議長 どうぞ。

○佐藤 明議員 市の資料によると、完全無償化するにはどの程度の財源が必要かというふうな一覧の中で出されているんですけれども、1億2,500万円ですか、それくらいかかりますよと試算しているわけね。今3段階に分かれている無償化については、これははまっていないと思うんですけれども、大体その程度くらいかかると。若干少なかったり多かったりして、いろいろあるでしょうけれども、試算としてはこのぐらいの試算ですよということだと思んですが、その辺どうですか。

○議長 答弁を求めます。

鈴木管理課長。

○管理課長 お答えいたします。

全員を完全無償にするとすると、議員の御質問にあったとおり、約1億2,600万円ほど財源が必要になるというふうに試算をしてございます。

以上でございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 それで、市長にお尋ねしたいんですが、いいですか。

今、全国では、1,740ちよつとの自治体ある

わけですけども、小中学校の無償化をやっている自治体が、完全無償化というのは76自治体と言われているわけですね。それ以外の一部補助したり、あるいは南陽市みたく全額・半額・4分の1と、それぞれの自治体で若干違いますが、そういった自治体が500ちよつとあると、このように言われているわけですね。このうちに南陽市は入っているわけです。

ですから、さっき管理課長が答弁されたように、南陽市で約1億2千五、六百万円かかると、そのように試算しているわけですが、これ市長、今初めて聞いたわけでないわけですから、前々からこの試算はしているわけですから、それを実現しようとは思わないんですか、どうですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 私の考えとしては、給食費を最優先で無償化すべきとは考えておりません。その前に、やはり学校の教育環境であるとか、医療の件とか、もっと優先すべき事項があって、その上で給食費かなというふうに思っております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 そうすると、いずれ無償化のために、南陽市もやる気があるんだというふうな今のニュアンスの答弁ですが、そういうことで理解してよろしいでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 子育て世帯への経済的負担の軽減策の一つとして、給食の無償化というのは入っているというふうに認識しています。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 将来はそういう方向に進めたいということですね。分かりました。

それでぜひ、基本はさっき言ったように、この給食問題は国が責任持ってやるということですが、私の指摘しているのは。これは前々から国で、さっき、いろいろな憲法の問題や学校教育

法とか、いろいろな、そういうので指摘したわけですけれども、ぜひこれ、実現の方向に向けてやっていただきたいもんだと、このことを申し上げます。

次に、時間もなくなってきたので、経済対策について、市の経済対策について質問いたします。

南陽市では緊急経済対策と称して、第1弾から第17弾まで、ずっとやってきました、コロナ発生からね。今回も6月ですか、様々な形で支援策をしてきたと、こういう経過があるわけですね。

それで、市長にお聞きしたいんですが、今コロナも、第7波がようやく落ち着きを取り戻したかに見えますが、これはどうなるか分からない、こういう状況ですね。ですから、この夏にかけて、選挙もあったせいかわかりませんが、国の支援策がストップしていると、そういう状況があるわけですね。これは待てないと思うんですよ、待てない。大変な状況が全国各地にあるわけですね。

先ほど、企業倒産なども含めて、いろいろ質問されましたが、むしろ企業倒産が増えている状況が多々あるわけですけれども、その辺の市の施策として、どのような経済支援策を考えておられるか、まずお聞きしたいというふうに思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 今、国においては、経済支援策の取りまとめの作業をしているというふうに認識しておりますが、今後、この原油高や物価高というのは、本格的な影響が出てくるのは、まだまだこれからではないかというふうに危惧されているというふうに思っています。

そうした状況において、これから冬の、まさしく燃料が必要な時期にも差しかかってまいりますし、今後の物価高を見据えて、事業者の皆

さんの継続や、あるいは市民の皆さんの生活に本当に必要とする物資の購入費の支援など、できるだけ偏らずに、大変なところには手厚くということはあるはずですが、できるだけ公平に行き渡るようにすべきだというふうに考えております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 新聞報道でもあるように、東京商工リサーチが8日に発表した資料によりますと、負債額1,000万円以上の倒産件数が前年比同期で5.5%増えたと言っているわけですね、492件が倒産したと。しかも、5か月連続で増加していると、こう言っているわけですね。

そういう状況などがあって、特に中小零細企業、これ、南陽市の状況、実態はどのような状況になっているか、課長、答弁願えますか。

○議長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 御質問にお答え申し上げます。

コロナになって、コロナが令和2年、この辺で影響出始めたのが、令和2年2月の後半ぐらいからかなというふうに認識しておりますけれども、そこから8月末までの中で、コロナが直接影響して倒産というのは1件、あと、コロナが直接ではないんですけれども、その期間内で倒産というところがプラス2件、あと、倒産ではないんですけれども、廃業してしまった、または、南陽市のほうから事業所またはお店を撤退されたと、そういったところも28件ほどございますので、合計すると31件くらいの事業所が影響を受けているというふうに認識しております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 市長、今課長が報告したように、コロナ以後、31件もそういう状況があったと御報告があったわけですが、私、加えて申し上げると、介護の事業所、これも非常に大変苦労しているわけですね、職員不足をはじめですね。そういった介護、訪問介護の問題、

介護事業者の倒産も相変わらず増えていると、全国的に。こういう状況があるわけですね。

それで、これも商工リサーチの調査では、介護保険法が施行されたのが、ちょうど2000年なんです。3年ごとの見直しで今日に至っていると、今7期ですね。そういう状況があって、特にここ相次いで倒産していると。

ちなみに申し上げますと、2019年同期の55件、2020年同期の58件、今回は53件と、つまり1月から6月までの間ですよ、この半年間でそういう状況が起きていると。だから、続いているわけですね。

南陽市の状況は、こういう傾向ってあるんでしょうか、どうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

尾形福祉課長。

○福祉課長 それでは、御質問にお答えいたします。

コロナが発生して以来ですけれども、特に市内の介護事業所等で廃業になったとかというふうなことは、こちらのほうでは聞き及んでおりません。

以上です。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 南陽市では幸いにならないということで、今報告あったわけですけれども。

いずれにしても、介護事業所にしかり、商店街にしかり、大変な状況というのは、これは誰もが分かるわけですから、こういった方々に対しての支援策というのをやっぱりしっかり取っていただきたいと、このように思うわけですね。

それで、これからですけれども、南陽市の独自の支援策というのは何か考えているでしょうか、その辺どうですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 今現在は、6月の議会で行っていただいた、議決をいただいた支援の後の状況を注視

しているところでありますが、今後、秋から冬にかけて、何らかの支援策が必要だということで、その内容について検討しているところでございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 これ、今年の冬どうなるか、私、分かりませんが、今から年越せる状況があるかないかというのも、事業所や何かによって違うわけですけれども、そういう金融機関との関係ですね。いわゆるお金を借りて運転資金にして、それを回していくと。そういう状況が、12月年末に限らず、やっぱり今から、秋から冬にかけて、今から準備するというのが非常に大事だと私は思うんですよ。ですから、その辺しっかりフォローしながら対応していただきたいもんだなど、このように思いますが、その辺どうお考えですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 先ほど、先がなかなか見通せない、むしろより厳しくなるのではないかというときに、早め早めの対策を促すというのは、議員御指摘のとおり、大変重要かというふうに思います。

関係する様々な施設に、そういった早めの対策を促して、できる限りのアドバイス、支えをしてまいりたいというふうに思います。

○佐藤 明議員 終わります。

○議長 16番佐藤 明議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

以上をもちまして、通告されました7名の一般質問は全て終了いたしました。長時間御苦労さまでした。

質問された議員、答弁なされた執行部各位の労をねぎらい、今後の市政運営に生かされることを期待しております。

~~~~~

散 会

○議長 本日はこれにて散会といたします。

御一同様、御起立願います。

どうも御苦労さまでした。

午後 1時50分 散 会

令和4年9月21日（水曜日）

本 会 議

令和4年9月21日（水）午前10時00分開議



議事日程第4号

令和4年9月21日（水）午前10時開議

議会報告 議会運営委員長報告

(総務常任委員長報告)

- 日程第 1 議第 41号 南陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議第 42号 南陽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議第 43号 南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(予算特別委員長報告)

- 日程第 4 議第 35号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 5 議第 36号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議第 37号 令和4年度南陽市財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議第 38号 令和4年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議第 39号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

(決算特別委員長報告)

- 日程第 9 認第 1号 令和3年度南陽市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 認第 2号 令和3年度南陽市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 認第 3号 令和3年度南陽市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 認第 4号 令和3年度南陽市育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 認第 5 号 令和 3 年度南陽市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 認第 6 号 令和 3 年度南陽市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 認第 7 号 令和 3 年度南陽市水道事業会計決算の認定について

日程第 16 認第 8 号 令和 3 年度南陽市下水道事業会計決算の認定について

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 4 号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（16名）

1 番	伊 藤 英 司	議員	2 番	佐 藤 憲 一	議員
3 番	山 口 裕 昭	議員	5 番	高 岡 亮 一	議員
6 番	高 橋 一 郎	議員	7 番	舩 山 利 美	議員
8 番	山 口 正 雄	議員	9 番	片 平 志 朗	議員
10 番	梅 川 信 治	議員	11 番	川 合 猛	議員
12 番	高 橋 弘	議員	13 番	板 垣 致 江 子	議員
14 番	高 橋 篤	議員	15 番	遠 藤 榮 吉	議員
16 番	佐 藤 明	議員	17 番	殿 岡 和 郎	議員

◎欠席議員（1名）

4 番 島 津 善 衛 門 議員

説明のため出席した者の職氏名

白 岩 孝 夫	市 長	大 沼 豊 広	副 市 長
穀 野 純 子	総 務 課 長	嶋 貫 憲 仁	みらい戦略課長
佐 野 毅	情報デジタル 推進主幹	高 橋 直 昭	財 政 課 長
矢 澤 文 明	税 務 課 長	高 野 祐 次	総 合 防 災 課 長
竹 田 啓 子	市 民 課 長	尾 形 久 代	福 祉 課 長
大 沼 清 隆	すこやか子育て 課 長	嶋 貫 幹 子	ワ ク チ ン 接 種 対 策 主 幹
島 貫 正 行	農 林 課 長	寒 河 江 英 明	農 村 森 林 整 備 主 幹
長 沢 俊 博	商 工 観 光 課 長	川 合 俊 一	建 設 課 長
佐 藤 和 宏	上 下 水 道 課 長	大 室 拓	会 計 管 理 者
長 濱 洋 美	教 育 長	鈴 木 博 明	管 理 課 長
佐 野 浩 士	学 校 教 育 課 長	山 口 広 昭	社 会 教 育 課 長
土 屋 雄 治	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	青 木 勲	代 表 監 査 委 員
細 川 英 二	監 査 委 員 事 務 局 長	安 部 浩 二	農 業 委 員 会 事 務 局 長

事務局職員出席者

安 部 真由美	事 務 局 長	太 田 徹	局 長 補 佐
江 口 美 和	庶 務 係 長	丸 川 勝 久	書 記

~~~~~

## 開 議

○議長（船山利美議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いします。

おはようございます。

御着席願います。

これより、本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は16名であり、定足数に達しております。

なお、本日の会議に欠席する旨通告のあった議員は、4番島津善衛門議員の1名であります。

よって、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第4号によって進めます。

~~~~~

議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ここで、本日の会議の運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 山口正雄議員。

〔議会運営委員長 山口正雄議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

私から、9月定例会の最終日であります本日の議会運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

初めに、付託議案の審査の結果について、総務常任委員長より報告を受け、続いて予算特別委員長及び決算特別委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行うことといたしました。

次に、本日の会議の日程でありますがお手元に配付してあります議事日程第4号により行うことといたしました。

以上、本定例会の最終日の運営につきまして

議会運営委員会において協議、決定いたしましたので、議員各位の御賛同と御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、報告といたします。

~~~~~

（総務常任委員長報告）

日程第1 議第41号から

日程第3 議第43号まで計3件

○議長 日程第1 議第41号 南陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第3 議第43号 南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案3件を、議事の都合により一括し議題といたします。ただいま議題となっております議案3件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 山口裕昭議員。

〔総務常任委員長 山口裕昭議員 登壇〕

○総務常任委員長 おはようございます。

私から総務常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました議案3件について、日程に従い、去る9月7日午前10時から議会全員協議会室において、関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第41号 南陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、特別休暇について所要の改正を行うものであります。

具体的には、不妊治療のための休暇を新設するもので、一の年において5日、体外受精及び顕微授精の場合は10日の範囲内で取得可能になったこと。

また、男性職員の育児参加のために休暇の対象期間を拡大するもので、妻の出産に係る子または小学校就学前の子を養育するため5日の範囲内で取得可能であるが、出産予定日6週間前から出産の日後8週間だったものを、出産の日以後1年を経過するまでに拡大されるものであります。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第42号 南陽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業を柔軟に取得できるよう、所要の改正を行うものであります。

改正内容の1点目は、これまで非常勤職員が育児休業を取得する要件として、子が1歳6か月に達する日まで任用されないことが明らかでない場合でありましたが、改正では、子の出生の日から57日間の末日から6か月経過する日まで、任用されないことが明らかでない場合に期間を短縮するものであります。

2点目に、常勤・非常勤職員の取得制限の回数の緩和で、産後パパ育休と育児休業の取得回数をそれぞれ1回から2回に改正するものであります。

3点目は、非常勤職員の育児休業取得を柔軟化するもので、これまで育児休業の初日を1歳到達日の翌日としていたものを、1歳到達日以降に配偶者と交替で取得が可能になったものであります。

4点目は、期末・勤勉手当において、これまで育児休業期間が2つ以上ある場合は、期間を合算して1か月を超えた場合は除算をしておりましたが、改正後は、産後パパ育休を取得した育児休業期間と、それ以外の育児休業の期間は合算せずに、それぞれ1か月未満の場合は除算

しないものであります。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第43号 南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。

本案は、令和4年10月1日から令和8年7月29日までの市長の給与月額を減額するため、条例の一部を改正するものであります。

当局からは、減額割合は100分の10で、退職手当の額の計算には減額された給与月額は適用しないものとの説明がありました。

委員からは、他市町村でもこういった傾向はあるようだが、現在の経済状況や人事院勧告の3年ぶりの引上げ、最低賃金も上げようという今の時代にそぐわない。市長の気持ちは重々理解できるが、その分しっかり仕事をしていただきたいとの反対意見がありました。

審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの総務常任委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第41号 南陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議第43号 南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案3件については、総務常任委員長の報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第41号から議第43号までの議案3件については、総務常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

(予算特別委員長報告)

日程第4 議第35号から

日程第8 議第39号まで計5件

○議長 日程第4 議第35号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第6号)から日程第8 議第39号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの補正予算議案5件を、議事の都合により一括議題といたします。

ただいま議題となっております補正予算議案5件について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 殿岡和郎議員。

[予算特別委員長 殿岡和郎議員 登壇]

○予算特別委員長 おはようございます。

私から、予算特別委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は、令和4年度各会計補正予算5件であります。

これを審査するため、去る9月16日に委員会を開催し、審査を行いました。

当委員会は、議長を除く全員で構成されておりますので、審査経過などは省略し、結果のみを報告させていただきます。

議第35号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第6号)

議第36号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第37号 令和4年度南陽市財産区特別会計補正予算(第1号)

議第38号 令和4年度南陽市介護保険特別会

計補正予算(第1号)

議第39号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

以上、補正予算5件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの予算特別委員長の報告に対し質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第35号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第6号)から議第39号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの補正予算議案5件は、予算特別委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第35号から議第39号までの補正予算議案5件は予算特別委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

(決算特別委員長報告)

日程第9 認第1号から

日程第16 認第8号まで計8件

○議長 日程第9 認第1号 令和3年度南陽市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第16 認第8号 令和3年度南陽市下水道事業会計決算の認定についてまでの決算認定議案8件を、議事の都合により一括議題といたします。

ただいま議題となっております決算認定議案8件について、決算特別委員長の報告を求めま

す。

決算特別委員長 板垣致江子議員。

〔決算特別委員長 板垣致江子議員 登壇〕

○決算特別委員長 おはようございます。

私から、決算特別委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は、決算認定議案8件であります。

これを審査するため、去る9月20日委員会を開催し、審査を行いました。

当委員会は、議長及び議会選出監査委員を除く全員で構成されておりますので、審査経過などは省略し、結果のみを報告させていただきます。

認第1号 令和3年度南陽市一般会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 令和3年度南陽市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認第3号 令和3年度南陽市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認第4号 令和3年度南陽市育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認第5号 令和3年度南陽市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認第6号 令和3年度南陽市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認第7号 令和3年度南陽市水道事業会計決算の認定について

認第8号 令和3年度南陽市下水道事業会計決算の認定について

以上、決算認定議案8件は、いずれも原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上、決算特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの決算特別委員長報告に対して質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認第1号 令和3年度南陽市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認第8号 令和3年度南陽市下水道事業会計決算の認定についてまでの決算認定議案8件は決算特別委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、認第1号から認第8号までの決算認定議案8件については、決算特別委員長報告のとおり決しました。

○議長 最後にお諮りいたします。

本定例会において議決されました議案の中で、整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決しました。

以上をもって、本定例会に提案されました議案の審査は全て終了いたしました。

~~~~~

市長挨拶

○議長 ここで、市長より発言を求められておりますので、これを認めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

9月定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきまして、慎重に御審議を賜り、全議案とも原案のとおり御同意、御可決などいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

また、当初提案いたしました補正予算案につきましては、一部議案の訂正があり、おわびを申し上げますとともに、御承認いただき感謝申し上げます。今後はより慎重を期し、上程したいと考えておりますので、御指導賜りますようお願い申し上げます。

15日の本会議冒頭でも申し上げましたが、家族のコロナ感染から濃厚接触者となり、さらに私自身が感染したことにより、度重ねて議会運営委員会を開催いただき、議会日程に多大なる影響を与えてしまいました。議員各位並びに職員の皆さんに御迷惑をおかけし、重ねて深くお

わび申し上げます。また、この間、温かい励ましやお見舞いの言葉を頂戴いたし、市政運営への御協力をいただきましたことに心から感謝と御礼を申し上げます。今後、より一層、コロナ対策や市民福祉の向上に邁進してまいります。

さて、8月3日から大雨や先日の台風14号では、本市におきましては大きな被害が幸いにもございませんでしたが、少しでも天候が違えば甚大な被害を受けたものと思っておりますので、今後も防災行政の充実に継続的に努めてまいりますと存じます。

一方、今年の夏は、コロナ禍発生以来、3年ぶりに祭りなど多くの地域の催しが復活し、徐々にではありますが、町のにぎわいと市民の皆さんの笑顔が戻りつつあることは大変喜ばしく存じます。この流れを着実なものとしていくためにも、本市のワクチン接種につきましては、今月26日からオミクロン株対応のワクチン接種を開始し、5歳から11歳までの小児用ワクチンの3回目接種を10月1日から開始するなど、ワクチンを希望される方に迅速に提供できるよう進めてまいります。

結びになりますが、議員各位におかれましては、寒暖の差が大きい季節でありますので、御自愛をいただきながら、各般にわたってさらなる御活躍をされますよう御祈念申し上げまして、9月定例会の閉会に臨み、御礼の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

~~~~~

### 閉 会

○議長 これをもちまして令和4年南陽市議会9月定例会を閉会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。



どうも御苦労さまでした。

午前10時24分 閉 会

南陽市議会議長 船 山 利 美

会議録署名議員 山 口 裕 昭

同 遠 藤 榮 吉

令和4年9月定例会  
9月16日（金曜日）

## 予算特別委員会

令和4年9月16日（金）午前10時00分開会・開議



殿 岡 和 郎 委員長

島 津 善 衛 門 副委員長

出 欠 席 委 員 氏 名

◎出席委員（16名）

|     |         |    |     |           |    |
|-----|---------|----|-----|-----------|----|
| 1番  | 伊 藤 英 司 | 委員 | 2番  | 佐 藤 憲 一   | 委員 |
| 3番  | 山 口 裕 昭 | 委員 | 4番  | 島 津 善 衛 門 | 委員 |
| 5番  | 高 岡 亮 一 | 委員 | 6番  | 高 橋 一 郎   | 委員 |
| 8番  | 山 口 正 雄 | 委員 | 9番  | 片 平 志 朗   | 委員 |
| 10番 | 梅 川 信 治 | 委員 | 11番 | 川 合 猛     | 委員 |
| 12番 | 高 橋 弘   | 委員 | 13番 | 板 垣 致 江 子 | 委員 |
| 14番 | 高 橋 篤   | 委員 | 15番 | 遠 藤 榮 吉   | 委員 |
| 16番 | 佐 藤 明   | 委員 | 17番 | 殿 岡 和 郎   | 委員 |

◎欠席委員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

|      |                 |       |                |
|------|-----------------|-------|----------------|
| 白岩孝夫 | 市長              | 大沼豊広  | 副市長            |
| 穀野純子 | 総務課長            | 嶋貫憲仁  | みらい戦略課長        |
| 佐野毅  | 情報デジタル<br>推進主幹  | 高橋直昭  | 財政課長           |
| 矢澤文明 | 税務課長            | 高野祐次  | 総合防災課長         |
| 竹田啓子 | 市民課長            | 尾形久代  | 福祉課長           |
| 大沼清隆 | すこやか子育て<br>課長   | 嶋貫幹子  | ワクチン接種<br>対策主幹 |
| 島貫正行 | 農林課長            | 寒河江英明 | 農村森林整備主幹       |
| 長沢俊博 | 商工観光課長          | 川合俊一  | 建設課長           |
| 佐藤和宏 | 上下水道課長          | 大室拓   | 会計管理者          |
| 長濱洋美 | 教育長             | 鈴木博明  | 管理課長           |
| 佐野浩士 | 学校教育課長          | 山口広昭  | 社会教育課長         |
| 土屋雄治 | 選挙管理委員会<br>事務局長 | 細川英二  | 監査委員事務局長       |
| 安部浩二 | 農業委員会<br>事務局長   |       |                |

事務局職員出席者

|       |      |      |      |
|-------|------|------|------|
| 安部真由美 | 事務局長 | 太田徹  | 局長補佐 |
| 江口美和  | 庶務係長 | 丸川勝久 | 書    |

本日の会議に付した事件

- 議第35号 令和4年度南陽市一般会計補正予算  
(第6号)
- 議第36号 令和4年度南陽市国民健康保険特別  
会計補正予算(第1号)
- 議第37号 令和4年度南陽市財産区特別会計補  
正予算(第1号)
- 議第38号 令和4年度南陽市介護保険特別会計  
補正予算(第1号)
- 議第39号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特  
別会計補正予算(第1号)

~~~~~

開 会

- 委員長(殿岡和郎委員) 御起立願います。
おはようございます。
御着席願います。
これより予算特別委員会を開会いたします。
ただいま出席されている委員は16名全員であ
ります。
これより予算の審査に入ります。
皆さん御承知のとおり、日程の変更がござい
まして、2日間取っていたんでございますが、
御承知のとおり今日1日限りというふうに限定
をいたしますので、何時になってもやるという
ことであります。御協力のほどをお願いをいた
します。
本委員会に付託されました案件は、令和4年
度補正予算5件であります。

~~~~~

議第35号 令和4年度南陽市一般会計補正  
予算(第6号)

- 委員長 初めに、議第35号 令和4年度南陽  
市一般会計補正予算(第6号)について審査を

行います。

当局の説明を求めます。高橋直昭財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

- 財政課長 [令和4年9月定例会 予算に関  
する説明書により 議第35号に  
ついて説明] 省略別冊参照。

- 委員長 この際、委員各位並びに当局にお願  
い申し上げます。

質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、  
簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願い  
いたします。

これより質疑に入ります。

補正予算書の予算に関する説明書により、歳  
入、歳出の順に行います。

最初に、歳入全般、12ページから17ページま  
でについて質疑ございませんか。

16番佐藤 明委員。

- 佐藤 明委員 歳入について質問いたします。  
昨日、おととい、内閣府では今深刻な物価の  
高騰、様々あるわけですけれども、この交付金  
について、6,000億円を各自治体に重点交付金  
として配分すると。こういう構想であります、  
それ今南陽市にも連絡が来ていると思うんです  
が、内容等について説明願いたいというように  
思います。

- 委員長 嶋貫みらい戦略課長。

- みらい戦略課長 ただいまの委員の御質問に  
お答えを申し上げます。

国より、令和4年9月9日、第4回物価・賃  
金・生活総合対策本部での協議を受けまして、  
地方創生臨時交付金の新たな交付金が創設され  
たというようなことで連絡をいただいております。

その制度の交付金の名称ですが、電力・ガ  
ス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金とい  
う名称でございます。

こちらの予算規模といたしまして6,000億円、  
使い道につきましては、電力、ガス、食料品等

の価格高騰に伴います生活支援、事業支援というふうなことで連絡が来ております。

なお、これまでのような交付限度額、市町村と県の配分の割合等につきましては、来週以降の連絡ということでまだ不明でございます。

以上です。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 連絡が来ていると、こういうことですね。

それで今、課長がおっしゃったように、電力、ガス、食料品等の価格高騰重点支援地方交付金と、6,000億円と、こういうことですね。配分等ははまだ具体的には来ていないと、こういうふうなことになっているわけですが、この中身については、八つの推奨メニューが示されております。

御承知のように、小中学校の学校給食費の支援、6月定例会議会でも、これ南陽市の高騰分については予算化されたと、こういう結果があるわけですが、そのほかにも様々なメニューが示されていると。

これ、締切りが10月31日になっているんですけれども、南陽市の計画としてどのようなメニューを示すのか、その辺どうでしょうか。

○委員長 嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 ただいまの委員の御質問にお答えを申し上げます。

今、委員からお話ございましたように、国のほうには10月いっぱいまで、事業メニューを検討して、申請してやるというふうなスケジュールになっております。

本日、庁内の各課へこの事業の効果的な使い方について、通知をさせていただく予定でございます。

県を通じての申請になりますので、10月の中旬くらいまでには事業を固めて、市としての取組を進めていきたいというふうな考えでいるところでございます。

以上です。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 私も6,000億円のうち、さっき課長はちょっと分からない、どのくらい来るか分からないと。前にも、そういうことがあったわけですが、大体、各自治体に分けると全国に一千七百何十かあるわけですが、6,000億円の内訳、これ大体これくらい来るだろうとか、いやこのくらいだろうとかという、ある程度の比率から見れば、私分かると思うんです。何百何十何円までは分からなくても、大体このくらい来るだろうと、そういう試算はされていますか。

○委員長 高橋財政課長。

○財政課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

今回の算定につきましては、これまではコロナウイルス感染症の影響に重点を置いたところになってございますが、今回は人口、また、物価上昇率、こちらを基礎として算定されると聞いております。

仮にはございますが、これまで交付された県、市の配分、半分ずつ3,000億円ということで想定いたしますと、算定の基礎は変わってはございますが、南陽市の場合であれば1億円から1億3,000万円の間くらいか、ということでの試算はしてございます。

以上です。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 大体、約1億二、三千万来ると、こういうふうに予測されると、今の答弁ですけれども、具体的に大体メニューが決まっているんで、やたらには使えないわけで、ある程度の物価高騰対策等々だと思うんですけれども、南陽市でどこにどういうふうにするということは、計画されているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長 副市長。

○副市長 私からお答えします。

実は、今回の配分が先ほどの推計があるんですけども、まだ県議会が今始まっていて、いわゆる県のお付き合いという語弊があるんですけども、県の事業に対して市のほうが負担しなければならない。この金額がまだ固まっていないので、はっきり南陽市として独自に使える金額はどのくらいになるか分からないというのが今の状況です。

昨日、実は正副議長と相談した中で、恐らく10月に臨時会を開いていただいて、その予算を審議していただく日程あたりをちょっと模索したいというふうに、今考えています。

先ほど申し上げたとおり、来週になったら各課のほうに通知をして、どういう事業が考えられるか、まず、出してもらって、予算規模からこのくらいの事業ということで市長査定が入って、大体こう仕組みができ上がったら、また議会と相談して、こういう形で行きたいんですけども、という話ができるのではないかとというふうに考えています。

以上です。

中身はこれからです。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 大体、流れがこう分かるわけですけども、いずれにしても来るということでは、当然今、準備段階だというふうなことだろうと思うんですけども、臨時議会を開いて、議会の承認を得て対応したいと。こういうことだと思ってくんですけども、その目途というのは10月30日まで出して、その後ですから、恐らく12月の定例会に出すのかどうか、それとも臨時議会で今言ったような方向でやるのか、その辺どうですか。

○委員長 大沼副市長。

○副市長 お答えいたします。

今の日程感で言うと、10月21日あたり臨時会をしていただいて、やれるのではないのかなと

いうことで、ちょっと進みたいと思っています。

最終的には、先ほど申し上げたとおり正副議長と御相談しながら日程は決めますけれども、一応そんな感じでは進みたいと思っています。

以上です。

○委員長 ほかにありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 それでは、次に歳出に入ります。

第2款総務費から第6款農林水産業費までの18ページから29ページまでについて質疑ございませんか。

9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 第2款総務費、1項総務管理費、一般管理費の中の019番、庁舎省エネ設備等導入事業費5億6,826万円計上されていますけれども、これは文厚でも資料もらって説明していただいて、その内容は理解しているところでありますけれども、平成27年に建築基準法の省エネ基準法が制定されまして、建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律ということで、略して省エネ法って言っていますけれども、これらの関係でますます建築に対する省エネの義務化がより厳しくなっているんです。住宅等建築物における我が国のエネルギーの消費量の約3分の1を使っているわけです。これも年々、家電製品の対応でエネルギーが増大します。

そういう意味においては、先に策定しました本市の地球温暖化対策実行計画に基づいて、13年間で3%、CO<sub>2</sub>を削減していくんだという目標の裏づけに、平成4年、平成5年にかけていろんな設備の導入を図って、結果的には162トンですか、削減する。これは分かりましたけれども、これをするに当たって、専門家に依頼して調査したと思うんです。

その中で、これは要するに、ちょっと専門的になりますけれども、一次エネルギーの面から考えればこういう結果だったろうと思いますけれども、建物というのは、エネルギーばかり

ではないわけです。そこに使われている断熱性能、それから様々な住環境の快適性とか、様々な絡んでくるわけです。あるいは、周りの自然環境。こういったところの総合評価をやった上で  
の検討なのか。その辺をお聞かせしていただきたいと思います。

○委員長 穀野純子総務課長。

○総務課長 それでは、私からただいまの御質問にお答えいたします。

あくまでも、自然環境とかそういったものに関しての調査はしておりません。これに関しましては、昨年度、南陽市の庁舎のエネルギーがどのくらい使われているか。そして、どういったものを取り組みすればどのくらいの削減ができるかというものを試算していただいた結果で、今回の計画を上げさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 本舎の庁舎のことを考えれば、57年に竣工しているわけです、約40年がたっているわけです。今回新たなこういう削減目標のために、最新型のいろんな機器を導入してCO<sub>2</sub>を削減するという方向なんですけれども、やはりその当時使っている断熱性能材料と今の断熱性能では全然違うと思うんです。例えば、極端な話、すばらしい省エネ型の空調設備を設置しても、例えばこんなことありませんけれども、隙間だらけの家にそういうものを設置しても、CO<sub>2</sub>の削減は図られるかもしれませんが、効率化の観点から見れば問題はあるわけです。そういったところで、やはりせっかくここまでやるのであれば、この庁舎の断熱の評価、あるいは様々な評価もすべきだと思うんです。

そういう建築評価システムというのは、もう既に確立されておりまして、CASBEEというシステムなんですけれども、これは自治体で

もう既に導入しているところあると思うんですけれども、そういったところまで少し踏み込んで、せっかく莫大なお金をつぎ込んでやるわけですけれども、その辺までちょっと検討をお願いするというのを要望したいと思います。

○委員長 要望ですか、要望。

(「はい」の声あり)

○委員長 ほかにありませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 ただいまの片平委員のところ  
で、関連ということで御質問したいと思います。

まず、この温室効果ガスで、今言ったように国は17年間で51%、南陽市は13年で39%、いわゆる1年3%というようなことで目標になって、それは達成すると、この事業を行うことによってというようなことは分かりましたけれども、まず最初に、お尋ねしたいのは、これ市長ですかね、ノーカーボンシティの宣言をしましたよね。ノーカーボンとこれの関係というのはあると思うんですけれども、これをやったからノーカーボンというようなことにはならない。このノーカーボンシティの中の一つのファクターだと、要因だというふうなことの理解でいいのか、その辺お伺いしたいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 ノーカーボンではなくてゼロカーボンシティ宣言でした。

SDGsの考え方が示されてから、やはり地球温暖化は非常に世界的に気候変動によって明らかになっていると。その中で、行政としても対応はこれは必ず必要だということで、まず、自らの管理している庁舎においても、できる限りの努力をその過程の一つとしていかなければいけないということで、行政の建物だけではなくて、市民全体でやっていきたい、その過程の一つとして今回取り組むということでございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。



○高橋一郎委員　　そういう意義だということで分かりました。

　　ちょっと具体的にお伺いしたいことがあります。

　　一つは、工事請負費になっておりますけれども、1から④までの工事をやるというふうなことです。この、例えばその5億6,800万円に関して、大体どういうふうな振り分けで、この5億6,800万円になっているのか、その辺は教えてもらえますか。

○委員長　　穀野純子総務課長。

○総務課長　　概算でございますので、ある程度の希望ということになります。

　　まだ直接工事費のみでの振り分け、ほかの振り分け等々が細分化できませんので、大まかではございますが、太陽光発電のほうに1億2,000万円ほど。あと一番大きくなるのはエアコンです、エアコンのほうに2億円ほどかかっております。そのほか、受変電の設備改修に3,000万円、一般照明のほうに4,000万円ほどで、そのほかの、今合計したもの以外の金額に関しては、今は直接工事費のみを上げましたので、そのほかいろいろ手数料等々で、5億6,000万円になるということでございます。

　　また、その中には設計委託のほうも入っておりますので、このような形になっております。

○委員長　　6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　　はい、分かりました。

　　これ、決まったら当然予算執行していくわけですが、発注していきわけですが、いわゆる項目ごとというか、工事の内容ごとというか、発注かけていくのか。一般競争入札なのか指名競争入札なのか、今現在考えられているものを教えてもらいたい。工期の設定もどれぐらいになるのか、教えてもらいたい。

○委員長　　穀野純子総務課長。

○総務課長　　発注は、一括で指名審査を予定しております。また、工期につきましては、4年、

5年度の、2年度の事業となっております。

　　まず、4年、5年度にまたがってする工事につきましてはLEDの交換、あとエアコンの交換、あと給排水衛生設備工事となっております。

　　5年度のみで工事させていただくのは、太陽光発電設備と受配電の設備の改修となっております。

○委員長　　6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　　今、指名競争入札だということですので、この規模というか、そういったことであれば市内の業者でも大丈夫だと思うんですが、いわゆる指名競争入札に当たっては、いわゆる県内、県外を問わず考えておられるのか。

　　それから、先ほど言った工期について、大体どのぐらいになるのかということと、業務に支障になるようなところがあるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長　　大沼副市長。

○副市長　　業者の件なんですが、指名業者選定審査会、私が一応委員長になっているものですから、その件については、実はまだはっきりとは分からないんですけども、恐らく相当な規模になるので、市内でもAランクということになると、それだけではそろわなくて、置賜規模くらいか県内規模あたりでやらざるを得ないのではないのか、という感じで今進んでいます。

　　以上です。

○委員長　　穀野純子総務課長。

○総務課長　　工期につきましては、先ほど申し上げましたとおり、4年と5年とまたがる工事と、あと5年度のみが工事がございますので、最終的には令和6年3月31日までとはなっておりますが、事務室等々の工事になるとは思いますので、工事できない期間とかも出ると思いますけれども、5年度いっぱいということで今のところは見込んでいるところでございます。

○委員長　　6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員　　業務に支障はないというよう

なことでもいいんですね。まずは、できるだけそういう形でやると。

あと、例えばこの見積りに、積算に入っていないんですけども、今、電気自動車の充電の設備、そういったものというのは2030年度までについては8年あるわけです。8年間の中で、やはり電気自動車というのはかなりのウエートを占めてくるんじゃないかというふうに思っています。この事業でやるのかどうかは別にして、そういった要望は確かにあると思うんですよ。

したがって、それについての考え方を大体やっていくのかどうか、準備というか、こちらで設置していくという考え方があるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○委員長 高橋財政課長。

○財政課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

今年度、公用車として初めてになりますが、電気自動車の導入を予定しております。導入につきましては、今月の末を予定しております。なお、今回につきましては初めての電気自動車ということがございますので、あくまでもモデル的にどの程度利用できるか、また、どの程度環境負荷が軽減できるか、ということを見極めたいというように考えております。

なお、充電設備につきましては、現在は通常の200ボルトでの充電を予定しておりますが、急速充電器の設置については検討してございますが、なお、全国各地を見ますと、急速充電器の新たな更新がなかなか難しい。コスト的な面も含めて難しいというお話も聞いておりますので、そういった情報を得ながら、今後改めて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 難しいというのは、いわゆるコストパフォーマンスの形だと思うんですけども、だからこそ、やはり庁舎、公共施設の中

に置く必要があるというふうに思いますので、これは検討していただきたいというふうなことで、この分に関しては要望したいと思います。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

4番島津善衛門委員。

○島津善衛門委員 ページ数29ページ、6款農林水産費、2項林業費について、お尋ねしたいと思います。

まず最初に、今年度当初予算において、県の緑環境税を利用したバッファゾーンの設置ということで、宮内地区、金山地区において実施していただきました。

8月で作業していただいたわけですが、非常に結果がいいと。景観上もこのくらいのメータ一数があれば熊とかイノシシも大分減るのでないかというふうなことで、各組合、その他の団体の方々から評価を得ておりますし、また、民間の方については、今まで山林か畑か分からないところがはっきりしたので、畑の部分で雑草だらけのところ自分で草刈りをしたり、それから除草剤散布をしたりして対応してくださっているというふうなことで、大変ありがたかったなというふうに思っております。この面に関して、感謝申し上げたいと思います。

この産業、この事業を実施するに当たり、宮内地区、金山地区2か所について、それぞれの地権者がいらっしゃると思います。その地権者の方々について、本当にその地区の方なのか、それとも、今もう地区を離れて地区外に行ってしまうのか。これ非常に大事な部分だと思いますので、この辺について、林務のほうで所有者に、地権者に当たっていただいたと思うんですが、その辺の人数把握をしていらっしゃるのでしょうか。もししていらっしゃれば教えていただきたいのですが。

○委員長 寒河江農村森林整備主幹。

○農村森林整備主幹 ただいまの質問にお答えいたします。

今回は3か所、合計4ヘクタールで実施いたしましたが、関係者の数は39人でした。そのうち13人が地区外、県外等の方となっており、

以上です。

○委員長 4番島津善衛門委員。

○島津善衛門委員 私、この質問をしたのは、実は今後緑環境税とかを頼らないで、民間ベースでやはりバッファゾーンの拡充、それから森林整備を図っていかねばならないのではないかとこのように思っております。

その中で、今、主幹の答弁の中で39人中13人が地権者地元でない。33%ですね。そうすると、これを地元の民間の業者がやろうとすると、非常に交渉に時間を要する。ある程度専門家を頼まなきゃならない。そうしてくると、コストが非常にかかってしまって結局手を出せない、イコール森林整備ができないという、里山整備ができないというふうなことになるのではないかとこのように思うのですが、この辺が民間業者でもスムーズにできるような、当局の協力姿勢というのは何かできることがあるのでしょうか。ちょっと教えていただきたいと思っております。

○委員長 寒河江農村森林整備主幹。

○農村森林整備主幹 お答えいたします。

平成30年度に森林法が改正されて、林地台帳を備えることとなりました。その林地台帳というのは市が持つ情報等ということで、様々な庁内の情報、連携できるという制度になったものですから、連携はしておりますが、それについてはあくまでも森林所有者、土地の所有者ですね、そちらにしか開示できませんので、通常は一般の方に出せないということになります。

今回たまたま、うちのほうで金山と宮内がした事業につきましては公共事業ということで、林地台帳を活用はしたのですが、その地区外の方につきましては、やはり住所異動等、やっ

ないので分からないということがありましたので、これについては、国のほうで法制度そのものを変えていただかないと難しい問題かなと思っております。

以上です。

○委員長 4番島津善衛門委員。

○島津善衛門委員 ありがとうございます。

でも、少なくとも、林地台帳でその場所、付近の図面だけはもらえるということですね、所有者はもらえない。だけれども、図面はもらえるから、後は自分で法務局に行って所有者を調べて、その所有者をたどって行って交渉して、森林の伐採等をするというふうな形になるということによろしいんですね。

○委員長 寒河江農村森林整備主幹。

○農村森林整備主幹 お答えいたします。

あくまでも、交付できる方につきましては、森林所有者、またはその委託を受けた方になりますので、その隣接する第三者が関係ない土地を請求することはできません。

以上です。

○委員長 4番島津善衛門委員。

○島津善衛門委員 分かりました。

要望になりますが、市長、この件に関してやはり全国で、この森林整備の問題はどこの市町村にもあるものだと思っております。やはり、民間の林業家が離れている、林業離れを起こしているというものも、そういうふうな手続上の難しさが非常にあります。ただ伐採するだけだったら、十分な技術力があってもそこに至るまでの過程がなかなか難しいというふうなことでありますので、ぜひその辺についても国のほうへの要望を、働き掛けを、一つのどこかの団体の場で意思を統一していただいて、国に要望していただくようお願いしたいと思います。

終わります。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第7款商工費から第10款教育費までの29ページから37ページまでについて質疑ございませんか。

13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 29ページの7款商工費、2目商工振興費の交流プラザ蔵楽の管理運営費に関して、このたびは雪害などでの施設の修繕になっておりますが、あそこの照明器具が非常に問題かなと思っております。

先日、ちょっと多目的ホールを使わせていただきましたが、今、コロナで入場する方、氏名、住所、電話、全て書かなければいけないんですが、ロビーが非常に暗くて、字を書くにも非常に大変でした。本当に懐中電灯で照らしたほうがいいぐらいに、ちょっと見えなくて大変だったんですが、蔵楽全体の照明器具の見直しも必要のかなと私は思っております。

まずは、ロビーなんですけど、ロビーも上のほうにつり下げ型の照明がありまして非常に遠い。そして、カバーがついておりますので、電灯の効率が非常に悪い。市民の方は見えなくて困ってらっしゃる。なので、まずは、ロビーが一番早くしていただきたいと思うんですが、蔵楽を建てたときに、非常にあそこ、照明器具高価なもの使ったんです。全体的に造るときに、非常に業者泣かせの設計の変更が何度も何度もありまして、電灯にしても結局1回発注したのに外国のものを取り寄せたりとか、そういうものが多かったんです。それで、工期が本当に最後までぎりぎりになったり、業者の人が赤字を抱えたりとか、そんなことで電気が物すごい、今考えるとエコじゃない、そういう電気がかなりあります。

なので、全体的に見直す考えなどありますでしょうか。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

現時点で、照明器具の更新は予定してござい

ませんが、今のように暗いとか、そういうふうな御意見、ほかにも少しあるようでございますので、もう一度使用状況等を確認しながら、必要性なども含めて検討したいと思っております。

○委員長 13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 ぜひ、入り口、ロビーの照明はできるだけ早く替えていただきたいと思えます。やはり多くの市民の方が使って、今、コロナの状況で書かざるを得ないという状況ですので、市民のためにも早く交換していただければと思います。要望でございます。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 30ページ、商工費の中の観光費についてお尋ねします。

この間、8月30日に四季南陽の奥山さんのほうから計画の変更があったわけですが、あの計画変更について、市としてどのような評価をしておられるか、お尋ねしたいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 計画変更に対する市の評価ということですが、昨年からの燃料、物価の高騰だけでも非常に建設の計画が、計画どおりにいくのかということをおぼろげに危ぶんでいた中に、ロシアによるウクライナの侵略が起こって、価格の高騰がかつてないほどに及んでいるということを受けて、なおさら、8月に着工を始めるということがはたして本当に計画どおりにいくのかということについては、内心非常に心配しておりました。

奥山さん側から様々に情報交換する中で、南陽を世界ブランドに、ということは全く変わらない中で、しかしこの価格の高騰に現実的に対応しなければいけないというお話を受けて、今回、ああいう計画の変更を示していただきました。

それについては、最悪の事態はこういう状況

になったので中止します。と言われることが非常に最悪な事態と考えています。そうした事態に及ばせずに、価格高騰も現実に対応した上で、計画は計画として進めていくんだという、その点は困難な中にあっても前向きに取り組んでいくという姿勢を感じたところでありまして、南陽市としてもその姿勢については共感を示して、できる限り一緒に協力してやっていきたいというふうに評価をしております。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 宿泊施設新設に伴う市道の変更と、そういったふうなことも既に決定しているわけですがけれども、それについては現状どおり進める、そういうことでしょうか。

○委員長 白岩市長。

○市長 8月30日の説明の際にも、奥山さんからお話がありましたけれども、前もって示されていた計画のとおりというわけではなくて、30室という計画でありましたが、そこについてはやはり価格高騰の影響を受けざるを得ない。そして、室数を幾らか減少し、しかし、単価をもう少し上げることで利益をしっかりと確保できる建物にしたいというお話がありました。

また、今回見直すことになったわけですが、従来の建物よりも、より独自性のある、お客様に来てもらえる建物に見直したいということもお話をされていたかと思います。

そういう意味では、前と同じではなくて、よりよいものになるものと期待をしております。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 私もいいほうにいいほうにと期待したいと思っておりますけれども、あと率直な感想を、あのとき聞いた感想としては、どこかでも申し上げたんですけれども、今まで何か夢みたいに大きな話だったのが、身の丈に合う構想に落ち着いたかなと、そんなふうな気が、私なりには受けたわけです。

ただ、いろいろ心配な点もあるわけですし、

そういった、あと既に進路変更というようなことも決定している。そういった中で市の、もともと、一万円で譲るといふか、いろんなあと好条件をつけた上での譲渡という契約だったわけで、そういったこともありまして、市としてはこれ、もう任せておいて大丈夫なんじゃないかというようなことでいいのかどうかというふうなことを考えますと、いろいろ心配な点があるわけですね。

そういった意味で、定期的な奥山さんとの話し合いといふか、そういったふうなことは現在やっておられるかどうか。それとも、もう奥山さんのほう、とにかくよくなってくださいといふふうなことでは、定期的な、そういった人のつながりといふのはないのか。その辺についてお尋ねします。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

四季南陽様のほうとは、定期的に打合せも含めて、商工観光課のほうでやってございますし、状況に応じて市長、副市長のほうにも入っていただいておりますし、あと、四季南陽様、奥山様のほうからは、何かいろいろ変更等があれば、大きなものについて報告する必要があるのであれば、議員の皆様、市民の皆様のほうにもその都度説明のほうさせていただきたいというふうなお話をいただいている状況でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 この間の、奥山さんの話される姿勢からもそういった、議会、また市民に対する配慮というのは十分うかがえたわけですがけれども、ただ、やはり今定期的に奥山さんとの連絡はあるというようなことで、私もひとまずそうかと思ったわけですがけれども、その辺やはり、市としてもあれを何とか成功させる責任があると思うんです。これも奥山さん信頼できる人だから大丈夫だというそれで任せて、万が一という、私も悪くは考えたくはないですけれ

ども、とにかく市としても、最後までちゃんときちっと奥山さんの構想というものを、実現していくための重大な責任あると思いますので、その辺の市長の御覚悟を確認したいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 この四季南陽の話というのは、ハイジアパーク南陽をどうするかの話から、市民の皆さんにとって非常に大きい影響のある話でございました。そうした中で、奥山さんのほうから提案をいただいて、現在に至っているわけですが、これの実現には当然ながら、市としては様々な条件をつけさせていただいておりますし、あるいは源泉の管理については、市がここは支援を申し上げるということで、公共の予算をそこに投じるということもあり、当然、重大な責任を負っているというふうに思っています。

任せっ放しとか、信頼しているから投げっ放しということは絶対にございませぬ。私は担当課と共に、奥山さんと責任を持ってこの事業の進捗を図ってまいりたいと、そのことに全力を尽くすということはお話をさせていただきますし、事業の進捗のためには、私最初に申し上げたのは信頼関係が何よりも大事だということでございます。こちらがいい加減な姿勢であれば、当然先方もそれなりの対応になります。そうしたことのないようにしてまいりますし、市政の両輪である議会におかれましても、ぜひ、当局と一緒にそうした姿勢で協力をいただければありがたいというふうに思います。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 この話というのは、本当にありがたい話として、我々も、市民も受け取っているわけで、これをフルに活用するというか、南陽市としても、あの奥山さんの力というものをフルに活用するという意味で、市民と奥山さんとの接点と、そういったこともいろんな形でつくっていただきたいし、そういった面で、奥山さんなりの知恵というものを市民の中にも入

れていけるような、何かそういうような一つの形というものを、今後考えていく必要というかやるべきだと思いますので、その辺どうか、いろんな形で奥山さんの力をフルにこっちが好条件を出している分、それ以上にフルに活用するような方向で、いろいろ考えていただきたいということを強く要望しておきます。

以上。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 ただいまの質問にちょっと関連して、お伺いをしたいと思います。

前回の臨時の全員協議会の中での、奥山さんの話の中で、いわゆる文化施設、現在の施設という旧ハイジアパーク、そこを先行して改修してやっていくというふうな話がありました。

そこで明らかになったのは、要するに入浴施設、それからサウナに関してはなくなるというふうなことだったかというふうに思います。

その図面については、何種類かあるというふうなことだったんですが、その図面の提示なんというのは、これから議会のほうにもできるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

四季南陽様のほうで、今、高橋委員がおっしゃったとおり、図面のほう何種類かというお話なんですけれども、その部分については、まだ我々のほうにも提示はまだいただいておりますけれども、近いうち、来月になるのか再来月になるのかなんですけれども、議員の皆様や、または市民の皆様の方に説明をする場も設定したいと四季南陽様のほうでおっしゃっておりますので、その少し前にはこちらのほうにちょっと御提示いただけるのかなというふうに感じております。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 私も、このプロジェクトはぜ

ひ成功してもらいたいというふうに思っています。

ただ一方で、市長も御存知のとおり、最初の設計というか話のときには、いわゆる浴室もある、それからサウナもあるというふうなイメージでいたわけです。ところが、いわゆる採算ベースになってくると、それがどうも無理だというふうな話になって宿泊施設になった。それはそれであれですけれども、その市民の、特にサウナの愛好者に関して、いろいろ私のほうにも来ています。サウナなくなるのかと、南陽市でサウナに入るところないよねというふうなことで、サウナに関しては私も何回もハイジアでは利用させてもらいましたけれども、大変すばらしいロケーションでとてもいい感じなんです。それがなくなるということで、ぜひそこについては、その利用者からすれば、その思いと、これから進むであろうプロジェクトの中身が変わってくるわけです。

それに関して、市長はどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 特に旧ハイジアパーク南陽の中でも、ロケーションと共にサウナというのは大変好評でございました。それが四季南陽の計画の中で、様々な計画の変遷があって、どうなるのかというのは注目していた点でありますけれども、できれば、いろんなニーズに沿った、対応できる施設であればいいなというふうに思っておりますが、一番はやはり事業を行う主体である四季南陽さんの採算が取れるかどうかという中で、進んでいかざるを得ないものというふうに思っています。

しかしながら、そうした市民の皆さんの声があるということは、折に触れて四季南陽さんのほうに、議会の声としてもお伝えしてまいりたいというふうに思います。

○委員長 ただいま質疑中ですけれども、ここ

で暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時15分 再 開

○委員長 休憩前に引き続き、高橋一郎委員の発言を認めます。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 先ほどの続きですけれども、市長のほうにもいわゆる常連と言われる方々からの要望、サウナをやはり残してよというふうなこととかあると思うんですが、実は私のほうにも来ているんですけれども、若い人で実はサウナ愛好家が増えているようなんです、実は。ワイン愛好とサウナと。その方から言うと、その人は南陽市に通っているんですけれども、ぜひ南陽市、あんないいものがあるって何でなくなるのということで、ぜひそのサウナが南陽にないというのはこれはちょっと大きな損失ではないかというふうに言っていましたので、常連の方だけではなくて、今後の見込みとしてでも、やはり必要だと思いますし、ただそれが先ほど言った、そのケン・オクヤマさんのほうとの採算ベースの形になってくるとまた次元が違ってきますけれども、そういった要望、どういう形で叶えていくのか。何か市長のアイデアありますか、今のところ。

○委員長 白岩市長。

○市長 すみません、アイデアは今のところ持ち合わせておりません。

ただ、全国的にサウナブームが起こっていて、私の認識ですとサウナブームの山が来て、それが通り過ぎつつあるというような認識であります。サウナが実現できるとすれば、やはり民間事業者の方のお力を借りるのが一番望ましいのかという気持ちではあります。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 奥山さんは民間事業者ですの

で、当然そういった形で、頭に入れておいてもらって、何か方策を考えていかないとやはりそういった要望に応じていけないというふうに思います。

私なりに思っているのは、後で赤湯財産区で話したいと思っておりますけれども、やはり例えば、元湯の起死回生策というか、元湯に例えばサウナ設けるとか、例えばですよ、そうふうなことで考えていく必要もあるんじゃないかというふうに思っています。ここは商工観光ですので、後で赤湯財産区のほうでもちょっと話をしたいというふうに思いますが、例えばそのようなことで、前向きに考えていただきたいというふうに思います。このところでは要望したいと思います。

○委員長 ほかに質疑ございませんか。

4 番島津善衛門委員。

○島津善衛門委員 35ページの10款教育費、社会教育費該当だと思んですが、市民運動会の件でちょっとお尋ねしたいと思います。

8月の全協でも、山口課長のほうに運動会をするしないについては、大会会長としての判断が必要なのではないかというふうなことを申し上げ、地域実情に合わせてやるというふうなことで、当金山についてはやろうというふうなことで計画しましたが、全地区、最終的には中止というふうなことになった経緯がございます。

この金山地区でも検討している中で、ぜひやろうということで、前は7地区に分かれていたものを紅白に分けてやろうとか、改善策を考えて出したところでした。

なぜ、そこまでするかというふうなことで、市民大運動会のもともとの発想が健康増進とか、地区内の融和とか、親睦だと思んです。そういうことから始まって来たのではないかというふうに推察しているんですが、この融和親睦について、この夏の甲子園で仙台育英高校の野球部の監督さんが「青春って、すごく密」と

いう言葉を使われました。これ今年の流行語大賞になるんじゃないかというくらい、国民受けしているようでございますが、実は青春だけが密でなくて私たちの年代も密ですし、人間って全ての年代が密な動物なのではないかというふうに私は思っております。

また、共助という観点からも、本来は地区内のそういう密さが必要だったんじゃないかというふうにも思われます。ただ、コロナで中止になったという形で中止をしていますが、中身をちょっとずつ掘り下げると、うちの地区にはもう高齢化が進んで人口減少で若者がいなくて、既存の運動競技ではもう地区として参加できないとか、そういういろんな事情があるようなんです。

そこで、一つ提案なんですが、運動会に代わるような、今後コロナが収まったときの融和親睦を図れるようなものはないのか。もしくは、今後運動会をどういう形で持っていったらいいのか。ぜひ、市長のほうからの指示で、地区長連絡協議会あたりで各地区長さんに下ろしていただいて、各地区でじっくり検討していただいて、早急に決めろということじゃないですからじっくり各地区の実情に合わせた運動会の流れ、もしくは運動会に代わるような地域の融和と親睦を図れるような、密になれるような行事はないかということを探すべき時期になったのではないかというふうに思うのですが、そういうふうな指示をぜひ、協議会のほうに出していただきたいと思うのですが、市民課長を通じて、図っていただきたいと思うのですが、市長いかがでしょうか。

○委員長 白岩市長。

○市長 市民運動会につきましては、残念ながら今年コロナの第7波の拡大を受けて全地区で中止となりました。

私としては、第6波が収束して、可能であれば行っていただきたいというふうに思っており



ましたが、現実的には第7波の立ち上がりというのは本当に急激なものでありまして、実施するのは難しいという判断はやむを得なかったというふうに思っています。

また、議員から御指摘の既存の運動会の形では、なかなかやはりテントを広げて、前と同じような競技で、というのは年々皆さん1年ずつ年を取っていく中で難しいという地域課題がだんだん増大しているというのも、現実的な課題として受け止めなければいけないというふうに思っています。

地区長連絡協議会のほうに検討依頼ということですが、地区の皆さんの、やはり意見を伺うというのは大切でありますので、どういった形でするかは今後考えるとして、いずれにしても地区のお考えをしっかりと聞きながら、今後のあるべき姿を検討してまいりたいというふうに思っています。

また、代わりのというのはなかなかこう市民運動会の代わりの行事というのは難しいわけですが、それに代わる可能性があるものとして、今年10月には南陽市で初めてランアンドウォークという事業を実施いたします。先ほど高橋委員からはサウナというお話もありましたし、世間的にはラン人口が増えているということもありますし、ウォーキングも健康増進でやる方が増えていると。それは非常にいいことだと思っています。それを市民の皆さんが気軽に参加できる形で、南陽市の定期的な事業として定着させる魅力的なものにできないかということは、今後しっかりと考えていきたいというふうに思っております。

○委員長 4番島津善衛門委員。

○島津善衛門委員 確かにそういうふうな、ランとかウォーキングとか人口は増えているんだと思いますが、私が強調したいのは地区内の共助なんです。融和、親睦。そこを図らないと地区内の共助ができない、そういう状況に入って

いるのではないかと。そうすると、市が考えている公助、共助、これが達成できなくなる心配がある。そういうふうなことが懸念されるということだと思えます。それらを解消する方法が何らかの形で必要なのではないかと。そうすると、既存の各地区で行っている、例えば運動会の予算を既存の各地区が行っている他の行事に、そこに補填して、その中でもっと融和と親睦を図っていただいて、共助を深めてくださいというふうな形。

確かに、一部元気がでる交付金というのもそういう形で利用させてもらっておりますが、そういうふうな形で市として、当局として共助をいかに進めるか、深くするか、これをしないと当局だけが市政全般を守らなきゃならない。そういうふうなひずみが出てくるのではないかと。ぜひ、そういうふうなひずみが出ないように、さっき申し上げましたように、人間は、私は密だと思っておりますので、密になるための施策をぜひ検討していただきたいというふうなことです。

要望します、ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番山口裕昭委員。

○山口裕昭委員 それでは、36ページ、10款教育費、5項社会教育費の7目の埋蔵文化財調査費について、ちょっとお伺いします。

先日、新聞等で北町遺跡という記事がありました。昨年にもそんな記事が載ったような気がするんですけども、まだいろいろ教えていただいたこともなかったものですから、ちょっと私不勉強でどういふものかよく分かりません。

ぜひ教えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長 山口社会教育課長。

○社会教育課長 ただいま、委員の御質問にお答えしたいと思います。

北町遺跡につきましては、事業主体が市とい

うことをごさいますので、愛知学院大の長井先生が中心となって、生徒さんをこちらのほうと一緒にお願いして発掘をいただいている。それを市が支援をしているというような形になっているものをごさいます。

調査については、平成30年から発掘調査を行っておるものをごさいます、本年についても8月6日、ちょうど夏休み期間だと思ふんですが、8月6日から調査を長井先生が実施されたというようなところでございます。

その調査の中においては、5つほどの大きなくぼみや約20か所に及ぶ柱の跡、こういった新たな堅穴型の住居跡の可能性が散見されたというようなところでございますし、そういった土器についても出土したというようなところでございます。その成果については、まだ正式な成果については愛知学院大のほうからいただいごさいますので、私のほうから今年度の発掘調査の内容については、発表できる段階ではごさいますけれども、縄文時代草創期、約1万6,000年から1万1,000年前のお話になるかと思ふ思ふけれども、そういった確実な住居跡がこの南陽、特に北町にあった。さらに、白竜湖周辺ということで、十分な遺跡の保存状態が保たれたという特異な事例になるのかと思ふ思ふので、私も注視していきたいと思ふ思ふところをごさいます。

以上であります。

○委員長 3番山口裕昭委員。

○山口裕昭委員 ただいまの、いろいろ教えていただいたんですけども、愛知学院大さんのほうで主にされているというところで、市のほうでも多少協力されたんですけども、これ非常に大事な遺跡だと思ふ思ふですね。

北町というのはよく分かると思ふ思ふんですけども、皆さん。大谷地で、すごいぬかるむところなんです。ああいうところに入ると、木とかそういうものが腐らずに残っちゃうという部分

があると思ふ思ふので、いろいろなものこれから出てくる可能性があります。ぜひ、そういうのを大事にさせていただいて、市のすごい財産になると思ふ思ふので、ぜひ、その辺のこと、市のほうでももっと協力してやっていただいたいと思ふ思ふんですけども、今後の市の協力については、学院大さんのほうともお話のほうさされているんではないかと。

○委員長 山口社会教育課長。

○社会教育課長 お答え申し上げます。

南陽市の関わりでございますけれども、常時職員を派遣しながら、一緒にさせていただいているという協力体制をさせていただいておりますので、そういった内容も踏まえて、十分今後とも協力関係を築いていけるものと思ふ思ふので、支援はしてまいる所存であります。

以上であります。

○委員長 3番山口裕昭委員。

○山口裕昭委員 先ほども言いましたけれども、非常に大切な文化財でありまして、市の宝物になるようなものだと思いますので、ぜひ協力させていただいて、成果のほうも発表できる段階になればぜひ教えていただきたいと思ふ思ふので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ございせんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、終結いたします。

次に、その他・附属資料38ページから43ページまでについて質疑ございせんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論

を終結いたします。

お諮りいたします。議第35号 令和4年度南陽市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、議第35号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

議第36号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 委員長 次に、議第36号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋財政課長。

〔財政課長 高橋直昭 登壇〕

- 財政課長 [令和4年9月定例会 予算に関する説明書により 議第36号について説明] 省略別冊参照。

- 委員長 これより質疑に入ります。

事業勘定の歳入歳出全般及びその他・附属資料52ページから57ページまでについて質疑ございませんか。

（発言する声なし）

- 委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第36号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、議第36号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

### 議第37号 令和4年度南陽市財産区特別会計補正予算（第1号）

- 委員長 次に、議第37号 令和4年度南陽市財産区特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋財政課長。

〔財政課長 高橋直昭 登壇〕

- 財政課長 [令和4年9月定例会 予算に関する説明書により 議第37号について説明] 省略別冊参照。

- 委員長 これより質疑に入ります。

歳入歳出全般、66ページから67ページまでについて質疑ございませんか。

6番高橋一郎委員。

- 高橋一郎委員 収入等、赤湯財産区のことについてお伺いしたいと思います。

大変喜ばしいことに、今増えているというような説明で、収入も増を見込むというふうなことで大変いいなと思います。

具体的に、この大体2か月くらいの、いわゆるパーセンテージで結構ですので、どのくらい増えたのか。それから逆に、元湯、それから烏帽子湯の状況どうだったのか、教えていただきたいと思います。

- 委員長 高橋財政課長。

- 財政課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

開業からおよそ3か月ちょっとということで、9月12日までの85日間の集計を行ってございます。現在のところ、1日当たり620人の方に御利用いただいている状況でございます。このこ

とにつきましては、令和4年4月のとわの湯、あずま湯の合計の利用者、1日当たり497人に対しまして、約25%の増加となっているところであります。また、子供さんの利用のほうも増えてございまして、現在、1日当たり平均27.6人の子供さんに御利用いただいております。

こちらは、整備のときに掲げました公衆浴場の文化を次世代へつなぐという部分につきましても、徐々にではありますが実現できているのかなと感じているところであります。

なお、バリアフリー浴室につきましては、ホームページを御覧になった方が徐々に増えてきてございまして、お盆過ぎくらいからは1日当たり1.2から1.5人くらいの推移でございます。

なお、烏帽子の湯、赤湯元湯の利用状況につきましては、赤湯温泉、湯こつとが開業するまでしばらくの間、あずま湯、とわの湯が休止ということもございましたので、烏帽子湯につきましては現在のところ8月末になりますが、前年度比で135.6%、赤湯元湯につきましては105.5%と、いずれも増加傾向にございます。ただ、湯こつとのほうが開業した以降になりますが、赤湯元湯につきましては駐車場の関係もございまして、徐々に減ってきているという状況にございます。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 増えていることは大変いいんですけれども、当初から心配していた元湯については、やはり減じていくのかというふうには思っております。これは現実的なことを直視しなければならぬと思います。

先ほど、商工観光のところで申し上げました、いわゆるサウナについてですけれども、言ってみれば起死回生策として、サウナを元湯に入れられないかというふうに思っているんですけれども、初めて発言するのですぐに答えることはできないと思いますけれども、そういったこと

について、検討するに値するのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○委員長 高橋財政課長。

○財政課長 ただいまの件についてでございますが、構造上どのようなことができるのかというところもまだ見てはございません。

なお、財産区につきましては既存の財産を維持管理、それを使っての事業というふうになってございますので、サウナの営業等につきましては課題があるのかなというふうに考えております。

なお、今後の赤湯元湯の在り方につきましては、財産区管理会の中でも様々、いろいろ検討してまいりたいと考えているところです。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 構造上もありますし、ただ、赤湯財産区の管理運営に関してというので、湯こつとは湯こつとでやっているわけです。同じく烏帽子の湯、それから元湯も赤湯財産区でやっている。その管理に関して言えば、管理人がいて、そういうふうやっていくということですので、やれない理由にはならないと思うんですけれども、構造的に駄目だと言え、これはやれない理由になると思うんですが、その辺を、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

もう一つは、今その管理人の話が出ました。当然、湯こつとに関しては3体制でローテーションを組んでやっているというふうなことで、当初からなかなか広くなると厳しいんじゃないかという話もありました。その実情をどうなのか、お伺いしたいと思います。

○委員長 高橋財政課長。

○財政課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、やはり施設が広がったということ、または業務内容が増えたということがございまして、職員のほうにつきましては

も大分負担が大きくなってございます。7月の下旬のほうになります。2か月運営した中身で職員の方がどの辺が困っているか、また改善点はどのようにしたらいいかという聞き取りをさせていただきまして、現在、従業員の中でもリーダーのほうを設置しておりますので、その方とシフトの在り方であったり、業務内容について話をさせていただいているところです。

なお、人員につきましても、やはり休暇の関係もございますので、パート職員と、こちらのほうも適宜活用させていただきながら、職員の方の負担軽減に努めてまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 そういった現状を分析して、ぜひそういった形で改善をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第37号 令和4年度南陽市財産区特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議第37号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

議第38号 令和4年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○委員長 次に、議第38号 令和4年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第1号)について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

○財政課長 [令和4年9月定例会 予算に関する説明書により 議第38号について説明] 省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。

歳入歳出全般及びその他・附属資料76ページから82ページまでについて質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第38号 令和4年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議第38号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

### 議第39号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○委員長 次に、議第39号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋財政課長。

〔財政課長 高橋直昭 登壇〕

予算特別委員長 殿 岡 和 郎

○**財政課長** 〔令和4年9月定例会 予算に関する説明書により 議第39号について説明〕省略別冊参照。

○**委員長** これより質疑に入ります。  
歳入歳出全般、90ページから91ページまでについて質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○**委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

（「なし」の声あり）

○**委員長** 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第39号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**委員長** 御異議なしと認めます。よって、議第39号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算5件の審査は終了いたしました。慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございました。委員各位の御協力に対し、深く御礼申し上げます。感謝申し上げます。

---

## 閉 会

○**委員長** これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

御起立願います。

どうも御苦労さまでございました。

午前11時50分 閉 会

令和4年9月定例会  
9月20日（火曜日）

## 決算特別委員会

令和4年9月20日（火）午前10時00分開会・開議



板垣致江子 委員長

佐藤憲一 副委員長

出欠席委員氏名

◎出席委員（14名）

|     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 伊藤英司  | 委員 | 2番  | 佐藤憲一 | 委員 |
| 3番  | 山口裕昭  | 委員 | 5番  | 高岡亮一 | 委員 |
| 6番  | 高橋一郎  | 委員 | 8番  | 山口正雄 | 委員 |
| 9番  | 片平志朗  | 委員 | 10番 | 梅川信治 | 委員 |
| 11番 | 川合猛   | 委員 | 12番 | 高橋弘  | 委員 |
| 13番 | 板垣致江子 | 委員 | 15番 | 遠藤榮吉 | 委員 |
| 16番 | 佐藤明   | 委員 | 17番 | 殿岡和郎 | 委員 |

◎欠席委員（1名）

4番 島津善衛門 委員



説明のため出席した者の職氏名

|      |                 |       |                |
|------|-----------------|-------|----------------|
| 白岩孝夫 | 市長              | 大沼豊広  | 副市長            |
| 穀野純子 | 総務課長            | 嶋貫憲仁  | みらい戦略課長        |
| 佐野毅  | 情報デジタル<br>推進主幹  | 高橋直昭  | 財政課長           |
| 矢澤文明 | 税務課長            | 高野祐次  | 総合防災課長         |
| 竹田啓子 | 市民課長            | 尾形久代  | 福祉課長           |
| 大沼清隆 | すこやか子育て<br>課長   | 嶋貫幹子  | ワクチン接種<br>対策主幹 |
| 島貫正行 | 農林課長            | 寒河江英明 | 農村森林整備主幹       |
| 長沢俊博 | 商工観光課長          | 川合俊一  | 建設課長           |
| 佐藤和宏 | 上下水道課長          | 大室拓   | 会計管理者          |
| 長濱洋美 | 教育長             | 鈴木博明  | 管理課長           |
| 佐野浩士 | 学校教育課長          | 山口広昭  | 社会教育課長         |
| 土屋雄治 | 選挙管理委員会<br>事務局長 | 青木勲   | 代表監査委員         |
| 細川英二 | 監査委員事務局長        | 安部浩二  | 農業委員会<br>事務局長  |

事務局職員出席者

|       |      |      |      |
|-------|------|------|------|
| 安部真由美 | 事務局長 | 太田徹  | 局長補佐 |
| 江口美和  | 庶務係長 | 丸川勝久 | 書記   |

本日の会議に付した事件

- 認第1号 令和3年度南陽市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和3年度南陽市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第3号 令和3年度南陽市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第4号 令和3年度南陽市育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第5号 令和3年度南陽市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第6号 令和3年度南陽市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第7号 令和3年度南陽市水道事業会計決算の認定について
- 認第8号 令和3年度南陽市下水道事業会計決算の認定について

~~~~~

開 会

- 事務局 御起立願います。
おはようございます。
御着席願います。
初めての決算特別委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員が臨時委員長の職務を行うこととなっております。
出席委員中、殿岡和郎委員が最年長委員でありますので、殿岡委員に臨時の委員長をよろしくお願いいたします。
殿岡委員、委員長席へお願いいたします。
〔殿岡臨時委員長 委員長席に着席〕
- 臨時委員長（殿岡和郎委員） おはようございます。
年長委員をもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。よろしくお願いを申し上げます。

ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は14名で、定足数に達しております。

なお、本日の会議に欠席する旨通告のあった委員は、4番島津善衛門委員、1名であります。

~~~~~

委員長の互選

○臨時委員長 これより、決算特別委員会委員長の選挙を行います。

お諮りいたします。委員長の選挙は指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時委員長 御異議なしと認めます。

よって、指名推選の方法により行うことに決しました。

指名推選は私から行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時委員長 御異議なしと認めます。

それでは、私から決算特別委員会の委員長を指名させていただきます。

決算特別委員会委員長に、板垣致江子委員を指名いたします。

ただいまの指名に御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時委員長 御異議なしと認めます。

よって、板垣致江子委員が決算特別委員長に当選されました。

ただいま委員長に当選されました板垣致江子委員長から、登壇の上、就任の御挨拶をお願いいたします。

板垣致江子委員長。

〔決算特別委員長 板垣致江子委員 登壇〕

○委員長（板垣致江子委員） おはようござい

ます。

ただいまは決算特別委員長に御推薦をいただきまして、ありがとうございます。

今現在、市民生活、また当局側もコロナの拡大、そして物価高で大変な状況になっております。本日の決算委員会で皆様の活発な御意見をいただきまして、来年度の予算編成に生かされますことを希望いたします。

委員の皆様、そして当局の皆様、よろしく御協力をお願いいたします。

簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

○臨時委員長 御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

ここで、委員長と交代いたします。

〔臨時委員長 委員長と交代〕

○委員長 ただいまから委員長の職務を行います。よろしく御申し上げます。

~~~~~

副委員長の互選

○委員長 それでは、決算特別委員会副委員長の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。副委員長の選挙は指名推選の方法により行いたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 御異議なしと認めます。

よって、指名推選の方法により行うことに決しました。

指名推選は私から行いたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 御異議なしと認めます。

それでは、私から決算特別委員会の副委員長を指名させていただきます。

決算特別委員会副委員長に佐藤憲一委員を指

名いたします。

ただいまの指名に対して御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 御異議なしと認めます。

よって、佐藤憲一委員が決算特別委員会副委員長に当選されました。

ただいま副委員長に当選されました佐藤憲一副委員長から、自席にて就任の御挨拶をお願いいたします。

佐藤憲一副委員長。

○副委員長（佐藤憲一委員） ただいま板垣委員長から副委員長の指名推選を賜り、全員異議なく御承認いただきまして、当選させていただきました。

つきましては、板垣委員長主導の下、また当局の皆様、そして委員の皆さんの御協力、御指導を賜りましてその任を務めさせていただきますので、よろしく御申し上げて御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長 これより決算の審査に入ります。

決算の審査につきましては、本日1日限りといたします。

本委員会に付託されました案件は、令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに事業会計決算の8件であります。

~~~~~

#### 認第1号から

#### 認第6号まで計6件

○委員長 認第1号 令和3年度南陽市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認第6号 令和3年度南陽市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの6議案について、当局の説明を求めます。

大室 拓 会計管理者。

〔会計管理者 大室 拓 登壇〕

○**会計管理者** [令和4年9月定例会 決算に関する説明書により 認第1号から認第6号について説明] 省略別冊参照。

○**委員長** この際、委員各位並びに当局にお願い申し上げます。

質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願いいたします。

これより質疑に入ります。

初めに、認第1号 令和3年度南陽市一般会計歳入歳出決算の認定について、事項別明細書により審査を行います。

最初に、歳入から行います。

第1款市税から第13款使用料及び手数料までの44ページから56ページまでについて、質疑ございませんか。

16番佐藤 明委員。

○**佐藤 明委員** まず最初に、南陽市の予算の骨格、これ各自治体で新年度予算に歳入、それから歳出ということいろいろ予算化するわけですが、特に私、常々思っているんですけども、事業すれば市が借金して事業すると、これ毎年毎年違うわけですが、利払いなども年度ごとによって違うわけですが、

この南陽市においては、市債残高が平成28年度から令和2年度まで減少してきたと。しかし、3年度の市債残高は増えてきていると、これはさっき言ったように、いろいろな事業のやり方によって増えたり減ったりすると、こういうことだろうと思うんですが。

そこでお尋ねしたいんですけども、現在、単年度のいわゆる借金ですね、これ十五、六億円あるとさっき報告あったわけですが、利子なども9,200万円ほどあると、このような報告あったわけですが、累積の市債というのは150数億円あるわけですが、これ年々減ってきて、最近では、特に白岩市長になってから

は相当減らしてきたと、そういう経過あるわけですが、この利払いについてどうなっているのか、実態をお聞きします。

○**委員長** 高橋直昭財政課長。

○**財政課長** それでは、ただいまの御質問にお答え申し上げます。

利払いの状況ということでございますが、地方債残高の減少に合わせまして、こちらのほうも減少してございます。また、以前は金利が非常に高いものもございましたが、現在は低金利ということで、そちらのほうの金利の負担も大分軽くなっているところでございます。

以上でございます。

○**委員長** 16番佐藤 明委員。

○**佐藤 明委員** 課長おっしゃるとおり、各銀行ですね、あるいは農協等々見てみますと、利息が毎年減っていると、減っているというか抑えられてきているわけですね。今、企業の借入れ等もこれ繰上償還などできるようになってきていると。

そのことによって、非常に条件としてよくなってきていると、こういうことが言えると思うんですが、その辺の状況、しかも繰上償還等々についてはどのようにされているのかですね、御答弁願います。

○**委員長** 高橋直昭財政課長。

○**財政課長** それでは、お答え申し上げます。

地方債の繰上償還ということでお答えさせていただきます。

以前ですと、金利が高いものにつきましては、財務省のほうの指導をいただきながら繰上償還をしてございましたが、現在、金利が高いものはございません。ほとんどが1%台というふうになってございますので、こちらにつきましては、現在のところ繰上償還は行っていない状況でございます。

○**委員長** 16番佐藤 明委員。

○**佐藤 明委員** いずれにしても、そういうふ

うな金利の状況になっていると今報告があったわけですが、今、事業をする場合は、例えば介護施設とかあるいは保育所の建設等々については、このいわゆる直営で建設すれば結構交付金が抑えられてきていると、そういう結果あるわけですが、そういう状況の中で、民間が建てる場合は、結構国のほうで有利な要綱などを設けて対応していると、こういう実態があります。これからいろいろな施設を建設する場合、南陽市としては民間に依拠すると、こういうことになるのかどうかですが、その辺どうでしょう。

○委員長 市長。

○市長 お答えいたします。

全てというわけではございませんけれども、国の制度もしっかり注視して、できる限り市に有利なメニューを活用するように気をつけてまいります。

その上では、国の方向性も民間の活力を十分に活用するよという方向性だと思いますので、市もその方向性に沿って、そのとき、そのときで適切に行ってまいりたいというふうに思います。

○委員長 ほかにございませんか。

5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 44ページの法人市民税に関連してですが、非常にこのコロナでどこも減益になっているんでないかという中で、一部企業の増益により法人市民税が5.7%増になったと。これ、どういうふうな内容だか、その内容について御説明いただきたいと思います。

○委員長 矢澤文明税務課長。

○税務課長 法人市民税の決算状況について、若干御説明させていただきます。

法人市民税のほうは、前年度決算、令和2年度の決算では約2億円でございました。それに対して3年度の予算は1億6,000万円ほどと見込んで、最終的に決算で結んだのが2億2,400

万円となっております。

こちらの決算状況の分析なんですけれども、実際のところ、コロナの状況で落ちるのではないかというふうなことで、こちらも考えておったんですけれども、予想に反して日本全体法人税のほう伸びておまして、南陽市のほうもそれに準じて法人市民税のほうも伸びておる状況です。

原因につきましては、なかなか内容難しいんですけれども、例えば個別の企業ごとの状況まで掘り下げてみないと分からないところが多々ありまして、一概には言えないところです。

以上でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 何でも一概には言えないわけですが、そういった中で、日本全体の傾向がそうであるということで、そういったことも照らし合わせながら、決してマイナスだけではないかということ、これからの企業の在り方というのを考える上で、非常に重要な問題を持っていると思います。

そこから、どういったところで増収して、どういったところで減収となったかというような、そういったところの収益が上がったか、減益したかということ、そこをきちんと、やはりそれなりの分析をそれぞれの、国任せじゃなくて地方自治体単位でもしていく必要があると思いますけれども。

そういったふうな方向については、市としては何か取組というか、取り組むとしたらどういったふうなところで取り組まれるか、取りあえず税務課のほうでどのように考えておられるか、これからの方向をお答えいただきたいと思ます。

○委員長 矢澤文明税務課長。

○税務課長 ただいまの質問にお答えいたします。

ほかの団体との情報交換などはこれからやっ

ていくところでございますけれども、ほかの団体の状況が、そのまま南陽市に当てはまるというふうなことにもなりませんので、その辺は南陽市の現状を認識しながら当市の判断をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 こういったところをどう突っ込んでいくかというのが一つ市の姿勢として問われるのではないかと。これはこういうふうな数字だ、国とも一緒だというふうなところで、そこでストップしてしまったら、これからの方策というのはなかなか見えてこない。

そこで一旦立ち止まって、南陽市の場合はどういうふうな原因でそういったことがあるのかというような、そういった突っ込みというのが非常に重要だと思いますけれども、その辺、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○委員長 大沼副市長。

○副市長 私からお答え申し上げます。

御存知のとおり、法人市民税の課税標準というのは法人税です。法人につきましては、調査権は市にありません。ですので情報収集にも限界がある。

いわゆる個人市民税の場合は、所得税と同じように調査権もありますので、ある程度調査をしながら、どういう傾向にあるかというのもつかむことができるんですが、法人住民税に関して言えば、やはりなかなか傾向としてこういうふうな感じだというのは分かるんですが、市が積極的になって、例えば増収だったりそういうものをするというのは、なかなか税制的にも困難な面がありますので、先ほど担当課長が申し上げたとおり、景気等を注視しながら、ほかの団体を見ながら、欠損が出ない程度に予算を組みたいというような形で対応しているところがあります。

以上です。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 厳密に正式な調査ということは不可能であっても、そういったところに関心を持っていくということは非常に重要だと思いますので、今後、そういったところを、関心を持っていただきたいということを要望しておきまして、もう一つ。

歳入全般でいいんですね、最後まで。

○委員長 56ページまでお願いします。

○高岡亮一委員 じゃ、その後。

○委員長 それでは、56ページまでのところでほかに質疑ございませんか。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 44ページの固定資産税の、特に滞納繰越分のことについてお伺いをしたいと思います。

調定額が滞納繰越分で4,381万何がしというふうにあります。これは、いわゆる課税の誤りによる追徴の調定だというふうに思うんですけれども、まずそこからお伺いしたいと思います。

○委員長 矢澤税務課長。

○税務課長 滞納繰越につきましては、課税誤りの件は関係ございません。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 関係ないということですが、その中で、この調定額の4,381万円というふうな中身が、毎年こうだったのかちょっと私前年度見ていないんですけれども、その中で収入未済が2,632万円あるというふうなことで、収入未済のほうが結構多いわけですね。その辺についての説明をお願いしたいと思います。

○委員長 矢澤税務課長。

○税務課長 固定資産税の収入未済の内容ということでございますけれども、こちらのほうは、令和3年度に収入できなかった分というふうなことではございますが、内容といたしますと具体的にどのようなことをお聞きになっているのか、すみません確認させてください。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 休憩をお願いしたいと思うんですけども、ちょっとこちらのほうと意味が通っていないというか。

収入未済額なんですよ、要するにまだ入っていない滞納繰越分で、それはどういう原因か、どういう中身かというふうなことをお聞きしたいということと。

もう1点は、休憩前にもう一つは、先ほど私認識は分からないんですけども、いわゆる課税調定ミスありましたよね、固定資産税で。その部分の調定というのはどこに上がっていく、当初予算に上がってきたんでしたっけ、補正で上がってきたんでしたっけ。この滞納繰越分で私は調定になるのかなというふうに思っていたんですけども、その辺についてはどういうふうになるのかも教えてください。

○委員長 矢澤税務課長。

○税務課長 大変失礼いたしました。

昨年の課税誤りにつきましては、滞納繰越にはならず、現年分でほぼ回収させていただいております。ですので、今回の決算につきましては、通常の年と同じように収納の努力の結果、このような形になったというようなこととなります。

○委員長 暫時休憩といたします。

再開は予鈴をもって行います。

午前10時56分 休 憩

午前11時10分 再 開

○委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き審査を行います。

矢澤文明税務課長。

○税務課長 それでは、お答えいたします。

固定資産税の滞納繰越分の調定額4,381万円につきましては、令和2年度までに納めていただけなかった未納分というようなことでございます。収入済額1,000万円のところは、令和3

年度中に納めていただいた金額、不納欠損の698万円のところは欠損を処分した金額、こちらを差し引きますと、まだ未納となっている部分、収入未済額として2,600万円ほどが残ることになります。その分は、令和4年度分のほうに繰り越されるというようなこととなります。

以上でございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 分かりました。

結局、滞納繰越分のいわゆる収入未済額というのは、毎年こういった形で表れてくるというふうな認識をしました。

これに対して、いわゆる回収できるのか、要するに収入として納めることができるかどうかについてはどうなのでしょう。難しさがあるとするれば、結局は不納欠損でそれは処理していくというふうな認識でいいのか、お伺いします。

○委員長 矢澤税務課長。

○税務課長 ただいまの質問にお答えいたします。

滞納繰越分について、対象者につきまして納税相談に呼び出したり、あと財産調査などをいたしまして、その結果、やむを得ず欠損すべきものは欠損するというふうな判断をするところでございます。

以上でございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 そういうふうなことなんですよけれども、いわゆる滞納処分、いわゆる差押え等ですね、それについては、例えば不動産に関して言えばいろいろ抵当権等の設定があったり、優越する差押えというか、債権でないというようなことであれば、これは無益な差押えとしてなかなか差押えもできないというふうなことだと思うんですけども、そういう状態なわけですか。

○委員長 矢澤税務課長。

○税務課長 全てが全てというわけではござい

ませんけれども、不動産を差し押さえた場合、そちらのほうを換価できるかどうかというふうなことが不動産の差押えのポイントになりますので、そこのところを見極めて、不動産の場合は差押えをいたします。

以上でございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 分かりました。

それはそれで、その件についてはその辺にしておきたいと思えます。

市長にちょっとお尋ねしたいんですけども、いわゆる課税ミスによる調定ミス等によって、今回いろいろと問題があったわけですけども、それは全協等でも説明で、ヒューマンエラーに関してはこれはなくすようにしたいと、そのためのいろいろ手を打ちたいというふうなことがありました。

その件に関して、もう一度どのような形でこのヒューマンエラーを解消する手だてについてですね、市長のほうからお伺いをしたいなというふうに思っています。

○委員長 市長。

○市長 課税上のミスというのは、行政としてはあってはならないことであり、このようなことが二度と起こらないようにという姿勢で臨んでまいらなければいけないというふうに思っています。

再発防止におきましては、やはりダブルチェックをしっかりとすることが一番ということと、一斉調査、やはり放置されて何年も分からない、ひょっとすると10年も20年も分からないということもございますので、一斉調査も検討しているところでございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 そういうような形で、ミスのないようにぜひよろしくお伺いをしたいと思います。

○委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、次に移ります。

次に、第14款国庫支出金から第15款県支出金までの56ページから72ページまでについて、質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第16款財産収入から第21款市債までの73ページから88ページまでについて、質疑ございませんか。

5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 82ページの雑入に関してですけども、その区分の中で、実費徴収金の中に宮内公民館光熱水費実費徴収金として4万8,000円上がっていて、それから雑入のほうに漆山公民館電気使用量として4,104円が上がっているんですけども、これ実費徴収金と雑入との違いというのは、どういうふうになっているのか御説明いただきたいと思えます。

○委員長 山口広昭社会教育課長。

○社会教育課長 お答え申し上げます。

性質についてお答え申し上げますので、御了解賜りたいと存じます。

宮内公民館の実費徴収の部分については、こちらについては更生保護の事務所、サポートセンターが入っておりますので、そういった占有の部分についての実費徴収の考え方でございます。

また、83ページなりますけれども、漆山公民館の電気使用料の形につきましては、こちらはNCVのライブカメラに電力を供給しているというようなことから頂いているものでございます。

以上であります。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 これ、宮内公民館以外の実費使用料というのは、これはどういうふうな形になっているんですか。



○委員長 山口広昭社会教育課長。

○社会教育課長 お答え申し上げます。

ほかの公民館については、当然、営利事業等に貸し出したものについては、その使用料が入るといふようなことになろうかと思ひます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 営利でない部分で、暖房料、冷房料というものを徴収した、その金額が4万8,000円だと思ふんですけれども、ほかの公民館での暖房料、冷房料についての金額はどこに入っているんですか。

○委員長 山口社会教育課長。

○社会教育課長 すみません、ちょっと私の認識不足であります、宮内公民館の実費徴収料についての中身について、こういう形で4万8,000円載せさせていただいておりますが、これがどう違ふかといふようなお答えをさせていただくとよろしいのでしょうか。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 ほかの公民館ではどういふふうな、暖房料、冷房料についての当然徴収していると思ふんですけれども、それはどこに、どういふふうな形で項目で上がっているのか、それをお聞きしたいと思ひます。

○委員長 山口社会教育課長。

○社会教育課長 お答え申し上げます。

なかなかすみません、理解できずに恐縮でございます。

公民館については、基本的に社会教育団体の利用に際しては頂いていないかと思ひます。そういった点でのお話かと思ひますが。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 私が所属している団体では支払っておりますので、それが宮内公民館だけなのかと思ひ、ちょっと不思議に思ひてお尋ねしたんですけれども、それ以外では徴収していないとしたら、宮内公民館だけが払っているのかと、その辺どういふふうになっているかお

聞きしたいと思ひます。

○委員長 山口社会教育課長。

○社会教育課長 申し訳ございません。遡らせていただひて恐縮であります。54ページお聞きいただけますでしょうか。

すみません、私の認識不足でありましたが、54ページの社会教育使用料の中の公民館使用料、こちらの中に包含されているものでござひますので、御理解賜りたいと存じます。

すみません、個別のことと解釈しましたので、申し訳ございませんでした。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 宮内公民館の場合と性質的には宮内公民館の金額もそっちに含ませるのは、先ほどの説明でちょっと私もよく理解できなかったんですけれども、最初の説明、そういった説明で宮内公民館の場合は違ふといふような観点から、特別に宮内公民館のあれがなっているわけですね。

○委員長 山口社会教育課長。

○社会教育課長 お答え申し上げます。

宮内公民館の光熱費の実費徴収分につきましては、この書き方がなかなか難しかったのかなと思ひますけれども、更生保護サポートセンターとして、行政財産の目的外使用として、要するに社会教育の利用ではない、占有としてお貸ししているものに対して実費を頂いているものであります。

先ほど、私申し上げたのが、社会教育団体として様々御利用いただくものについては、先ほどの社会教育施設の利用料のほうに含まれていふますといふようなことですので、社会教育としてお使いの部分と、全く宮内公民館の機能として別にお使いになっていた部分については、分けていふといふような考え方で御理解いただきたいと思ひます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 ちょっとなかなかのみ込みが

悪いんで申し訳ないですけども、そうすると、宮内公民館で徴収した部分については二手に分かれているという理解でいいんですか。

○委員長 山口社会教育課長。

○社会教育課長 申し訳ございません。

宮内公民館で実費徴収しているというのは、この実費という書き方がなかなか難しかったのかなと思いますけれども、更生保護サポートセンターについては、宮内公民館機能としてはないわけでありまして。なので、宮内公民館の一部をその団体に占有させているので、実費を頂いているという考え方でございまして、その他については、一般的な社会教育施設として頂いているということで、二つに分かれているものと御理解いただきたいと思います。

○委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 次に、歳出について行います。

第1款議会費、89ページから90ページまでについて、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 次に、第2款総務費、90ページから122ページまでについて、質疑ございませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 102ページ、ふるさと納税についてお伺いをしたいと思います。

基本的に8億6,400万円くらいの寄附金があって、それを歳出としては4億234万8,000円というふうな形になっている。逆に言えばこの差引きの金額4億6,000万円が、言ってみれば自由になる歳出の金額かなというふうに思っていますけれども。

これ、いわゆる寄附の際に希望という形で用途の指定というんですかね、そういった形があると思うんですが、その内訳というのは分かるでしょうか。

○委員長 長沢俊博商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

寄附の際に、例えば子育てとか教育とか、いろんな事業に役立ててほしいとか、そういうふうな形で確認といたしますか、希望の調査はさせていただいてございまして、年に1回ぐらいホームページ等で、こういった事業に使わせていただきましたというふうな形で、公表のほうはさせていただいております。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 ほかの市町村も、このふるさと納税に関しては非常に力を入れて、いわゆる収入源として上がってきて、それが有効に市の費用として、歳出として予算が組めるというふうな形だと思います。

これについて、いろいろPRをして、ふるさと納税のポータルサイトを増やしたり、様々なことを工夫してなされているようですけれども、現段階としていわゆるPR、南陽市のふるさと納税のPRに関してポータルサイトも含めた形プラス何かやってみて、こういった形でコマercialしていけば効果があるんじゃないかとかっていうのは把握しているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

具体的にポータルサイト名まで出して御説明したいんですけども、ウェブ広告、さらには寄附された方に対して、直接メールをさせていただいたりとかはさせていただいております。

さらに、これまであるポータルサイトが7割ぐらいを占めていたんですけども、今、ふるさと納税についても、ほかのサイトですと例えばポイントがつくサイトだったりいろいろあるものですから、どちらかという寄附される方も、そちらのほうのサイトからの寄附が多くなってきているのかなというふうに感じてございまして、そちらのほうのサイトを充実するように今は心がけてございます。そういった工夫をしながら取り組んでいるところでございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 そうですね、寄附者からすると納税でも利点がある、ポイントもつくということであれば、ダブルの利点があるわけですから、そういったことには可能性があると思います。

もう一つ、いわゆるリピーターというんですかね、継続して南陽市のふるさと納税品を購入していくと、そういったリピートに関しての把握というのはできているんでしょうか。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

今、リピーターの方が何パーセントぐらいいるという数字まで把握していないんですけども、ポータルサイトのほうの管理をしていただいている業者のほうと、毎月1回打合せをさせていただいてございまして、ページビュー数の数だったり、あとはその中から実際寄附に回ったパーセントだったり、あとはリピーターの方だったり、そういった把握はしてございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 分かりました。

新規の獲得もそうですけれども、増えているというのは新規の獲得が増えているからだと思いますが、リピーターについては、ものがよくて満足すれば当然増えていくわけですので、その辺のリピーターの、何ていうんですかね、フォローというんですか、そういったものも必要だと思いますので、これまで以上にぜひ力を入れてやっていただきたいというふうに思います。要望です。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 ポータルサイト委託料というのは、2,600万あるわけですが、全部ポータルサイトというのは、市外業者になるわけですか、市内で何らかの形でポータルサイトの働きをやる市内の業者というか、それはあるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

ふるさと納税の場合、委託料のほうで払っている部分と、あと同じ103ページで申し上げますと、上のほうから5番目に役務費ということで、手数料というふうな形で払っている部分とございますので、今御質問があったポータルサイト委託料につきましては、二つのポータルサイトに対する委託料と、あと全般的に、二つを除いたサイトの部分を委託している民間事業者には払っている部分でございまして、全て市外の事業者となっております。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 今、言われた役務費のほうに関してはどうですか。どういったところに払っているのか、それお聞きしたいと思います。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

役務費の部分については、こちらもポータルサイトのほうの手数料になりますので、全て市外の民間事業者になります。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 最初、この数字を見たとき、役務費が1億超えている、この金額、何とか市内にそういったこれからの一つの世の中の方向として、こういったところでの業種の開拓というのが、ある意味これから大事なところになってくるんでないかなと。

そういう意味で、今の自然の流れとしては、市外業者頼りになるわけですが、今後、市内にそういったポータルサイトの働きをする芽は今のところないのかどうか、その芽を育てる可能性というのは今後ないのかどうか、その辺、どのように見ておられるかお聞きしたいと思います。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

私、先ほどもう少し詳しく説明すればよかつ

たのかなと思ひまして、先ほどの役務費1億1,700万円のうちなんですけれども、約半分ぐらいはお礼の品をお送りする送料、そちらが含まれてございますので、よろしく願いいたします。

委員おっしゃるとおり、市内の事業所で取り組めればいいんですけれども、今現在なかなか状況でございまして、今後についてもすぐ見つかるのかということ、なかなか難しいのかなというふうに感じております。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 現状では難しい、まだその芽も今のところではないというふうな判断だと思ひますけれども、一つこれからの世の中の可能性を考えたとき、そういった、せつかくふるさと納税というのは年々増えている状況の中で、そしてその中の働き、ポータルサイト的なそういったものがあつてのふるさと納税ということであれば、新たな南陽市内にそういった可能性を育てていくというか、その金額を何とか市内に落とすような方向というものも、ひとつ考えていくことが重要なのではないかなと思ひますので、このことを要望しておきたいと思ひます。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ございせんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第3款民生費、122ページから142ページまでについて、質疑ございせんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第4款衛生費、142ページから155ページまでについて、質疑ございせんか。

8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 154ページの1項保健衛生費、5目健康づくり推進費の中で、やまがた健康マイレージ事業費についてお聞きしたいんですが、

この成果表を見させていただきますと、発行枚数が7人の方に発行したというふうなことになっているわけですが、非常に低調な状況かなというふうに感じております。

そういう意味で、近年の発行枚数の推移について、まずお伺ひしたいと思ひます。

○委員長 大沼清隆すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 それでは、ただいまの委員の御質問にお答え申し上げます。

近年の発行状況でございますが、今手元でございますのが過去3年ほどになっております。

令和元年度につきましては351枚、令和2年度につきましては113枚、それで令和3年度につきましては、成果報告書にも記載のとおり7枚というふうな状況になってございまして、かなり急激に減っているというような状況でございます。

以上です。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 この低調の原因というふうなものについては、コロナの問題もあるのかどうか分かりませんが、どのように感じておられますでしょうか。

○委員長 大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

一番大きなと言つてよろしいのかどうかなんですけれども、実は、このマイレージ事業、以前ですとハイジアパークを御利用なさっている方の特典というものがございまして。そういう関係で、定期的に御利用なさっている方が御応募いただいているというところもかなりあつたように記憶しております。

そういうところがなくなりまして大きく減つた分、それから、先ほどございました、コロナの関係でなかなか運動習慣のほうにまで結びついていないというふうな状況もあり、この点が大きくなって、ちょっと急激な減少とい

うふうになったというふうには見ているところ  
でございます。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 今、やはり健康というものが  
非常に一人一人が重要性が強くて、この前の補  
正予算の質疑の中でも、歩く人、あるいは走る  
人がどんどん増えているんだという話がござ  
いました。

そういう中で、これは山形県の事業ですよ、  
たしか。山形県では健康寿命日本一というもの  
を目指してやっているわけなんです、この予  
算そのものも非常に少ないような状況で、要す  
るに実際使っているお金もかなり、2,400円ぐ  
らいしかないというような状況あるわけですが。

私、以前も何回か申し上げたことあるん  
ですが、要するに健康のため、あるいは病気を予  
防するために人は歩く、あるいは走る、スポー  
ツなんかをやっているわけでございますが、目  
標を示してあげるべきじゃないかというふう  
に、私は思っているんです。

前にお話し申し上げた、横浜市での例があ  
って、例えば歩くことについて、何歩ぐらい歩  
けばこんな病気を予防できるとか、そういう  
ことを示しているんですね。だから、そうい  
う目標を示してあげることが必要なのでは  
ないか。

そして、その人その人の目標があってや  
っていると思うんですが、どの程度やればい  
いか分からない、分からないけれども健康の  
ために歩いているという方は非常に多いと思  
うんです。そういう意味では、目標を示して  
あげて、選択肢を示してあげることが必要  
なのではないかというふうには私は思うん  
ですが、その辺についてどうお考えですか。

○委員長 大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 ただいまの御質問  
にお答え申し上げます。

先ほど、ちょっと県の事業というお話が  
ございましたが、当初県のほうで仕掛けと  
いいます

か、そちらのほうをしまして、それ以降、  
各市町村でそれぞれに取り組むというふう  
な中身になってございます。

市町村によっていろいろな取組もござい  
まして、例えば具体的に数値的なところの  
目標を設定するというので、今の体の状態  
の数値を捉えて、それをどういうふう  
に改善していくかというふうな取組を、  
具体的にされているという事例などもお  
聞きしております。

ただ、なかなかやはり最初の入り口とい  
うところで、皆様の関心を持っていただ  
くところ、すとか、そういうところが非  
常に課題になるのかなと考えております。

このマイレージ事業も一つなんですけれ  
ども、これも包含するような形で、本当  
に体を動かすことによる健康づくりとい  
うものを、新たな事業の立ち上げも含め  
まして、検討してまいりたいというふう  
に現在考えております。

以上です。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 ぜひ、そういうふう  
にして、要するに一人一人がそれに自主  
的に、主体的に取り組んでいけるとい  
う、そんな形でできるように、ぜひお  
願いしたいと思います。

○委員長 要望でございますね。

ほかに質疑ございませんか。

5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 143ページの項目の  
一番上、子宮頸がん検診委託料561万  
1,729円、この子宮頸がん検診の、  
どれだけの人が検診を受けて、そして  
どれだけの発見というか、どういった  
ふうな結果になっているか、その辺に  
ついてお尋ねしたいと思います。

○委員長 大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 お答え申し上げます。

子宮頸がんの検診につきまして、受診  
率のほうですけれども、令和3年度では  
27.2%となっております。5年前の  
平成29年度くらいですと

21%くらいですので、少し伸びてきているという状態にはなっております。

ただ、現認率といいますかこの結果によってどれくらいがんになったかというところがございますが、今ちょっと具体的な数字は持ち合わせておりませんが、1桁台の非常に少ない数字になっていたかというふうに捉えております。

以上でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 対象者がどのくらいの数字なのか、ちょっとそれお聞きいたします。

○委員長 大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 お答え申し上げます。

令和3年度の対象者数でございますが、6,283人になってございます。

先ほどの現認率といいますか、確認されたものが2人というふうになってございます。

以上です。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 この子宮頸がんに関するワクチンもまた再開になったということなんですけれども、そのワクチンを接種された方はどのくらいおられますか。

○委員長 大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 お答え申し上げます。

HPVワクチンにつきましては、昨年度いっぱいくらいまでは積極的勧奨の差止めということで、今年度初めからこちらのほう積極的な勧奨ということで、様々なワクチン接種のほうの個別の勧奨ということで、通知等出させていただいているところでございますけれども。

今手元でございます数値では、例えば、実際の通常のワクチンの接種の年代につきまして、小学校6年生から高校1年生までなんですけれども、対象者のほうが640人でして、7月末までの接種という数字になるんですけれども、1回目接種が終わっている方で56人、2回目の接種が済んでいる方が18人、3回目の接種が済ん

でいる方が3人というふうになってございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 このワクチンについても非常に副反応というか、副反応どころではない非常に恐ろしいような結果があるというようなことを、私もどういふふうな状態になるかというのは、痛みにのたうち回るといふか、その動画を私も見せられまして、大変なことになるんだなと、もう死んだほうがいいというくらい、若い女性の方がのたうち回る動画を何人かを見せられて、非常にこれも恐ろしいんだなというふうなことなので、それゆえに8年間もワクチンを勧めるところがためらっていたのが、また改めて国のほうで勧め出したということで、私なりに非常に不安に思っているところですので、その辺も副反応の恐ろしさというものを頭に置きながら、この問題についても考えていただきたいということを要望しておきます。

○委員長 ほかにございませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 154ページの廃棄物関係、一般廃棄物処理のことでお伺いしたいと思います。

この成果報告書の中の40ページに、要するに千代田クリーンセンターごみ搬入状況の、可燃ごみ、粗大ごみを含めた令和2年度と令和3年度の表が載っております。

これを見ると、非常に減少している、持込みが非常に減っているというふうになっております。これは、一般的に言えばいい傾向なわけですけれども、これについてどういふふうな分析をされているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長 竹田啓子市民課長。

○市民課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

ごみの分別につきまして、市としましてもゼロカーボンに向けて大切な1項目でございますので、いろんな機会を捉えまして皆様方に分別を推奨しているところでございます。

その結果といたしまして、ごみの搬入量が少なくなったのではないかなというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 そういふ回答ですと大変嬉しいなというふうに思っています。

ただ一方で、コロナによってごみが出なくなったというふうなこともあると思っています。こういった傾向が続けば、当然ゼロカーボンシティ、あるいはSDGsに対応した行政というのができているというふうに思って、これは大変素晴らしいことだなというふうに思うんですが、この例えば可燃ごみで委託搬入についても36.6%、3分の1も減っている。それから不燃ごみの事故搬入に関してはもう110%も減っているというふうなことで。

これは普通に考えれば、そんなに急激に、例えば今課長がおっしゃられたような形で、生ごみの処理であるとか、様々なことを分別処理をされていてというようなことが効果を結んでいるというようなことであれば、それはそれでいいんですけれども、私はすぐそこまでいくのかなというふうに思っているんです。

例えば、我が家でも生ごみについてはコンポに入れて、できるだけ自分で肥料化するというふうな形にしておりますが、そういったものというのは、そんなに多くないのかなというふうに思っておりますので、この今の課長の話は、分別処理がなっているというようなことが大きな要因だというふうな話でしたけれども、私はコロナの影響が多く影響しているのではないかなというふうに見ているんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長 竹田啓子市民課長。

○市民課長 ただいまの御質問のほうにお答え申し上げます。

まず、委員おっしゃられた増減につきまして

は、パーセントではなく前年度と比較しての単位としてはトンになりますので、御了承いただきたいと思います。

また、委員御指摘のとおり、分別のみならずコロナの影響もあるのでないかということでございますけれども、確かにそういった影響もございまして、詳しく分析はまだしておらないところでございます。

以上でございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 失礼しました。増減、私も前年度比のパーセンテージのところを言えばよかったですけれども、いずれにしても下がっているということは間違いない。

こういうような形は望ましいと思いますし、例えば千代田クリーンセンターの負担金に関しても、例えばそういう形でごみが減少していけば、減っていくというふうな認識でよいのかどうか、それもお伺いしたいと思います。

○委員長 竹田啓子市民課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

委員おっしゃるとおり、ごみの量が減れば負担金もおのずと減っていくものだというふうに思っております。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 分かりました。

引き続き、市民への啓蒙というんですか、ぜひそういったことも含めて、SDGs、あるいはゼロカーボンシティといったことを標榜しておりますので、その辺市長も多分そういったことでお考えがあると思いますので、市長からお伺いしたいと思います。

○委員長 市長。

○市長 ごみの減量、今回の件については、事業活動の減少ということもあろうかと思いますが、いずれにしても今後の持続可能な社会をつくる上では重要な項目ですので、力を入

れて取り組んでまいります。

○委員長 ほかにも質疑ございませんか。

5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 147ページの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費に関連して、あとワクチン接種委託料というのは報酬改定分の1,189万何がしと、あとワクチン接種委託料9,900万何がしあるんですけれども、この中でいうと、これは全部医療機関に支払われた金額と考えていいんですか。

○委員長 嶋貫幹子ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹 それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

ワクチン接種委託料につきましては、医療機関のほうにお支払いする、個別接種をしていた分のご増額分とさせていただきます。

その上でございます、ワクチン接種委託料の報酬改定分でございますけれども、こちらにつきましては、集団接種実施時に当初計画した人数よりも、南陽市のほうで多い人数を接種していただいたということがございまして、途中で先生方のほうにお支払いする報酬を改定させていただいた分の増額分が、こちらの委託料となっております。

以上でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 9,900万円というのは、これ個別接種のほうで、そのほかに集団接種というのは、その上の職員手当というふうなところが集団接種の分になるんですか。

○委員長 嶋貫ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

大変申し訳ございませんでした。ワクチン接種委託料のほうだったんですけれども、こちらのほうが個別接種と集団接種と両方の接種に伴うものでして、個別接種にお支払いしている医療機関の分と、集団接種で来ていただいた先生

方、看護師の方、薬剤師の方にお支払いする報酬のほうも含まれているんですけれども、先ほど申し上げた改定分というのは、集団接種のほうで増額した部分ということになってございます。

以上です。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 分かりました。

これ、全部国のほうから来る金だと思いうんですけれども、これだけの金、医療機関のほうに支払われて、そのほかにトータルすると何ぼなるんですかね、かなりの金額の金があつて、実際、どれだけ効き目があるのかとって、そういったところになると非常なクエスチョンマークがだんだん大きくなる現状の中で、やはり我々この数字を頭に入れて、これが正解だったのかどうだったのか、これは令和3年分だけでこの数字なわけで、これに今度は令和4年度の分が重なるわけで、その辺果たして本当にこれでよかったのかどうかということを、改めてじっくり考えるべきではないかと、私なりに思っていますんで、その辺市当局の方々も、この数字とその費用対効果というところの問題を、ある意味深刻に考えていくべきなのではないか。

これは南陽市だけでなく、当然日本全体の問題もあるわけなんですけれども、これは大変非常に大きな問題であると私なりに認識しておりますんで、その辺市長自身もワクチン打たれてコロナになった立場からお答えいただきたいと思えます。

○委員長 市長。

○市長 国策として進めているワクチン接種でありますので、市としては希望する方にスムーズに接種できるように、今後も力を入れてまいります。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 国策に全部従うかどうか、その辺でいろんな、何回も言いますけれども泉大



津市の南出市長のようなやり方もあるわけで、その結果で、南陽市が小児のワクチン接種率53.2%、それに対して大阪全体で7.2%ですか、6分の1以下と。そういったような状況もつくれるわけなんで、その辺しっかり考えた上で、今後とも取り組んでいただきたいということを強く要望しておきます。

以上です。

○委員長 ただいま審査の途中であります、ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時57分 休 憩

---

午後1時00分 再 開

○委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き審査を行います。

第4款衛生費、142ページから155ページまでについて、ほかに質疑ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○委員長 次に、第5款労働費、155ページから156ページまでについて、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 次に、第6款農林水産業費、156ページから176ページまでについて、質疑ございませんか。

9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 ページ数が175ページ、農林水産業費の2目林業振興費の中の備考欄の013番、森林環境・森林経営管理事業についてお尋ねします。

本市も、令和元年度から森林環境譲与税を交付されて森林の整備を進めているわけですが、その中で、令和3年度は交付された金額が1,077万円余りですね。令和2年は1,073万円、交付初年度の令和元年は505万円ということで、その整備の中で、それぞれ年度末にその用途実績を公表しなければいけないということになっ

ているんですが、本市の場合は公表されているのでしょうか。

○委員長 寒河江英明農村森林整備主幹。

○農村森林整備主幹 ただいまの質問にお答えいたします。

これにつきましては、森林環境譲与税の用途につきまして、公表することが義務づけられますので、年度末といたしますか、本市の場合、定例会決算委員会が終わってから公表することで準備を進めております。

以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。

9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 それは、今年度の場合のことを言っているんですか。もう既に令和元年度から交付して事業はされているわけですよね。その間の年度については公表されているという解釈でよろしいんですか。

○委員長 寒河江農村森林整備主幹。

○農村森林整備主幹 お答えします。

すみませんでした。これにつきましては、毎年度1回公表してございます。ですので、譲与が始まった令和元年から毎年公表しておりますので、御理解ください。

以上です。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 分かりました。

それで、令和元年度からこの森林環境譲与税に伴いまして、森林経営管理制度がスタートしております。それで、この件につきまして、令和2年9月の定例議会の一般質問で、山口議員のほうからも質問されたわけですが、そのときに、本市の整備率は22%というふうに答弁されているわけですが、その整備率については、今のところどういう状況になっているのでしょうか。

○委員長 寒河江農村森林整備主幹。

○農村森林整備主幹 お答えいたします。

以前、山口正雄議員から御質問あった内容についてお答えしましたが、それにつきましては、令和2年度においてその前の10年間の整備率をお示した数字でございます。その後、時間が経過してございますので、整備率は若干上がっているものと認識しております。

以上です。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 その整備率の中で、特に本市の場合、吉野川流域のほうが整備率が上がっているということで、織機川流域のほうがほとんど手つかずということで、大体織機川流域に140ヘクタールほど民間の森林があるということで答弁されていますけれども、その後、ほとんどの山が県の財団法人の林業公社が主だということで、市長の答弁では、林業公社と申入れして山の整備を進めてもらうというふうに答弁されているわけですが、その後の経過はどういうふうになっているのでしょうか。

○委員長 寒河江農村森林整備主幹。

○農村森林整備主幹 お答えいたします。

林業公社ともお話ししておりますが、具体的に拡充とか、新たに実施した区域はございません。

以上です。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 幸い、今年はそんなに山から流木が流れてくるような大洪水に、今のところ遭っていませんけれども、やはり全域的にカバーしていかないと、吉野川流域だけどんどん進めていって、織機川流域のほうがほとんど手つかずということでは、整備は災害だけの整備ではありませんけれども、今後、一生懸命進めていっていただきたいというふうに思います。そのことを要望して質問を終わります。

○委員長 ほかにございませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 161ページ、048ワイン振興支

援事業費についてお伺いをしたいと思います。

ここは農林水産事業費の中での項目で、いわゆる醸造用の設備であるとか、そういったワインを生産するための今回の補助金というふうな形なんですけれども、もうちょっと包括的に、商工政策、観光政策も含めての話になるんですが、これ市長にちょっとお伺いをしたいと思います。

以前、私も一般質問で、ワイン王国にするべきだと、南陽がですね、そういった提案をしました。例えば、南陽市に来たら、やはりワインのまちだよなここはと一遍で分かるようなもの、いろいろ雑誌等でも紹介はされていますけれども。ただ、いわゆる観光客であろう、あるいは宿泊客でも、やはりワインのまちだよな、ここってすごいなっていうように、いろんな意味です、それは。ワインがあるというようなこともある、ワインを作っているブドウもある、それからいわゆるツアリズムもできるとか、様々なソフト面、ハード面いろいろあると思います。

そういったことを、私は南陽の国際ブランドの一つとして考えていくところだというふうに思っているんですよ。ラーメンだけじゃなくて、ラーメンはラーメンでまずやってですね、やはりワインというのは非常に裾野の広いものだというふうに思っています。生産から販売、流通、そして関わる人、いわゆる食べ物の中でも料理に関してもそうですし、宿泊にも関与される。そういった意味で裾野が広いというふうに思っていますので、ぜひこの辺、私はワイン王国、市長は国王になってもらいたいみたいな話もしましたけれども、ぜひそういった何か目に見えるようなもの、策というものを考えてもらいたいと思うんですが、その辺について市長はどのようにお考えか、お伺いをしたいと思います。

○委員長 市長。

○市長 委員のおっしゃる提案についてはその

とおりでというふうに思います。そうした意味で、コロナ前にはワインフェスティバルを入場者が増えるように、様々な工夫を実行委員会の皆さんと協力をして施していたり、あるいはワイン醸造しやすい環境をつくるための特区であるとか、あるいは補助制度であるとか、そういったことを行っております。

また、上山市と連携してワインツーリズムも始めたところでありましたが、これはコロナで今中止せざるを得ないことは非常に残念で、今後ぜひ再開していきたいというふうに思います。

そうした一連の施策について、ブドウ産業活性化プロジェクトということで、ちょっと何年度からかは今失念しておりますが、ブドウ産業活性化プロジェクトということで始めております。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 そういったブドウ産業活性化、いわゆる文字通り産業だと思えますよ。一つの企業じゃなくてまさしくクラスター的なものだというふうに思っています。

したがって、そういったものを、例えばワインフェスティバルならワインフェスティバルの一つのイベントだけではなくて、いつどこに来ても南陽というのはワインの里なんだなど。例えば看板にしても何しても、例えばの話。そういったものがやはり分かるような形というのが、私は必要だと思うし、そういった受皿も必要だと思っています。

そういった、今言ったブドウ産業活性化プロジェクト、そういったものをもっとより深化、深く、あるいは進む化していただいて、ぜひよろしくお願ひしたいなというふうなことで、要望したいと思います。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 実は、この間、土曜日17日ですけれども、市民大学で南陽市のブドウ、ワインに関するシンポジウムが開催されました。

そこで、私も本当に驚くことばかりいろいろお聞きしたんですけれども、ただ南陽市というのがワイン王国という言葉だけでなく、歴史的な背景からさらに現状、そして未来につながるような物すごい可能性を持っているというふうな内容が、中でずっと論じられたんです。

非常にこれ貴重な内容なんで、何とかこれ市民大学、最終的な報告を待たずに早く報告出す必要があるんでないかというようなことを、社会教育のほうとも語ったところなんですけれども。

どういう内容かという、歴史的に言うと、南陽市というのは、日本のワインの苗木のほぼ7割を、原点がこの南陽市というか赤湯にある。さらに言うと、今、国産ワインと言われているんですけれども、国産ワインと実は日本ワインというその二つの区別があって、国産ワインというのは、外から持ってきた、外国から持ってきたブドウ酒のもとをそれをもとにして日本で作れば、国産ワインとなっているんだけど、赤湯の場合は日本ワインという中にくられて、日本ワインというのは日本で育てたブドウをそれをワインにする。これは甲州もどこも大体国産ワインで、本当に日本ワインと名のれるのは、全国でもこの赤湯だけだ。

それから、もう一つちょっと思い出したのが、今、日本のワインで非常に最高のランクに位置づけられるのが、桔梗ヶ原ワインというのがあるんだそうですけれども、その原点は南陽市にある、赤湯にある、赤湯の紫金園、あそこから出ているんだ。そういったような話もろもろ、もっといろいろあるはずなんですけれども、私、頭の中覚え切れないくらいいろんな話があります。

そういったことで、南陽市には単なる言葉だけでなく、非常に歴史的な背景、さらに現状のそれなりに誇り得る実際に価値ある場所なんだということを、この間、いたく認識させられ

たのが、この間の土曜日のシンポジウムでしたので、市長御自身もぜひ内容をお聞きになって、自信を持って高橋一郎委員の提案を取り入れて頑張っていたいただきたいと要望しておきます。

○委員長 要望ですね。  
ほかにございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第7款商工費、176ページから186ページまでについて、質疑ございませんか。

11番川合 猛委員。

○川合 猛委員 184ページ、第7款商工費、4目観光施設費、スカイパークエリア関連でお伺いいたします。

十分一山展望台についてですが、管理については商工観光課でよろしかったでしょうか。大丈夫ですか。

まず、大きな駐車場がありまして、ほとんどが土のまま、この間まで草がぼうぼうで非常に荒れておりましたが、ここ1週間ぐらいできれいに刈り取っておられました。

あの中に、9台分ぐらいのアスファルトに白線を引いた駐車場がございます。その脇に階段がございます、30メートルぐらい上りますと十分一山展望台がございます。

アーチ形のベンチがありまして、真下を見ますと白竜湖、また周りの田、米沢のほうまで見渡せるすばらしいビューポイントなんです、ここ最近、真下の樹木が大きく伸びまして、現在、当初の頃の3分の1しか見えません。非常に残念なんですけれども、まず最初に、あの木は誰の持ち物で、切ることができるのか、できないのかお伺いいたします。

○委員長 長沢俊博商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

まず、あの場所なんですけれども、南陽市の土地になっておりまして、先ほどお話あった展望台については、山形県が整備していただいて、

平成15年あたりに南陽市のほうに譲渡された施設というふうな認識でおります。

ただ、土地の所有については前々から南陽市となっております、あそこの部分、アスファルトの駐車場も含めて商工観光課のほうで管理をしている状況でございます。

私も、9月17日の土曜日の日に、朝、現地のほうに行きまして、展望台のベンチ、木が一部腐っていると申しますかそういった状況だったり、あと、今委員おっしゃったように、そこから眺めると白竜湖が、今、残念ながら見えない状況で、下の木が生い茂っているような状況、それも確認しております。

課の中で話した内容では、例えば来年度予算に向けてあそこを伐採することができないか、ちょっと予算措置も含めて、あとは伐採可能かどうかも含めて、課の中では検討しようというふうになっている状況でございます。

○委員長 11番川合 猛委員。

○川合 猛委員 これから、あそこは雲海のシーズンに入ります。そうしますと県外から多くの車があそこに登ってくるんですね。ぜひ、あそこで見てほしいと思うので、ぜひ伐採に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

なぜこう言いますかと申しますと、あそこで見て見えないもんだから、上のスカイパークのランディングエリア、あそこに入って見るんですね。それで、雲海だけ見て帰られればいいんですけども、雲海がなくなって白竜湖等々が見えてくる、その光景も大変すばらしい光景なんです。そうしますと、飲物とか食べ物を持ってあそこのランディングエリアに入るわけですね。ごみが出るということもあるので、私あそこには入るべきではないと思うんです、用途が違うわけですから。だから、ぜひ展望台を全て見渡せるようにぜひしていただきたいと思います。要望させていただきます。

○委員長 ほかに質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第8款土木費、186ページから197ページまでについて、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 次に、第9款消防費、197ページから203ページまでについて、質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第10款教育費、203ページから242ページまでについて、質疑ございませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 小学校、中学校の教育費についてお伺いをしたいと思います。ページ数で言うと216ページからですかね。

今、いわゆるGIGAスクールになって、いわゆるデジタル化、タブレットによる授業というふうに行われていると思うんですね。それについての現況について、私ちょっとお伺いをしたいというふうにまず思います。

要するに、デジタル教科書化になってきているというふうには思っているんですが、どの程度になって、どの程度の授業をやっているのか、まず最初にお伺いしたいと思います。

○委員長 佐野浩士学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

個人に貸与しているGIGAタブレットにつきましては、調べ学習や自分でのレポート作成、それからオンラインでのドリル学習等に活用しているところでございます。

教職員の研修も進みまして、授業に活用できる事例集なども市独自で作成し、教職員と共有できる状態にしているところでございます。

デジタル教科書につきましては、教師用のデジタル教科書と学習者用のデジタル教科書で分かれています。学習者用のデジタル教科書、

児童生徒用のデジタル教科書につきましては、現在、国の実証検証にのっとりまして、中学校の英語、それから小学校の外国語、それから中学校では理科、小学校では算数と一部生活科のデジタル教科書が入って、それぞれ活用しているところでございます。

以上でございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 そうすると、いわゆる本といわれるまさしく教科書のもとデジタル用の、デジタルには完全移行にはしていないけれども、そういった過渡期だというふうなことだと思うんですね。

そういった場合、例えば宿題等を預けた場合に、その宿題もデジタルの自分が持っているものでやっていくという、宮城の場合はそんなことをやっているようですけれども、そのような形になっていくのか、まずはそれが一つと。

そういったことをやっていって、子供たちの学習習熟度というんですかね、何か今までと変わったものがあるのか、あるいは学校の指導の方法としても非常に大変いいというふうなことになるのか、その辺ちょっとまだデータ不足だとは思いますが、課長の分かる範囲で結構ですので、どういうふうな今状況なのか、そこをお伺いしたいと思います。

○委員長 佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、まだ、それこそ実験中というような状況ではございますけれども、実践が進む中で、効果を上げている点としましては、クラウド上にデータを上げまして、家庭でそれを引き出して各個人が課題をやる、またクラウド上に戻して学校で開くなんていうようなところが、できるようになっている状況です。

臨時休業になったときなどにもこういった形で取り出して学習できるというような、今状況

になっているところがございます。

ただ、こちら、今まで私どもが経験していました宿題、みんなが一斉に同じものをやるという課題の与え方ではなくて、今、個別最適な学びなどよく言われますけれども、そういった点でその子に合った学びを様々な選択できる、その端末一つで様々な選択ができる、ドリル学習もできれば、調べ学習もできる、書物を読んだりもできるなんていうことで、その可能性が広がっているという部分については、今後、研究も必要ですし、そういう効果は期待できるなというふうに考えているところがございます。

タブレット端末を使って1人で学ぶということもできますし、共同的に学ぶということにつきましても効果が、事例とかもございますので、それらも含めて、教職員の研修も含めて進めてまいりたいと考えています。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 分かりました。

デジタル化以降になっていって、デジタル教科書というのでも遠からずになるのかなというふうには、私個人的には思っています。そういった場合の、今はいい方向で、非常に学習の広がり、あるいは個人によって様々な習熟度のスピード、いろんなことがいいほうになるというようなことなんですけれども。

そういった場合の、例えば学校の先生が、どの程度この子は習熟して進んでいるのかというふうなこと、いわゆる評価も含めてしなきゃならないと思うんですけれども、その辺についてはどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○委員長 佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

その評価につきましては、委員御指摘のとおりでございますけれども、何のために評価するのかと言いますと、その子の力を伸ばすため、個に応じた能力を高めるということが重要な

というふうに思っています。

そのためには、端末でやった履歴等を適正に管理して、ここがこの子には必要だななんていうポイントを教職員が適切に声かけできるような、ある意味教職員側のスキルアップも必要だなというふうに考えています。学校教育課としましては、それらも含めて研修、充実させていきたいと考えています。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 分かりました。

ぜひ、先生も勉強しながらやっていくということだと思っんですね。

要望になりますけれども、何ていうんですかね、私たちもそうですけれども、デジタル社会になってくると、人間と人間との関係がどうしても希薄になってくるというふうな、一つの逆の面もあると思います。その辺も含めて、ぜひその辺の弊害のないようにってなかなか難しいと思うんですけれども、ぜひそういったことの観点も入れていただきながら、研修等も含めてお願いしたいものだというふうに思います。

なお、教育長にもお伺いしたいんですが、その辺やはり大きな転換点になっていると思うんです。そこについて、コメントというんですか、教育長の考え方を伺いたしたいと思います。

○委員長 長濱洋美教育長。

○教育長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

やはり世の中デジタル化、情報化、目にも留まらぬ速さで進んでいるということ、私も日々実感しておりますが、やはり子供にとって何が大切なのか、その発達段階で何を必要とするのかということは、常々学校としても教員一人一人も考えております。

南陽市教育委員会でも、今年度から第6次教育振興計画推進しておりますけれども、これまでどおり、情操教育というようなところも重視

しながら、子供の心を育てるところを大事にしていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長　ほかに質疑ございませんでしょうか。  
5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員　231ページから234ページまでわたってあります、文化会館に関してお尋ねします。

文化会館の使用料、歳入のところで見たんですけれども、今回、590万7,000何がしだったんです。それで、コロナ以前の令和元年を見ますと、1,321万6,100円と倍以上だったわけです。これもコロナの影響というか、それが出ているんだなということ痛切に思ったわけですが、

この文化会館、一時はギネスに掲載というようなこともあったりしまして、地域一番の何となくイメージがあったわけですが、その後、山形にやまぎんホールですか、ああいったホールが出たりしまして、ここちょっと油断しているとか、気抜くとだんだん埋もれてしまうのではないかと、そんなふうな心配をするわけです。

そういったわけで、文化会館のコロナ後を見据えながらどういうふうな方向で、どうやっていくのか、その辺に関してどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

○委員長　嶋貫憲仁みらい戦略課長。

○みらい戦略課長　ただいまの高岡委員の御質問にお答え申し上げます。

文化会館につきましては、おかげさまでこの10月をもってこれから8年目の運営というふうなことになります。

御承知のように、コロナ禍の間につきましては、コンサート等もかなり絞られました。でも、おかげさまで今年度に入りましてから、コンサート等プロモーターさんの御利用も増えておりまして、使用料につきましても、見込みでござ

いますが、今年度は1,000万円ぐらいの使用料は見込めるのかなというふうに思っております。

コロナ中におきましても、営業であったりとか、あと直接の行き来できない場合は、はがき、手紙等での御挨拶等もさせていただきました。引き続き市民の皆様、様々な方に御利用いただき、多くの方が南陽市に訪れていただけるように、御利用いただけるように頑張りたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長　5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員　これ現状の稼働率、ある意味どういうふうな形で稼働率が当てはまるかどうか分からないんですけれども、一般的に考えて、あの文化会館の稼働率が何パーセントくらいか、そして、可能な稼働率というのはどの程度なのか、その辺についての数字がありましたら教えてください。

○委員長　嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長　ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

まず、令和3年度の大ホールと小ホールの稼働率でございますが、1年間平均で大ホールが31%、小ホールが50%となっております。

今年度につきましては、8月末までの平均でございますが、大ホール37%、小ホール73%、日数にいたしまして、4から8月で49日、小ホールは96日の御利用をいただいているところでございます。

以上です。

○委員長　5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員　これ稼働率37%、75%という数字、今お聞きしたわけですが、これ可能とかぎりぎり使えば100%がぎりぎり使った状態と考えていいわけですか。

○委員長　嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長　ただいまの御質問にお答え申し上げます。

委員のお見込みのとおりでございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 ということになりますと、大ホールの場合は、今のあれからいけばあと63%可能性がある、小ホールの場合は25%の可能性があるとこのようにいうことで、その辺に営業努力というか、そういったふうな今後の可能性もあるわけですから。

今年度に入って1,000万円、コロナ以前の水準まではいなくても、それに近づいているというふうなことをお聞きしまして、一応安心はしたところなんですけれども、やはり気を抜かずに何とか営業努力というか、そういったふうなことに現在の営業努力についての取組というのは、現状どのような形になっているか、お聞かせいただきたいと思っております。

○委員長 嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 御質問にお答え申し上げます。

営業につきましては、年間を通して仙台とあと東京圏のプロモーターにお邪魔をさせていただいております。併せまして、目下の大きな重点の取組といたしまして、10周年に向けての様々な取組を今検討しているところでございますので、その節目の年に向けてというふうなことも含めて、積極的にプロモーターとの今までのパイプをさらに太い形にやってみようというふうに思っております。

以上です。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 10周年という手があったかとなるほどと思ったわけなんですけれども、やはりこれを使えば使うほど、それ自体がもう宣伝になるわけで、それで人も集まってくる、それに付随したまたいろんなビジネスホテル、そういったものも考えてはいるものの、なかなかいかないというの、それなりにうまく、100%までいなくても、そういった流れが出てくるのであれば、いろんな形でプラスの効果というところ

は出てくると思います。そういったところも踏まえて、市長なりのこれからどういうふうな文化会館を持っていったらいいか、市長なりにどのように考えておられるか、そのお考えお聞かせいただきたいと思っております。

○委員長 市長。

○市長 概要は、みらい戦略課長から申し上げたとおりです。

特にそこに付け加えるとすれば、木造の音楽ホールとして世界最大だと。音質の良さということを、ぜひ広く音楽関係の皆さんに知っていただけるような取組が必要だというふうに思っています。

○委員長 ほかに質疑ございませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 236ページの埋蔵文化財の発掘の調査のことです。

南森遺跡についてですけれども、これはいろんな意味で調査前は非常に歴史的な価値がある、大変期待をしております。この中で、いわゆる確認調査概要長岡南森遺跡確認調査の概要というのがあるわけなんですけれども、これは端的に言って古墳というか、あるいは歴史的なものというふうなことの認識については、あまり期待できなかったというふうに考えていいのかどうか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○委員長 山口広昭社会教育課長。

○社会教育課長 委員の御質問にお答えいたします。

長岡南森遺跡につきましては、平成30年から発掘調査を実施してございます。その中におきましては、当然、今委員おっしゃったような古墳の可能性について、我々大きな期待を持ちながらこの調査を進めてきたことも事実でございます。

一方においては、決定的な古墳と言われる出土品、それからそういった構造、こういったものもまだちょっと結論を出すところの成果は得



ていないことも事実でございます。そちらについては、調査検討委員会という専門の識者の方の委員会がございまして、そちらのほうで調査を、結果等の集約をお願いする立場ではございますけれども、まだ断定的に古墳ではないという段階に至ったものではございません。ただ、別な可能性もあるのではないかとというようなところで、現在、識者の方から様々な御助言をいただいているというようなところでございます。

以上であります。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 分かりました。

まだ断定はできないし、調査内容についてもいろんな角度で考えているというふうなことで理解しました。

これ、調査検討委員会については、不定期に開催されていると思うんですが、これの計画というか、どのような形で世の中にしっかりと、こういったものだったんだというようなことの報告ができる、ロードマップというんですかね、どのぐらいの日程を考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○委員長 山口社会教育課長。

○社会教育課長 お答え申し上げます。

識者の御意見、そちらにつきましては毎年実施してございまして、不定期という形ではなくて定期的に御助言をいただいております。

その中において、平成30年から5か年程度で一定の方向性を打ち出したいというような考え方をもち、今まで発掘調査進めてきたわけでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、古墳のほかにも様々な可能性が出てきたのではないかとというような御助言も賜っておりますので、この5か年にとらわれることなく、もう少し長いスパンで調査検討しなければならないのではないかとということで、様々内部で検討、また識者の助言をいただいているところでございます。

以上であります。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 分かりました。

長いスパンでというと、本当に10年単位なのかどのぐらいか分かりませんが、本当に確定はできないと思いますよ、できないと思うんですが、いわゆる例えば5年で一つの結果を出そうと今までした。ところがちょっと不確定なことが出てきたということも含めると、また5年くらいというふうな、単純にですね、そのような考えで大ざっぱになるんですけども、見ていいのか、あるいはもっと先なのか、その辺の、5年を基準に先か後かぐらいをちょっと教えてもらいたいと思います。

○委員長 山口社会教育課長。

○社会教育課長 お答え申し上げます。

これにつきましては、私も本当に予断を持ってお話しすべきではないというような考え方の前提に立ってお話し申し上げますけれども、事務方としては、長岡南森の遺跡については5年を目途にひとつ発掘調査をしてきた。この5年をもってまだ結論に至らないということで、どのぐらいのスパンでまた考えているのかというようなことではございますけれども、調査の専門の識者の先生方とは、2年もしくは3年程度で、新たな可能性の断定に至れないだろうかというようなところでの、今話をしているところであります。

以上であります。

○委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 次に、第11款災害復旧費から第14款予備費までの242ページから246ページまでについて、質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認第1号 令和3年度南陽市一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、認第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第2号 令和3年度南陽市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

これより質疑に入ります。

248ページから273ページまでの事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出全般について、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認第2号 令和3年度南陽市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、認第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第3号 令和3年度南陽市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

これより質疑に入ります。

276ページから298ページまでの歳入歳出全般について、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認第3号 令和3年度南陽市財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、認第3号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第4号 令和3年度南陽市育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

これより質疑に入ります。

300ページから303ページまでの歳入歳出全般について、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認第4号 令和3年度南陽市育英事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、認第4号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第5号 令和3年度南陽市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

これより質疑に入ります。

306ページから328ページまでの歳入歳出全般について、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認第5号 令和3年度南陽市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、認第5号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第6号 令和3年度南陽市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

これより質疑に入ります。

330ページから337ページまでの歳入歳出全般について、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論

を終結いたします。

お諮りいたします。認第6号 令和3年度南陽市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、認第6号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

~~~~~

認第7号及び 認第8号の計2件

○委員長 次に、認第7号 令和3年度南陽市水道事業会計決算の認定について及び認第8号 令和3年度南陽市下水道事業会計決算の認定についての2議案について、当局の説明を求めます。

佐藤和宏上下水道課長。

〔上下水道課長 佐藤和宏 登壇〕

○上下水道課長 〔令和4年9月定例会 決算に関する説明書により 認第7号及び認第8号について説明〕省略別冊参照。

○委員長 初めに、認第7号 令和3年度南陽市水道事業会計決算の認定について審査を行います。

これより質疑に入ります。

2ページから43ページまでの水道事業会計全般について、質疑ございませんか。

16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 本来ならば、この上下水道の質問についてですけれども、今回、補正予算が上下水道の場合なかったわけですよ。それであえて決算委員会で質問したいというふうに思います。

市長にお尋ねしたいんですが、寒河江市では、

コロナの問題、あるいはそれに加えて円安と物価高に苦しむ市民の皆さんのため、事業者のために、水道料金の基本料金を半年間、10月から来年の3月までこれを無料にすると、こういう報道あったわけですがけれども、市長、御存知ですか。

○委員長 市長。

○市長 存じております。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 それでは、話が早いわけですね。

それで、7月19日に臨時議会開いて市が提案した独自の事業ですね、無料化の事業を予算は議決されたと、こういう報道あったわけです。

この南陽市においても、コロナ禍の問題で物価の高騰とか円安とかですね、そういう状況の中で、南陽市の市長としては考えていませんか。

○委員長 市長。

○市長 物価高等に対する経済対策については、今庁内で検討しているところです。

寒河江市ではこういう形で行っておりますし、そのほかのところでも給食費とか、いろんな形で行っておりますが、どういった形が南陽市に配分される臨時交付金の中で一番生きる使い道かというのは、寒河江市のものも参考にしながら、南陽市にとって一番いい方法を探ってまいりたいと思っております。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 このお金は、市長も御承知のように感染症対策の地方創生交付金と、これを活用すると、こういう方向で7月の臨時議会では決定したそうです。財源は1億2,000万、半年間でね。

南陽の場合は寒河江市さんと違って人口少ないわけですから、1億2,000万も半年間でかからないわけですがけれども、この地方創生の臨時交付金を使って、私は、やればできるのかなど。それは、長たる白岩市長が判断すればすぐでき

ると、こういうふうになると思うんですよ。ぜひその辺、庁舎内で議論をして実現の方向に向けて頑張っていただきたいもんだなど、このように思いますがどうでしょう。

○委員長 市長。

○市長 委員のお気持ちはしっかり受け止めさせていただきます。その中で、水道の基本料として経済的利益といいますか、支援を市民の皆さんにお渡しするのがいいのか、それともクーポン券の形がいいのかとか、いろんな方策ございます。その中で、一番いい方策を探ってまいりたいと思います。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 私も二、三お聞きしたんですけれども、これは南陽市民全体の、しかも市民だけでなく商店街の事業者、事業主の方々にとっても最良でないのかなと私思うんですよ。

ですから、ぜひ市長の考え次第でどうなるかわかりませんが、ぜひ前向きな方向性を探って、ぜひ実現していただきたいもんだなど、このように重ねて御要望申し上げます。

○委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認第7号 令和3年度南陽市水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、認第7号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第8号 令和3年度南陽市下水道事業会計決算の認定について審査を行います。

これより質疑に入ります。

46ページから93ページまでの下水道事業会計全般について、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認第8号 令和3年度南陽市下水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、認第8号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。委員各位の御協力に対し深く感謝申し上げます。

閉 会

○委員長 これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

御起立お願いいたします。

大変御苦労さまでした。ありがとうございます。

午後 2時08分 閉 会

決算特別委員長 板 垣 致江子

議 案 等

(令 和 4 年 9 月 定 例 会)